

しくない。余は背にシャツを負ふやうにして乾かし、着て居るシャツが濡るれば直にぬぎかへてそれをまた脊中で乾かすやうにしてアフリカの西海岸を旅行したが、その注意があつた爲に決して熱病に冒されなかつた。

一七、清潔

野營の土地は常に清潔にして置かねばならぬ。それは蠅を驅逐する爲ばかりでなく不潔にとり散して置けばその跡を見て敵から色々の事を探られるからである。故に義勇團兒たる者は常に清潔にする習慣をつけねばならぬ。不潔な者は團兒たる資格がない。天幕内に居る時にも常に清潔にして居ねばならぬ。それは何時呼び出されるかも知らないからである。それで自分の家で眠る時にも衣服を一定の場所にたゝんで暗い中でもすぐに見つかる様にして置かねばならぬ。

第十三節 觀察

一、「證據」の觀察

證據を認識すること

團兒の所謂證據とは足跡、折れたる小枝、踏み据ゑられたる草、食物の残り、血の滴、毛髮等の些細なる搜索上の手懸りとなるものを云ふ。

ウォーター、スミスサン氏は往年カシミルを旅行中、數名の土人を従へて仔鹿を殺して持ち去つ

た黒豹の足跡を手寄りに跡を追うて行つた。さうすると廣い平な石に來かゝつたが、勿論これには黒豹の足跡は付いてゐなかつた。土人は直ちに石の向側に行き、手を濡して鋭く角立つてゐる石の端を撫で、遂に仔鹿の毛の附いて居るのを發見した。これで黒豹が仔鹿を引摺つて降りた場所が分つた。この毛の如きは團兒の所謂證據である。

團兒の學ぶべきことの中最も大切なのは何物にも注意を怠らぬことである。團兒は些細な點及び些細な證據に注意し、その意味を考へなければならぬ。これは市街に於ても田舎に於ても學ぶことが出来る。

同様に不思議な音響又は特殊の匂ひに注意して自ら其意味を考へて見なければならぬ。かゝる證據に注意することを學ばなければ、團兒たるの資格が無い。

團兒は遠近に拘らず自己の發見しない内に他人に物を發見されることを非常な耻辱と考へて居るのである。

私は過日一人の團兒と共に倫敦ハイド公園を歩いてゐると、纏て彼は「あの馬は少し跛を引いて歩いてゐます」と云つた。近處に馬はゐなかつたが、彼は遙か遠方のサーペンタイン河の向ふを注視してゐたのであつた。次に彼は道に落ちてゐる鈕を拾つた。彼の眼はよく遠近を注視してゐたのである。

團兒は始めての街に行つて自己の通つた道にある主要な建物及び側道の様子を注意し、如何なる



店舗があるか、又その店舗に如何なる商品が陳列してあつたかに注意し、如何なる車輛に遭ひ馬具等が整頓して居つたか否かと云ふ様なことに注意し、特に如何なる人に遭ひ、その人の容貌、服装、靴、歩み振り等に注意し、警官等の質問に答へらるゝ様にして置かなければならぬ。キプリングの書いた「キム」と云ふ小説に二人の少年が色々な物を載せた盆を一分間見て其盆の中に載つてゐた品物を記憶を辿つて云ひ當てる観察遊戯を教へられると書いてあるが、英國少年義勇團に於ても實際この遊戯を行つてゐる。

二、人物觀察

團兒は汽車、電車等にて相客の顔、服装、話し振り、等を觀察して後に之れを報告し得る様に心懸けねばならぬ。さうしてその容貌、舉動等に

より相客の身分、職業、境遇等を觀察することが必要である。併しこれは相手に氣附かれぬ様にせぬと、相手が警戒して真相を觀察することが出来なくなる。人々を觀察し、その才能を觀察することは商業上非常に有益であり、殊に店員、賣子等に取つて有益である。

帽子の冠り方で其人の性質が解ると云つて居る。少しく斜に冠る人は善良なる性質の人であり、非常に傾けて冠る人は傲慢な人である、阿彌陀に冠る人は借金取が來た時金を出ししづる人である、真直に冠る人は大概正直であるが遅鈍だと云はれて居る。

歩み振りに依つても人の性質が解る。切りに腕を振つて小跨に歩む人はせゝこましい人、急いでびよこゝ歩む人は神経質の人、のらくら者は大儀らしく歩き、少年義勇團兒は滑らかに且速かに歩むと云つた風である。

又履物などから人物を判定することが出来る。バーデン・パウエル中將が或時田舎を旅行中立派な着物を着た若い婦人に遭つた。同行の一婦人は中將に對つて誰れでせうと云つたが中將は多分何處かの女中であらうと云つた。その若い婦人は立派な着物を着てゐたがその靴が見すばらしかつたので、誰かに貰つた著物をきてゐたのだらうと推定したのである。果せる哉、彼女は中將の泊つてゐた家の下女下男の入口を入つた。それで彼女は同じ家に泊つてゐた誰かの女中であるこ

とが知れた。

三、屍體の附近の證據

自分が最初に人の屍體を發見した場合には、屍體の附近の些細な證據物が踏み消されたり、移動されたりしない中に検査し記憶して置かなければならぬ。出来るならば現場の寫眞を撮るか、見取圖を書いて置くと宜い。

最近二回許り最初のうち縊死と間違へられた事件があつた。その一方の場合は附近の木の枝が折れ、草が踏み仆されて居り、今一方の場合は皺になつた布が遺してあつたので、謀殺を行つた後縊首して自殺したものの如く取繕つたのであることが解つた。

指紋も犯人搜索の上に非常に有效である。獨逸の刑法學者グロース博士の著書に次の様なことが書いてある。或時一人の老紳士が前額に傷を負うて寢室内で殺された。犯人はよく犯罪を行つた後血まみれの手で扉の引手などに指紋を遺してゆくものである。この場合には指紋は机の上の新聞紙に捺されてあつた。さうしてその紳士の息子が嫌疑を受けて拘禁された。

部屋と指の跡を仔細に調べて見ると次の様なことが判つた。即ち老人は夜中病氣を起して薬を取りに床から這ひ出たが、机の近くに行くと又しても痙攣が起つて仆れ机の隅で顛顛をしたたかに打つた。起き上らうとして彼は机とその上の新聞紙を捕まへてそれに指紋を印した、さうして再

び仆れて寢台の脚で頭を割つたのである。

そこで新聞紙上の指紋を死人の指紋と較べて見ると全く同じであつた。六四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇人中同一の指紋を有する人は二人と無いからして、この事件は他殺でなかつたことが判り、老紳士の息子は放免された。

四、田舎の觀察

田舎にありては目標、即ち岡、寺院の塔、特殊の建物、樹木、門、岩等の如き道しるべとなるべきものを注意して觀察しなければならぬ。又道路、小徑の類を委しく記憶して置かねばならぬ。又市街の場合と同じく道にて遭遇せる人物、車輛牛馬等に注意し、路上の足跡等を仔細に觀察して置くべく團兒は教へられて居る。

五、眼の練習

團兒はまた如何なる些細な物體をも見通さぬ様に眼を練習すべく教へられて居る。鈕、マッチ、煙草灰、羽毛、又は木の葉等の如き些細なものが何かの際に非常に重要な意味を持つことがあるからである。團兒は常に前面のみならず、八方を見て居なければならぬ。

六、夜間の偵察

團兒は日中と同じく夜間に於ても些細な事柄を觀察することが出来なければならぬ。夜間の觀察

は主として耳、手、及び鼻に依つて行ふのである。

七、観察練習のための遊戯

一、搜索遊戯(室内)

一分隊の團兒を室外に出し、指貫、貨幣、紙片等の小さき物品を人の氣の付かぬ處(よく見え乍ら)に置き、然る後團兒を室内に入らしめて之を搜索せしめる。

二、暗誦遊戯(屋外及び屋内)

一分隊を引率して街路を通り、或商店の前に一定の時間停止してその陳列窓の中に在る商品を熟視せしめ、數十歩進んでから商品名を記さしめる。さうして最も多く正確に記した者を勝とする。更に負けた者の間に同じことを幾回となく繰返し最劣等者に達する迄續ける。之と似寄つた遊戯を屋内にて數室を廻つて行ふこともある。

三、追跡遊戯

一人の團兒は紙片、釘、木片等種々の物を持ち、他の團兒に先立ちて出發し、行く行く携へしものを途に蒔く。而して他の團兒は之を手寄りに先の團兒を追跡し、第一に追跡發見せる者を勝とする。

途上に物品を蒔く代りに途上の物に白聖を以て種々の記號符徴を記して此遊戯を行ふこともある。

四、嗅覺遊戯

玉葱、革、密柑皮、油紙等種々の香ひ物を同一の袋に入れ、之を數十尺隔れる處に置き、一分隊の者をして順次に嗅ぎ行かしめ、暫時の後袋内の在品を當てさせるのである。

五、觀察遊戯

分隊長は分隊を引率して行進しつゝ途上團兒の觀察すべき事物を大呼し、之をいち早く發見したものをしてその旨を告げしめる。分隊長は各團兒の得點を記帳し、最後に至りて最高點を得た者を勝とする。觀察する事物及びその得點の標準は次の如くである。

- 燐寸箱發見……………一點
- 卸一個發見……………一點
- 鳥の足跡……………二點
- 通行人の衣服の補綴……………二點
- 黒馬發見……………二點
- 鳩の飛べる所……………二點
- 雀の止れる所……………二點
- 秦皮樹の發見……………二點

煙突の破壊：……………二點

窓硝子の破損：……………一點

六、足跡記憶遊戯

一分隊の團兒が互に靴底を示し、數刻を経て數名の團兒を他の場所に連れ行き、柔かき地上を歩ましめ、殘余の團兒に足跡を示してどれが誰の足跡であるかを當てさせるのである。以上は英國の少年義勇團に於て觀察力練習のために行つてゐる遊戯の主なものである。

七、人の足跡の觀察及その遊戯

嘗て河に陥つて溺死した人があつたが、この人は不慮の災難で河中に落ち頭上の傷は河中の石等に因つて負うたであらうと推定された。併し或人が其男の靴底を検べて河岸を搜索して見たところ、其男の靴の跡が見付かつた、さうしてその足跡に従つて行つたところが儘に格闘のあつたと思はれる場所に來た、その土地はひどく踏みにじられて居り、藪の枝は河の方に折り仆された其上に他の二人の足跡が地上に印されてあつた。その二人の男は見付らなかつたけれども、これは明に謀殺であることが判つた。團兒は足跡を一見してその足跡の主が甚麼歩調で歩いたかと云ふ様なことを了解することを學ばなければならぬ。

普通の歩調で歩む人は足裏を残らず地上に印し、足跡と足跡との間は一碼足らず離れて居る。走る際には足の指先が深く土中に没し、土砂が少しくはね上げられ、足と足との間は一碼を少しく超えてゐる。往々追跡者の目を晦ますために後ろに歩む者があるが、優れた團兒は、此場合には足と足との間の距離が短かく、踵が地上強く印せられて居るから直ちに之を判別することが出来るのである。

英國少年義勇團に於ては鳥獸の足跡、車輛の跡等に關する知識をも團兒に授けてゐる。

足跡觀察の練習及び遊戯

足跡記憶遊戯

一分隊の團兒を足を舉げて坐せしめ、他の團兒をして之を觀察せしめる。團兒に三分間位之を見させた後、その團兒を見えざる處に置き先の團兒をして足跡を地上に印せしめる。然る後一人一人團兒を呼び誰の足跡なるかを云ひ當てさせるのである。

足跡の寫生

一分隊の團兒をして一個の足跡を寫生せしめ、最も佳く描ける者に賞品を與ふ。團兒は足跡を辿りて最も明瞭に印せられて居るものを發見するのである。此外尙種々の遊戯がある。

第六章 少年義勇團の精神鍛鍊(騎士的精神の涵養)

(本章はバーデン・パウエル卿自身の説話なり)

第一節 緒言

我が少年義勇團組織の目的とする所は往時我が民族に道德上の偉大なる色彩を與へた騎士の道を或る點に於て吾人の間に復活することに存する。日本の昔時の武士道は今もなほ日本人の精神を支配して居るのであるが、吾人はこれに倣はうと思つて居るのである。不幸にして吾人にあつては騎士道は大部分死滅してしまつて居るが日本に於いては武士道は兒童に教へられて兒童の生活の上に實行上の影響を及ぼして居るのである。又獨逸及び瑞西に於いても今日なほ騎士道の問題は生きて居るのである。而して吾人の努力は少年を訓練するといふよりも寧ろ少年に自ら訓練することを教へむとするに存するのである。

この短き文中に於いてはたゞ種々の題目に觸れるばかりであるからこれを教ふる人はよく自らこれを敷衍力説せねばならぬ。騎士として必要な種々の性質は次の三つの題目の下に分類した。

- (一) 他人に對する騎士的精神
- (二) 自己の訓練

(三) 自己の改善

第二節 他人に對する騎士的精神

「騎士が勇ましかつた往時に於いては、くろ金の鎧をつけた騎馬武者が輝く甲をかぶり楯と槍とを持ち羽毛飾りを風になびかせて雄々しき馬の足なみ悠々と、心は敵陣目がけて馳せ入らむす勇氣に燃え立つたる其の姿は實に立派であつたに相違ない。而して彼の傍には彼の助手であり友である所の若い従者がつき従つて居た。従者は將來に騎士たるべき希望を胸に抱いて居たのである。騎士の後には武装した一隊の侍共がつき従つた。それは丈夫な忠勇の戦士であつて常に騎士に從つて、事ある時は直に死の門に進み入る覺悟を定めた士ばかりであつた。彼等は往時の荒々しい士族であつた。而してその主と頼む騎士に對する忠實の精神によつて英國の爲め幾度か花々しい戦をしたのであつた。

平和の時に於いては騎士は毎日機會を求めては助けを要する人殊に婦人や子供の爲に善き事を爲さうと努めて居た。此の如くにして善き事を爲さうとすることを名けて「武者修行」と言つた。騎士に從ふ戦士の面々も亦騎士と同じく難儀の人を救ふ爲には直にその強き物の具をつかつた。實に往時の騎士は國民の隊長であつてこれに從ふ戦士は義勇團兒の精神を備へて居たのである。

故に今日少年義勇團の隊長と團兒とは誠に往時の騎士と戰士とのやうである。殊に名譽を以て第一の本領として難儀にあつて救助を要するやうな人を助くるに於いては正しく騎士の精神を實行するものである。少年義勇團の標榜する語は「準備濟」といふ言であるが騎士が標榜して居た語はこれと同様であつて「常に事に備へよ」といふ言であつた。

騎士即ち騎士の團體は英國に於いては今より千五百年前にアーサー王によつて始められた。アーサー王の父ユーサー・ペンドラゴンの死後アーサーはその叔父の許に生活し誰が王位を繼ぐべきか分らなかつた。彼は彼自身に王子であると云ふ事は知らなかつた。所が或る寺の庭の中に大きな石が発見された。その石には一本の劍が突きぬいてあつてその石の上には「何人なりともこの石よりこの劍を抜き取らんものは全英國の正統の王たるべし」と書きつけてあつた。重だつた貴族達は皆それを抜かうと努めたけれど誰もそれを動かす事が出来なかつた。

或る時演武會があつてアーサーの従兄が戦はねばならなかつたがその劍を自宅に忘れて居たのでそれを取りにやつた。アーサーはそれを発見する事が出来なかつた。併し寺の庭にある劍を思ひ出して彼は寺に行つてその劍を引いた。ところがその劍は直に石から脱けて來た、そして彼はそれを従兄の所へ持つて行つた。演武が終つてから後彼は再びその劍を石の中へ入れた。

そして他の人々はすべてそれを抜かうと試みたけれど動かす事は出来なかつた。然るにアーサー

がそれを引くと極めて容易にそれは脱けた。そこで彼は王位に即く事となつた。

彼はその後澤山の騎士を集めてその騎士等と共に何時も圓いテーブルの周圍に座つた。それで彼等は「圓卓の騎士」と呼ばれた。その圓卓は今も尚ウインチェスターにある。その騎士等はセント・ジョージをその守護神と戴いて居た。何となればすべての聖者の中でセント・ジョージばかりが馬に乗つて居たからである。セント・ジョージは全歐羅巴を通じて騎士及び義勇團兒の守護神である。

セント・ジョージは英國に取つては特別な深い關係があつた。騎士の戦の時の叫び聲は「セント・ジョージとメリー・イングランドの爲に」と云ふのであつた、セント・ジョージの記念日は四月二十三日である。その日にはすべて善良なる義勇團兒は薔薇の花をつけて旗を掲げる。

騎士の規則は次の通りであつた。

夜寝る時の外は甲冑を帯して常に事に備へよ。

貧者を守り、自ら守る能はざる人々を助けよ。

何人をも損ひ又は怒らしむる事を爲す事勿れ。

英國を守る爲に戦ふ準備を怠る事勿れ。

何事を爲すに際しても名譽と正直の名を得ん事を努めよ。

決して汝の約束を破る事勿れ。

汝の國の名譽を汝の生命にかけても維持せよ。

恥辱に生きんよりは寧ろ正直に死せよ。

騎士道は少年が最も勞多くして卑しき務を喜んで爲し他人に對して善を爲す様に訓練せられんことを要求す。

右に述べたのは昔の騎士がその出立點とした所の第一の規約である。而して今日の少年義勇團の規則はその源をここに發するのである。

騎士或は義勇團兒は常に紳士である。多くの人々は紳士とは澤山の金を持つて居る人と思ふ様であるがそんなものではない。紳士とは騎士の道を行ふ人を言ふのである。例へばロンドンの巡査の如きは紳士である。何となれば彼はよく訓練せられ忠實で丁寧で勇敢で性質善良で婦人や子供を助けるからである。

今日の少年義勇團兒は右の如き騎士的精神の發揮といふ根本綱領の下に無私、自己犠牲、親切、慈善、心附の金錢を受けてはならぬ事、友情を厚くすべき事、慇懃なるべきこと、婦人に對して禮儀を守るべき事、すべて實行を第一と爲すべき事等に就いて訓練を受ける。

第三節 自己の訓練

ライカルガスは一國民一國の繁榮は金錢に存するよりも寧ろ勞働と耐忍とに堪ふる身體を有しよく訓練せられたる精神を有し事物をよく見る事が出來て心身共に健全なる國民に存すると言つて居る。

一、名譽

眞の騎士は最も名譽を重んじた。それは神聖な事であつた。名譽ある人は常に信賴の出來る人である。彼は決して偽を言つたり決して不名譽な行をする事なく常にその仲間から尊敬せられる。彼の名譽は彼がなす凡ての事に於て彼を導く。船長は船が沈む時には最後まで船に留つて居る。何故であらうか。彼の生命は貴いものである。併しながら彼は婦人及び小兒その他すべての人が安全に助かるまで船を去らないのである。何故であるか。それは船長として彼の名譽に關するからである。彼は安全よりも名譽を重んずるのである。義勇團兒たるものは又此の如く最も名譽を重んぜねばならぬ。

二、公明正大

ブリットン人は大いに公明正大と云ふことを重んずる。身體の大きな亂暴者が小さな弱い子供をいぢめるならばそれは公明正大なることではないのである。又若しも人が相手と戰つて居る時に相手を撃ち倒して居る間に打つたり蹴つたりするは宜しくない。それは獸の様なやり方である。併

しそんな事に關する法律はないから彼をその爲に獄に投ずるわけにはゆかぬ。蓋し公明正大の觀念は古の騎士道より來つたものである。故に吾人は騎士道の精神を學んでこれを忘れぬ様にせねばならぬ。

三、正直

正直は名譽の一種である。名譽ある人は如何に澤山の金や價値あるものを持たせて置いてもこれを盗む事はない。

欺くと云ふことは如何なる場合でも甚だ宜しからぬ事である。遊戯などをして居る時に勝たうと思ふ心から欺き度くなる時には「なあに遊戯ぢやないか負けても死ぬる心配はない。何時でも人は勝つものぢやない」と考へるが宜しい。斯様に考へて居れば却つて心が靜かになつて勝つものである。又遊戯に負けた時には若し汝が眞の義勇團兒であるならば汝を打ち負かした相手の爲に拍手し又相手と握手してこれを祝する廣い心を持たねばならぬ。

すべて少年義勇團に於いて遊戯をしたり競争をしたりする時には規則に定まつた通りに行はねばならぬ。

四、忠義

忠義と云ふことは騎士にとつては何よりも著しい事である。彼等は常に君と國との爲に忠義を盡

しその爲には何時でも死ぬる覺悟をして居た。同様に騎士に學ばうと欲する者は常に王に對してばかりでなく士官に對しても主人に對してでもすべて目上の人に對して忠義の心を持たねばならぬ。而して如何なる場合でもこれを義務として行はねばならぬ。

彼は又友人に對して心をつくし善き時にも惡き時にも友人を助けねばなぬ。義務に對して忠と云ふ事は彼のボンベイの町がベスピアス山の噴火で埋もれた時に飽くまでその場所を逃れなかつた羅馬の兵士に依つて手本を示されてある。彼の遺骨は今尙残つて居て手をつてその口を覆うて居る。これは其の當時窒息するのを防がうとした姿がそのまゝ残つて居るのである。

吾人は大いなる戦争に於て我が兵士の訓練が大いに獨逸兵にまさり勝利を博するの爲になつた事を知つて居る。獨逸兵は罰を恐れる爲に士官に従順であるが吾人にあつてはこれと異つて兵士はその上官を助け味方の勝利を得んが爲に士官に對して忠を盡すのである。これは正しき精神である。又正しき訓練である。すべて義勇團兒たる者はこれを學ばねばならぬ。

五、從順と訓練

義勇團兒及び兵士に取つては訓練と從順とは勇氣と同じく大切なことである。

パーケンヘッドは軍隊の輸送船であつた。この船には六百三十人の兵士とその家族と百三十人の

海員とが乗つて居た。喜望峰の近くで或晩船は岩に突き當つた。兵士等は直ちに甲板に集つて或者は婦人と子供等に乗せる爲に端艇を下し他の者は馬を引き出して海の中へ入れる事となつた。此の事がすべてなされて後、もう端艇が不足ですべての男子を乗せる事が出来ない事が分つた。それから船は二つに割れて沈み始めた。船長は人々に海中に飛び入つて助かる様にと叫んだ。併しながら隊長シートン大佐は「隊伍を崩すな」と言つた。何故なれば若しその兵士等が端艇の方へ泳いで行つたならば端艇は沈むに違ないと大佐は考へたからである。それで兵士等は隊を崩さずにと止まつた。そして船が沈み行く時萬歳を叫んで船と共に沈んだ。七百六十人の乗組員の中生存した者は僅かに百九十二人であつた。而もこの百九十二人は實に他の人々の訓練と犠牲の心とに依つて助けられたのである。

六、謙遜

謙遜と云ふ事も騎士に依つて行はれた事の一つである。騎士は戦に於て人に勝れても決して人に自慢する事はなかつた。それで自慢をしてはいけない。

この世の中で自分が働いて得るより以外の権利を自分は持つて居るなど考へてはいけない。若し正しき事を語る爲に人から信用を得たならば汝はそれだけの権利を得たのである。又盗みをしてそれを得たならば汝は獄に入る権利を得たのである。併し世の中には何も権利を持たなくせ

に無暗と自分の権利を叫びまはる人がある。汝の義務を先づ盡せよ。然らば汝はその後に汝の権利を得るであらう。

七、勇氣

生れながらにして勇敢な人は少ない。併し努むれば勇氣ある人となる事が出来る。殊に少年時代から努むればさうである。

勇敢なる人は躊躇することなく危険の中に突進する。然るに勇氣のない人は止まつて居やうとする。それは水浴をするのにも似て居る。一群の少年等が川に水浴に来る。そして水は深からう、冷たからうなど考へながら堤の上にしりごみをして居る。併しこの時勇敢なる少年は水の中に飛びこんで楽しさうに泳ぎ廻るのである。

眼前に危険のある時には止まつてそれを見てはいけない。それを見れば見る程いやになるものである。併し思ひ切つて勇ましく飛び込んで見れば實際それほどにはないものである。

最近の日露の戦争に於て數人の日本の工兵は露西亞の砲臺の門を爆破する事を命ぜられた。その工兵の大部分は敵の彈丸に倒れたが數人のものが火薬を持つて門の所まで行つた。彼等は門にびたりと身をつけその火薬を装置してそれからマッチで火をつけた。門は爆破された。彼等自身も亦粉微塵になつた。併し彼等の勇敢なる犠牲は彼等の戦友をしてその砲臺を占領する事を得しめ

たのである。

八、堅忍

騎士は死ぬるまで決して死ぬると云ふことを言はなかつた。彼等は何時でも最後まで耐へ忍んだ。困難な事に直に負けてしまふのは宜しくない。直に成功が出来ないからと言つて仕事を止める人が往々あるがそんな人は今少し耐へ忍べば成功が出来るのである。人は最初には烈しい仕事と失敗とを覺悟せねばならぬ。

日本では子供が生れると云ふと、その両親は家の外側に人形か又は魚をかける。(三月と五月との間の)それは近所の人に示す標である。人形は女の子を意味する。即ち他日子供を持つと云ふ意味である。魚は男の子と云ふ意味である、男の子は大人になつて魚の様に困難や危険の流に逆つて進んで行くと云ふ意味である。困難な仕事に出逢ふことの出来ない様な男は男子と呼ぶだけの価値がない。

諸君は二匹の蛙の話聞いた事があるであらう。或日二匹の蛙が散歩に出かけた。そして大きなクリームの鉢の所に來た。その中をのぞき込んで居たら二匹とも落ち込んでしまつた。一匹の蛙が言ふには「これは新しい種類の水ぢや。こんなものの中で泳がれるものか。やつて見ても駄目だ」と斯う言つて底の方に沈んだ。そして死んでしまつた。併し今一匹の蛙は男らしい蛙で

あつた。それで手足を使つて泳がうと試みた。そして沈まうと思ふときには全力をつくして藻掻き泳いで決して望みを失はなかつた。遂に蛙はすっかり疲れて最うおしまひだと考へた居た時に不思議な事が起つた。蛙が烈しく手足で働いた爲にクリームが掻きまぜられてバタとなつて蛙は安全にその上に乗る事が出来る様になつた。

この話の様に物事が都合よくない時にはいつこり笑つて「耐へよ忍べ、耐へよ忍べ、耐へよ忍べ」と歌つて居れば都合よくなるに相違ない。

成功を得るのに大切な事は失望落膽せぬと云ふことである。

九、好機嫌及び快活

古の騎士は決して怒らぬ様に大いに努力したものである。機嫌を損じて怒ると云ふことは悪いことであると考へて居た。キャプテン・ジョン・スミスといふ人は快活な人であつて、彼が晩年に二人の少年に彼の冒険談をした。その少年等はそれを一冊の本に書いたのであるが、少年等の言ふ所に依れば彼の言つた事をすべて聞く事は困難な事であつた。何となれば彼は自分の困難を話して聞かせる時に非常に愉快に大聲で笑つたからである。併し若し彼が快活の人でなかつたならば彼の事業の困難な時に出逢つた様な危険を無事に通りぬける事は出来なかつたであらう。

幾度も彼は敵の虜となつた。或時は野蠻人の虜となつた。併し常に彼の快活な態度で彼等の心を

捕へ彼等と親しくなつた。故に彼等は往々彼を許して置いて彼が遁れて行く時でも捕へやうとはしなかつた。

仕事を愉快にすれば仕事が面白くなる。自分が愉快であれば他人までが愉快になる。他人を愉快にすると云ふことは義勇團兒たる者の義務である。

第四節 自己の改善

一、緒言(教育者に對する注意)

此の説話はこの少年義勇團の最も肝要な仕事を諸君に知らせ諸君教育者に眞に有益なる國民的仕事を爲す機會を與へるものである。

今日一般に宗教の缺けて居ると云ふ事もあまりに始めから精神的の宗教に依るよりも寧ろ實際的の働きの方面から救済する事が出来るのである。

基督教國の少年義勇團では勿論日曜日には教會に行くのである。日曜の午後は静かな實習例へば植物や昆蟲を見たり動物や鳥などを研究したり或は天氣の悪い日などは博物館などを訪れて過すが宜しい。或は花を集めて病院の患者に送つたり又は患者の爲に新聞を讀んだりしても宜しい。日曜日は休息の日である。仕事場から出で、野原などに行けば休息になる。

多くの貧困や無職者などは子供が學校以外では勝手な事を働いて居る事や或は子供のすべき事を

させられずに早くから何か金錢を得る仕事をさせられる爲に起るのである。

教育者は此の點に大に注意し各々の子供に一人々々にその將來を物語りその準備をするやうに勧めねばならぬ。而して彼を勵まさねばならぬ。

二、神に對する義務

宗教は一言以てこれを盡せば極めて簡單である。即ち第一には神に信頼し第二には他人に善を爲すことである。

古の騎士は極めて宗教的であつた。彼等は寺院に行き殊に戦に出づる前や困難に向ふ前には寺院に行つて禮拜を行つた。彼等は死ぬる準備をする事は極めて正しい事だと考へて居た。マルタの大寺院では今日も尙昔の騎士が祈禱をした跡が残つて居る。祈禱の時には彼等は立ち上つて信條を讀まれる時には劍を抜いた。それは彼等の劍と生命とを以てこれを守ると云ふしるしであつた。騎士は又神に依つて造られた動物や植物や自然の景色の中に神の働を認めた。今日の平和の義勇團兒も亦その通りである。彼等は森林を愛し、山を愛し、草原を愛し、そこに住む動物そこに咲く花を愛する。如何なる人も神を信じてその掟に従はなければよい事はない。故に義勇團兒たる者は宗教を信ぜねばならぬ。

宗教には多くの種類がある。羅馬舊教、新教、猶太教、マオメット教などがある。併しすべて神

を拜すると云ふ點に於ては同一である。故に宗教の違つた人に逢つても反抗してはならぬ。義勇團兒は同じ軍隊に屬して居る違つた兵種と同様である。仕ふる王は同一の王である。

神に對する義務を盡す時には常に神に感謝せねばならぬ。よい事があれば神に感謝せよ。假令一言二言でも宜しい。又他人を祝福すると云ふことはよい事である。例へば汽車が出立するのを見るならばその汽車に乗つて居る人々の幸を神に祈れ。

三、義務を第一にせよ

諸子は凡て「リンチ・ロー」(私罰)と云ふ事を聞いたのであらう。これは悪事を爲した人を絞首して厳格な正義を示す事である。

この名はアイルランドのガルウエー市の行政官リンチと云ふ人から起つた事である。この人は千四百九十三年にその子のウォルター・リンチが若いスペイン人を殺したので子を死刑に處した人である。

其子は吟味を受けて自分に罪があると云ふことを認めたのである。彼が刑を受くる爲に獄から出て來た時に母親は市民にその息子を助ける事を願つた。併し父親はこの事を知つて獄の中で刑を執行させた。そして若きリンチは獄屋の窓から吊された。

父親の義務の觀念は實に強かつたのである。彼は父親としての情を殺して行政官としての務を果した。

ゴルドン將軍は義務の觀念の爲に命を犠牲にした。彼がカルツームで圍まれた時に彼は通れるならば遁れられたのであるけれども彼は自分が連れて來た埃及人等と一緒に居るのが義務であると信じてそこに止まり遂に敵に捕へられて殺されたのである。

四、酒を飲まぬ事

酒を飲んで困難がなくなつたためしがない。酒は困難を益、甚しくする。酒は暫らく憂を忘れさせるがそれと同時に何事をも忘れさせる。妻子を助けて困難を切りぬけて行かねばならぬと云ふことさへ忘れさせる。

人が一度酒を飲み始めれば彼の健康も事業も幸福も又家族の幸福もなくなつてしまふ。この病氣をなほすのに只一つの方法があるばかりである。それは決して酒をのまぬ事である。

五、節 儉

今この本を読む諸子の中で或人は金持でない或人は貧窮に死ぬる様になると云ふことを思へば一種異様の感じがする。それは全く諸子が爲す事如何に依るのである。

少年として金を拵らへ始むる人は大人になつてもそれを續ける。最初にはそれはむづかしいけれども聽て容易になる。それを始めて續けて行きさへすれば必ず終には成功するものである。殊に

烈しく働いて得た金であればなほ更のことである。諸子が若し容易なる方法で金を得るならば諸子は直にそれを失ふに違ひない。

六、金を得る方法

義勇團兒或はその分隊と一緒に働いて金を得る方法は澤山ある。次の様な事である。

脇かけ椅子を作る事。古道具を繕ふ事などは極めて宜しい。格子細工、彫刻、額縁、鳥籠、小箱などを賣つても宜し。

藪などからステッキを伐る許を受けて伐つて来てそれに重石をつけてぶらさげておいて眞直にし乾かすが宜しい。或は又カナリヤ、雞、兎などを飼つても宜しい。蜜蜂を飼ふ事も宜しい。これは一年に一ポンド乃至二ポンドの収入がある。又靴の紐でボタンを拵らへる事も出来る。古い箱などを集めて切つて薪を拵らへても宜しい。網や箒を拵へても宜しい。山羊を飼つてその乳をしぼるなども場所次第ではよからう。籠を拵へても瀬戸物を拵へても製本をしても凡て金を得る事が出来る。或は一分隊の少年が一緒になつて使をしてもよし、又は地面を借りて野菜や花を拵へて賣るも宜しい。樂隊を組織しても宜しい。菓子や煎餅を賣つても宜しい。

是等は少しばかり思ひついた事を言つたのに過ぎない。なほ考へて見るが宜しからう。

七、眞の義勇團兒の仕事

數年以前に米國政府はキューバ島の叛徒と戰つた。アメリカは諸子が知つて居る通りに王に依つて治められず大統領に依つて治められる。大統領マツキンレーはキューバの叛徒の頭に手紙を送らうと思つたが、何しろ向は野蠻人の事であるからどうして良いか分らなかつた。そこで彼は彼の相談役の人々にその事を話して見た。その中の一人が言ふに「ローワンと云ふ若者が居りますがこの若者は何事でも致します。試して御覽になりませんか。」そこでローワンは呼び出された。大統領は事の次第を話して一通の手紙を彼に渡して「それを叛徒の頭なるガルシアと云ふものに渡せよ」と言つた。少年はにつこり笑つて「分りました。」と言つたまゝさつさと部屋を出て行つた。

數週間終つた。ローワンは再び大統領の戸口の前に現はれた。そして「私はガルシアに手紙を渡しました」と言つて又さつさと出て行つてしまつた。そこでマツキンレーは少年を呼び返してそれを爲した方法を説明させた。

少年は一艘のボートに乗つて數日の間海を漕いで行つたのである。彼はキューバの海岸に上陸してその茂つた林の中に入つて行つた。そして三週間の後には島の向ふ側に出た。この間に彼はガルシアを発見して手紙を與へたのであつた。

彼は眞の義勇團兒の精神ある人であつた。如何に困難なことでも彼は笑を含んでこれを行つたの

である。困難であれば困難である程それは興味がある。多くの人は最初如何にして出發し如何にしてその場所に到着し何處からその食物を得たかなど問ひを起すであらう。併しローワンはさうではなかつた。彼は單に彼の義務が何であるかと云ふことを知つて居た。彼は一言をも發する事なくして凡べての事を爲遂げた。誰でも斯様にして行動するものは必ず成功する。

第七章 自然物の知識

第一節 忍び

假に倫敦の如き都市ならば團兒を率ゐて動物園、博物館サウス・ケンシントン博物館等に行き、講義せんとする或動物の許に伴うて行く。一日に六匹の動物を教授すれば十分である。田舎ならば農夫又は荷車曳につき、馬糧飲料の與へ方、馬具の附方、蹄鐵の打方、放れ馬の捕へ方等を學生に實見せしめ、又竊に牛馬、兎、小鳥等の側に忍び寄つて習性を觀察せしめるのである。さうしてこの忍び寄る術は偵察の際に應用せらるるものであるから團兒に努めて之を習ふ様にさせて居る。

觀察の助けとしての忍び、隱身術

最近の或演習に際し、兩軍の斥候が展開せる平地で相接近した。これより前に進むにはどうしても身體を敵に暴露しなければならなかつたが、一方の斥候の隠れてゐた場所から深さ二呎許りの綠草の茂つた溝が平地へ延びてゐた。折しも向ふから二匹の小牛が來て此平地を過つてこの溝の向ふに行き、暫く其處に止つて又分れて草を食ひ始めた。一斥候がこの時この溝から這ひ出で小牛の陰に達し折を見て前進しようとして居たが、俄然その溝の中から敵の狙撃を受けた。敵の斥候は既に此溝中に入つて來てゐたのである。審判官が來てどうして身を露さずにその溝に達したかと問ふと、その斥候は其邊に遊んでゐた二匹の小牛を捉へ、その間に入り、その尾を握つて之を御して遂に溝に達し、それからそこで小牛を放してやつて敏捷に溝の中に自身を隠したのであると答へた。この斥候の如きは實に偵察法の眞諦を握つたものと云はねばならぬ。

隱身術

野獸を觀察するには身を隠し、見られず嗅ぎ付けられぬ様にして匍ひ寄らなければならぬ。斥候が敵情を察するも之と同じである。又巡查が掏摸を捕へんとする時にも制服を着て正面から近いて捕へることはない。必ず平服で群集の中に紛れ込み、店飾に見とれた様な様子を装ふのである。

斥候や獵師が目的物に近寄らんとするに際しその身を隠す二つの重要注意がある。その一は獵師又は斥候の背景となる地面、樹木、建物等が全くその服色と同一なるべきこと、今一つは目的物たる敵兵又は動物が氣付いた様に思はれる時は絶対に其場に靜止して動かぬことである。かくすれば假令平地であつても尙よく敵の注意を免れることが出来る。

又團兒は靜に歩むことを覺えなければならぬ。獵師斥候の歩み方は足先で歩むために鳥獸又に敵に發見されることが少い。さうしてこれは一に練習の結果であるから、團兒は平常之を練習して置かなければならぬ。さうして又遠足などに際してもこの方が遙に疲勞が少いのである。

野獸や斥候に近寄るには常にその風下からせねばならぬ。風向を知るには先づ親指を全體舌で濡し、之を高く掲げて其何れの方面が冷たく感ずるかを驗するのである。或は又少しの軽い塵、若しくは枯葉等を空中に投げてその散り行く方向を見るものも宜い。

第二節 遊 戲

搜索遊戲

一團兒が行いて身を隠して後皆が行つて之を探す。最後まで探し出されないか、又は所定の時間内に發見されずに出發點に歸れば勝である。

傳令遊戲

一人の團兒が或手紙を持ち、所定の時間に或距離の地點へ傳令に行く。他の團兒は各地に潜んで之を妨げ捕へるのである。傳令を捕へるには目的地へ達しない中に味方の者が二人其傳令の身體に觸れなければならぬ。

傳遞競走

二個分隊が徒歩か自轉車にて傳遞により或距離の間を最短時間に命令を傳ふる競走である。

忍 び

隊長自身が鹿となつて或處に立つ。團兒は名々見付けられぬ様にして之に近寄るのである。鹿は少年を見付けると「アウト」を宣告し、一定の時間の後隊長は「タイム」と叫ぶ。そこで團兒は一同忍び寄りたる地點に直立し、隊長に最も近寄つたものを勝とする。

又この遊戲は審判官に眼かくしをして置き、成るべく足音を立てずに近寄る試験をすることも出来る。殊にこの時は其附近に枯葉枯草又は砂礫等のある處を選ぶが宜い。

この他に尙報告遊戲、蜘蛛と蛇、旗取等の遊戲がある。

第三節 動植物の知識

團兒は夜間又は森林又は濃霧の中で合圖のために互に鳥獸の鳴き聲を眞似ることがある、又動物の習性を觀察するにもその鳴き聲を知つて置く必要があるので、團兒は最初簡單なる鶏の鳴き聲

から始めて、犬、梟、野鳩等種々の動物の鳴き聲を研究する。

象狩、獅子狩、猪狩、鹿狩等の狩獵は團兒の修養に最も適した遊戯であつて、前述した觀察、追跡、隱身術等は總て之に應用せられるのみならず、又團兒は其等の動物に關する知識を持つて居なければならぬ。

元來狩獵の興味は林中に宿營して冒險的生活を送り、或時は主客轉倒して野獸に追はれ、之を追跡しその習性を觀察する際の微妙な心理にあつて、獲物そのものにあるのではない。それ故團兒は若し動物を殺すべき場合に限つて殺し、成るべく苦痛を與へぬ様な方法で殺さねばならぬと教へられて居る。

動物の習性を研究するには先づ之を飼つて一通觀察してから自然の状態を觀察するがよい。それで團兒は小馬、小鳥、兔、昆蟲の類を飼つて之を觀察するの習慣を養成せしめられて居る。それから進んで赤鹿、穴熊、獺、針鼠、野兔、狐、黃鹿、驢鼠、家兔、廿日鼠、蝙蝠、栗鼠、鼠、鼯、土龍、臭猫、貂等を研究せしめられる。又團兒は大不列顛に居る七十七種の中割合に普通な次の鳥の形狀鳴き聲を學ばねばならぬ。

珠數掛け鳩、蒼鷺、燕鳥、雉、鷓鴣、白嘴鴉、鷓鴣、鷓鴣、鳥、松鷄(蘇蘭)、燕、大鴉、郭公鳥、マーチン、鵲、雲雀、啄木鳥、ブラックバード(鶇の類)、鴨、鴨、山雀、野鴨、あじさし、ひわ、

千鳥、梟、山鳩、鷺鳥、鷹、しゃくしぎ、駒鳥、隼、かはせみ、椋鳥、骨頂。

尙團兒は動物と同じく力めて鳥類を飼育しその形狀習性等を觀察する様に教へられて居る。尙前と同様の目的で爬蟲類、魚類、植物等に關する實用的知識を授けられるが、其等動物植物の種類は我國と同一ではないし、その教授の細目は茲には省略する。

第八章 人命救助法及び應急手當

(不意の出來事に對する處置)

本章に於いて述べたことは唯説明せられるばかりではいけない。實行上に證明せられて各少年によつて順次に實行せられねばならない。理論上ばかりの教訓を與へても實行が伴はなければ何の役にも立たない。

第一節 聖ジョンの騎士

往時の騎士は「慈善宗教團の騎士」と呼ばれて居た。何故なれば彼等は貧乏なる病人、或は不意の事の爲に或は戦争の爲に負傷した者を取扱ふために病院を建て、居たからである。彼等は貯蓄をして病院を維持した。而して彼等自身は勇敢なる戦士でありながら彼等は又看護人醫師として働いたのである。

ジェルサレムの聖ジョンの騎士等は特に八百年前に於いて此の事業に身を捧げて居た。今日に於ける聖ジョン野戦病院隊は彼の騎士等を代表するものである。彼等の徽章は黒地に八つの矢頭ある白十字を出したものであつて勳章として帯びられる時にはそれは黒のリボンがついて居るのである。

人里離れた所に於ける探險者、獵師及びその他の義勇團兒は彼等自身又は彼等の從者の不意の出來事や病氣の時には如何にすべきかを知つて居なければならぬ。何となれば彼等は往々にして醫師の居る所から數百哩隔つた所に行くものであるからである。斯様なわけであるから義勇團兒は病人又は不慮の出來事を處理する方法を學ばねばならぬ。

余(バーデン・パウエル卿)の弟が或る時オーストリアの林の中で友人と一緒に野營をして居た。友人は塚を膝の間にはさんで栓を抜かうとして居た。ところがその塚が破れて破れた端が彼の股の中に深く入つて血管を切つた。余の弟は直に石を拾つてハンケチにつゝみこれを填料としてそれから傷のまはりをハンケチで縛つた。それでその石が血管を押しつけることゝなつた。彼はそれから杖を取つてハンケチの輪の中に入れ強くそれを振ぢまはしたのでその繃帯は非常にまつて遂に血の流れるのを止めた。かくして友人の生命は助けられたのである。

(血管を縛る方法及び血管の流るゝ方向等を實地について指示せよ)

不意の出來事は常に起るものである。義勇團兒が第一救助を行ふ機會は常に存する。ロンドンばかりでも一年間に街路で不意の出來事の爲に二百十三人の人が殺され一萬四千人の人が負傷をした。

自己の生命を顧みずして他人を助ける人を吾人は大に尊重する。

彼は勇者である。

少年は殊に彼を勇者と考へる。何となれば彼は少年等にとつては全然種類の違つた人であるやうに見えるからである。併し決して彼は別種の人ではない。如何なる少年も心あつて常に準備をして居るならば同様に生命救助の勇者となる機會はあるものである。

少年諸子は何時か不意の出來事に逢ふことがある。此の時これを如何にすべきかを知つて居て直にこれを行へば實際に同胞を助けたといふ生涯の満足を得ることが出来る。

「準備済」といふ格言を記憶せよ。不意に起るべき種々の出來事に對して爲すべきことを豫め準備せよ。不意の出來事が起るや否や直にこれを行ふやうに準備をせよ。

種々の出來事に對して如何にすべきかをこゝに話すからしてこれを出來得るかぎり實行せねばならぬ。義勇團兒として心に留むべき大切なことは如何なる所に於いて如何なることを爲しつゝあるにもせよ、常に心の中では「こゝでは如何なる不慮の事が起るであらうか」といふこと、「若し

起るならば余の義務は如何」といふことゝを考へて居らねばならぬ。さすれば働きをする準備が出来るのである。

不意の事が起ればその救助に赴くべき第一人は義勇團員であるといふことを忘れてはならぬ。門外漢をして先を越させるやうなことをしてはならぬ。

例へば停車場の込あつたプラットフォームに立つて汽車を待つて居ると想像せよ。

斯様に考へよ。「今誰か、丁度汽車が来る時に鐵道の上へ倒れ落ちたならば余は如何にしやうか。

余は飛び下りて遙か彼方へ彼をひきすらう。プラットフォームへひきあげる暇はない。或は汽車が非常に近く来たならば鐵道の間へ平臥して彼をも平臥せしめやう。そして汽車を我々の上を通せらやう。」

若し事起らば直に飛び降りてこれを實行せよ。他の人々は爲すべきことを知らずして走りまはり叫び興奮して何事をも爲し得ないであらう。

斯様なことは實際起つたことがある。フォンスベリー公園ステーションで一人の婦人がプラットフォームから落ちた。此の時アルバート、ハードウイクといふ人は飛び下りて平臥して彼女を鐵道の間へ置いた。汽車は彼等に觸れずにその上を通つた。王は彼にアルバート、メダルを與へられた。

周囲の人々は立ち騒いでこれに伴つて走り叫ぶやうな感情が自分に起る時には頭腦を冷靜にして何を爲すべきかを考へ正しき方法を直に實行せよ。

ハンブステッドでは實に恥づべきことが起つた。一人の婦人が浅い池に落ちて澤山の群衆の目の前で溺死した。それに半時間もかゝつたのに唯一人として入つて彼女を助け出す者は無かつた。

實に考ふべからざることのやうであるが實際さうであつたのである。實に英國人にとつて永久の恥であると言はねばならぬ。

第一に行つた人が岸に立つて叫び第二の人もこれにならひ、水に入ることを恐れてみすく一婦人を溺死せしめたのである。即ち人々が狼狽したのである。

此の時若し一人の義勇團員が居つたならば事はかくならなかつたのであらう。これこそ義勇團員が自分の手なみを現すべき時である。

汝の義務をつくせ。

同胞殊に婦女子を扶助せよ。

他人若し怖ぢ恐るゝとも之を意とす可らず。

勇敢に飛び込み汝の到達せんとする物に注意し、自己の安全を顧慮する勿れ。

少年は自己が幼少にして眞に人命救助の任務を果し難い様に考へ易いものであるがこは大なる誤

である。

少年義勇團兒が人命を救助した例は尠くない。

ダグラス・スミスと云ふ團兒は他の少年の溺死せんとせるを助けようとして自分の生命を失つた。或時四人の少年が水を浴びてゐたが、ハロルド・アプトンと云ふ一人の少年は水に流された。岸で着物を脱いでゐたスミスと云ふ團兒は立つて傍觀してはゐず、自己の危険を顧す直ぐ様飛込んで救助に赴いた。

彼はよく泳げなかつたが、このために彼は救助を試むることを止めなかつた。彼は「やつて試る」と云つて水中に躍り入つて水に溺るゝ少年を捉へやうとしたが、彼も亦流されて水底深く運び去られ、雄々しく闘つたけれども、終に沈んで二度と浮んではこなかつた。

併し彼は立派な死方をした。自己の義務を果し、かゝる勇氣を持たぬ人々をして大に慚愧せしめ如何なる危険をも顧みず常に義務を果す心懸がなければならぬと云ふことを自ら範を垂れて教へたのである。

彼が若し死ななかつたら、彼は最高の報償、勇俠な行ひに對して與へらるゝ銅十字章を授けられたであらう。實際、彼は死んだけれども十字章を授けられたのである。

尙アルバート・エーブラハムと云ふ少年は人命救助に對する最高の名譽を授けられた、さうして

それはアルバート・ダルである。

三人の少年が河岸の斷崖を攀ち登つて居たが、その中の一人が底に落ちてひどく負傷した。今一人の少年は斷崖を登り盡して家に走り歸つたが、面倒なことになるを懼れて誰にも話さなかつた。残りの少年即ちアルバート・エーブラハムは再び斷崖を降りて墜落した少年の救助に赴きその少年が三つの岩の間に腦天を碎き、脚を折つて逆になつて斃れてゐるのを發見した。

エーブラハムは彼を引きずつて海水の來ない處につれ行つた。水に溺れる懼があつたからである。さうして聖約翰赤十字協會で應急手當法を習つてゐたので、彼の腦をちやんと處理して布で巻き又出来る丈いゝ具合に脚も直し之に添木をして縛つた。それから崖を登つて齒朶の葉を集めて負傷した少年の臥床を作つた。

エーブラハムはその少年の傍に終日ついてゐた、さうして夜になつてから迄その傍についてゐた、又大海豹が近くの岩の上に攀ち彼を攻撃しやうとしたが少年の傍を去らなかつた。彼は石を投げては豹を追ひ拂つた。

人々が搜索に出かけて後に二人の子供を救つたが、負傷した子供はアルバート・エーブラハムの盡力も甲斐なく間もなく死んだ。

第二節 救命徽章

戦争に際しては勇敢なる行爲をした兵士に對してヅクトリヤ十字章の授與せらるゝ事は諸君御存じの筈である。

それと同じく、平時に在つても、危険を冒して人命を救助せる人に對して勳章が授與せられる。その中で最高の勳章はアルバート・メダルである。

ロイヤル・ヒューメン・ツサイターも亦メダル或は褒状を與へる。

エドワード・メダルは頻繁に起る鑛山内の出來事に際して勇俠な働をした者に與へられる。スタンホープと云ふ勳章も亦特に勇俠な働をした者に與へられる。

少年義勇團には同様の行爲に對して授與せらるゝ勇俠な行爲を表彰するメダルが三つあるが、その中でアルバート・メダルとエドワード・メダルとは、國王陛下より親授せられ且異例の場合にのみ與へられるもので最も貴重なものである。

それで義勇團兒は皆此等の勳章の一つを獲る覺悟がなければならぬ。恐らく何時かこれを獲る様な機會があるであらう。

若し諸君が豫め事に處する方法を知つて居たならば諸君は直ちに進んで適當の措置を採る事が出來よう。さうして勳章を授けられるであらう。如何なる場合に於ても諸君は勳章よりも遙か大きな物即ち自己の生命を賭して同胞を助けたと云ふ満足を得るであらう。

第三節 人命救助の練習

投網

各自長い網を用意し溺水者の兩手を擴げた形にして十字形に組合せた人身大の材木をば二十碼を隔つる地上に置き、之を目標として一定の線より各自その網を投げ、最も遠く投げてその人形に達せしめた者を勝とする。

第四節 事變及び之に處する法

一、恐慌

毎年多數の人が恐慌の爲めに死亡するがこの恐慌は多くの場合非常に詰らぬ原因で起り、一二の人が冷靜にしてさへ居れば之を防ぐ事が出來た筈のものである。最近の事であるが或晩紐育の渡船の中で起つた出來事がある。蟹を捕へて居た一人の男が惡戯心から渡船の中で、一匹の蟹を放した。この蟹は船の猫を挟み、猫は悲鳴を擧げて一團の女生徒の中に跳び込んだので女生徒はキヤツと叫んでバラ／＼になつて了つた。これが原因で船中數百の乗客の間に恐慌を來し、乗客は四方に突進み欄干を破つて八人の乗客は水中に墜落し溺死して了つたと云ふ事である。

これは獨逸で起つた出來事であるが、或時少女が水を浴び乍ら突然惡戯に溺れた振りをした。三人の男が少女を救ふ爲に水中に跳び込んだが一人は沈み出し今一人は之を助けに行き二人とも溺

死して了つた。

割合に最近の事であるが露西亞のある町に滑稽な出来事があつた。或朝の事煙草屋の主人が店を空けた留守に、帳場に誰か大きな黒色の爆弾を置いて行つた者がある。主人は驚きの餘り往來に飛び出した所が、巡査は之を盜賊と見違へて之を追ひかけた。主人は愈々驚いて逃げ廻つたので巡査はとうとう之に向つて發砲した所が彈丸は外れて一猶太人に中つた。同市に居る他の猶太人は直ちに集合して一揆を起し、大殺戮を行つた。事件が治まつて煙草屋の主人が歸つて見ると依然として爆弾は帳場に置かれてあつたがよくよく見ればそれは爆弾ではなく黒い西瓜であつたと云ふ事である。

これは昨年のものである。バインスレーの劇場に小兒の集つて居る時に恐慌が起つたが、この際二人の冷静な人があつて災害を未發に防ぐ事が出来た。一人の男は大聲叱呼して小兒等に出口を教へ今一人の男の幻燈師は即刻美しい映畫を寫して觀客の注意を轉じ、恐慌に感ずる機會を無くした。これ實に恐慌に處するの秘訣である。恸かる場合に一二の人が冷静に事を處理するならばよく騒擾を防ぎ人命を救助することが出来るのである。諸君は心を冷静にし狼狽することのない様にしなければならぬ、さうして適當な處置を考へ、之を直ちに行はなければならぬ。

二、火災の際の救助

火事場から人を救助した話はよく聞く所である。恸う云ふ話は毎日の様に新聞紙上に現れるのであるが、義勇團兒はこれ等の場合に注意して自分はさう云う際に何う云ふ處置を採るべきであらうかと考へて見なければならぬ。

さうして段々色々な場合に處置する事を知らなければならぬ。最近に或る若い水兵がキングランド街を歩いて居ると突然ある家が火災を起し、一婦人が二階の窓から聲を限りに自分の子供を助けて呉れと叫んで居るのを見た。そして水兵は走つてその家の壁に登り第一階の窓を破り足場を作つて二階から婦人の降して寄越す子供を受取つて地面に下して遣つた。而して六人の子供を抱き下し尙最後に二人の婦人をも下して遣つた。處で彼は煙に捲かれて人事不省に陥つたが下の人に助けられた。彼の行爲は危険や困難を物ともせず自己の義務を直ちに遂行する事の好例を諸君に示すものである。

義勇團兒に對して與へらるゝ注意は次の如くである――

或る家が火災に罹つて居るのを見た時には

一、屋内の人を警戒し、

二、最寄りの警官又は消防所に警告を與へ、

三、近所の人を起して梯子、布團、敷物を用意せしめ階上の人の跳び降るを助け、

四、消防隊が到着したならば團兒は警官を助けて彌次馬を火事場より遠ざけなければならぬ。團兒は群集の亂入を防ぐ有益な方法を教へられて居る。それはスクラムと云つて兩腕を以つて前の團兒の腰を抱き長い人垣を作つて亂入を防ぐのである。

屋内に入つて病人等を救ひ出すべき際には濡手拭又は靴下等を以て鼻と口とを蓋ひ身を屈むるか匍匐して火事場を歩くがよい。下の方は煙や瓦斯が少ないからである。

近所に火災の起つた場合には團兒は速に自己の分隊を集め火事場に馳け付けなければならぬ。さうして分隊長は警官若しくは消防夫に到着を報じ、手傳ひを申出で彌次馬を防ぐ爲めに人垣を作るなり、使に行くなり、品物の番をするなり、或はまた其他の手傳ひをすることにしなければならぬ。

著物に火のついた人を見出した場合には、火は上方に燃えて行くものであるから彼をして床の上に伏せしめそれから毛布、外套、敷物の類にて之を捲き又自分に火の移らぬ様に注意しなければならぬ。それは空氣のない所では火は燃え續かぬからである。

氣絶した人を發見した場合には之を肩に擔つて運び出すか、黒煙毒瓦斯等の籠つて居る場合には何かの上に乗せて自分は四ッ這ひになつて之を曳き出すのである。

三、溺水

游泳術を知らぬ爲に起る所の事變は頗る多い。それ故團兒は皆游泳術を知る事が必要である、而して之を知つた曉には水に溺るゝ人を救ふ事を知らなければならぬ。

英國海峽を横斷したと云ふ大游泳家のホールペーン氏はザ・ポイス・オウン・ペーパー紙上に次の様な事を述べて居る、少年が游泳を學ぶ時には先づ小舟より水に入る方法と體邊より舟に這ひ上ることを覚えなければならぬ。次には櫂又は板の片に跨り、或は之に縋つて足で泳ぐことを覚えなければならぬ。第三に浮んで救命器の一方を水中に押し込み之を頸と肩とに被つて之を着ける方法を覚えなければならぬ。第四に人命救助法を知らなければならぬと云ふのである。

游泳術を心得て居るものはその方法を誤らなければ容易に溺水者を救ふことが出来るものである。茲に注意しなければならぬのは溺れようとする人にしがみつかれぬ様にする事である。即ち成るべく遠くに離れて後方から頭髮又は頸を攫むか、腋の下に兩腕を入れるかして身體を支へて、「静かにして決して藻掻いてはならぬ」と云ひ聞かせねばならぬ。その人がこの命令に従へば容易に救助することが出来るのであるが、萬一之を聞かず自分にしがみつく様なことがあれば斷然之を振り離さなければならぬ。

アーチバルド・レギナルド・コックスと云ふ十五歳の義勇團兒が次の様にして人命を救助した爲に

銅勳章を授けられた事がある――

時々精神に異状を呈した一人の人がオーウエル河に身投げをした事がある。コックスは直ちに跳び込んで救助に赴いたが、彼がその男の所迄到着すると氣違ひの男は彼に抵抗して攫みかゝつた。けれども彼はこの男の後ろに廻り藻掻けば藻掻く程沈む様に之を支へて岸に泳ぎ歸らうとした。狂者は藻掻いた爲めに十分間許りの後遂に人事不省に陥つたがコックスはこの時之を岸に引き上げて徐ろに人工呼吸法を施し之を蘇生せしめたと云ふ事である。

義勇團兒の獲た人命救助の勳章百七個の中五十五個は實に溺水者の救助に對する勳章である。

四、馬の逸走せる時

馬の逸走した爲に起る事變も極めて多い。實際警官が逸走せる馬を止むる事は一年平均二百件以上にも及んで居る。それで團兒は逸走せる馬を止むる方法を心得て居らねばならぬ。ブライヴエート・デーヴィースと云ふ少年が荒れて走り出した砲車附の馬を止めてアルバート・メダルを與へられた事がある。一匹の馬に乗つて居つた御者は振り落され馬は山腹を下つて子供等の遊んで居る中に驅けて行つた。デーヴィースは危険を見て馬に走り寄り右の手で馬を抑へ左の手で棍棒を抑へ車を止めようと試みた。彼はそうしたなり數間引き摺られて行つたが、其の時しも棍棒と車とを繋いだ鎖がぶつと切れてデーヴィースは地上に倒れた。

彼は足を車に轆かれて非道く負傷した。かうして彼は實際馬を止める事は出来なかつたけれども、馬の進路を轉じ小兒の轆き倒されるのを救つたのである。

アルバート・ステイブンソンと云ふ十五歳になる團兒がデッドフォードの大通りを歩いて居た時、人々が避ける／＼と叫ぶので振り返つて見ると二匹の馬が空車を引いて逸走して來るのであつた。彼はヒラリと身を替して車を避けた。その時彼はかう思つた『義勇團兒の自分ですらすらすんの事轆かれる所であつたが、只の子供なら屹度突き跳ばされて了つたのだ、そこで彼は出来る丈け早く空車に隨いて走り後ろからその車に跳び乗り御者臺に坐つて馬を御さうとしたが、手綱は馬の首に巻きついて居て手が届かない。それで彼は二匹の馬の間にある棍棒を傳うて馬の首の所に行き轡を取つて二匹の馬の頭をボカンと打ち付けた。恙うして彼は段々馬の荒れるのを鎮めて生命財産を傷ける事を防いだのである。』

逸走せる馬を止めるにはよく人のする様に前面に立つて手を振るのはよくない。馬が逸走した場合にはその側に隨いて歩み轡を取つて馬の首を自分の方に向け、屢又は家の方に馬を引き摺つて行つて之を止めるが宜い。併し體量の軽い少年にとつてはこれは中々困難な事である。恙う云ふ際には少年は馬のために負傷せる人々を看護するのが一番良い。

五、狂 犬

狂犬は駆け廻つて矢鱈に人に噛みつく。各自近處に狂犬の居た時にはどうしたら可いかを平素から心懸けて置かなければならぬ。

サー・タマス・フオーウエル・バックストーンと云ふ人が或日犬を伴れて騎馬で出懸けたところ、途中でその犬が狂犬病を起して町の中で暴れ出した。

サー・タマスは犬のある庭園の中に追ひ込んだ。そこで彼は馬から飛び下り、犬に走り噛まれぬ様にしてうまく犬を引掴み、犬と格闘を始めた。

さうして居る中に庭師が見つけて鎖を持つて來た。サー・タマスはそこで鎖を巻きつけ一端をしかと木に結びつけて置いて犬から手を放した。すると犬は暴れて鎖をひききり鎖は破れさうになつたので、サー・タマスは又犬に近寄り熊手で犬の頸を押へて置いて、他の一層丈夫な鎖で縛りつけた。熊手をとると犬は非常な勢で飛びかゝつて來て前の鎖を打切つたが、幸にして新しい鎖があつたので無事に濟んだ。犬はこの後間もなく死んだ。

狂犬に噛まれることを防ぐには棒又はハンカチの類を用意して置き、之を両手で前面に支へてゐる、さうすると犬は大底噛む前にそれを前足で打ち落さうとするから、その隙を狙つて犬の頤の下を蹴飛ばすがいい。

六、雜件

數限り無い事變に對して一々之に對する處置を覺えることは不可能なものであるが、總ゆる場合を通じて團兒に必要なことは頭腦を冷靜にして夫れ夫れの場合に適當な處置を採らねばならぬと云ふことである。

エル・ラッドと云ふ團兒はシューベリー附近の鐵道線路で一人の少女の遊んでゐるのを見た、その時汽車は間近まで進んで來て居た。彼は直ぐ様駆け寄り、柵を飛び越え線路に入つて線路から少女を引き出し、辛うじて之を助け得たが、彼は頭部を打たれ暫らくの間目が眩んでよく物が見えなかつた。彼が迅速に且勇敢に働かなかつたら少女は殺されたであらう。

これは南阿弗利加の出來事であるが、デーヴルと云ふ團兒は一人の少女が屋根の上で電燈の針金に纏まれて居るのを見て、人が危いと云つたが、彼は屋根に登つて行つて少女を下ろしてやつた。少女は助からなかつた。

グレゴリーと云ふ團兒が鑛山で仕事をして居ると轟然たる響が聞えて來た。彼はこれはトロンコが人手を放れて鑛坑内にすべり落ちて來るのだと思つた。彼は直ちに線路に切石を置いてトロコを止めた。この機敏勇敢なる行爲によつて彼は多くの人命を救助したが、このために人命救助に對す銀勳章を授けられた。

ロツクレーと云ふ團兒が或時夜市で電氣仕懸けで廻してゐるどうどう旋りを見てゐた。すると一

人の男が誤つて電気機械に著物を捉へられ、すんでのことその中に引き込まれる所であつた。ロツクレーは之を見るなり發動器に進み寄り、機械の知識を持つて居たので、挺を引き上げて機械の回轉を止め辛うじて彼を救ふことを得た。

七、人命救助法の練習

『組打』火災の際に群衆の亂入を防ぐ人垣を作ることを練習する。

溺水者を支へ且之と格闘することを練習する。

拳銃を以て他人を狙撃する人を止むる法。

竿、麻繩、横木にて梯子を作ること。

消火栓、交番、警鐘、消防署、病院等の所在を團兒に教ふ。

第五節 救助法

一、應急手當法

負傷者の外に自己以外の人なき場合には、而して若し患者が人事不省に陥れる場合には頭を少しく擡げて横臥せしめ咽ぶことなからしめ且つ水等を口より瀉出し易い様にして置く。頸及び胸の周圍にある衣類を緩め、傷を調べて『應急手當』で習つた通りの手當を施すのである。

若し人事不省に陥つて倒れて居る人を發見した際にはその周圍の地面を仔細に検査し且つ彼の倒

れて居る位置等を記憶して置き判断をする参考に資する様にする。

分隊と共に他へ出懸けて何か事が起るかそれとも負傷者を見出した際には分隊長は、一人の團兒を醫者の所に遣り、分隊長自身は一人の團兒と共に患者に隨いて居て看護をし、今一人の男兒は他の團兒をして水又は毛布を持つて來たり或は擔架を作つたり群衆を退けたりすることにする。常に先づ患者を靜穩にして置くのが一番宜しい。止むを得ざる時の外患者を動かさない様にして置かねばならぬ。

そうして少しく恢復する迄は患者に物を尋ねてはならぬ。

人工呼吸。——溺水せりと思はるる人を蘇生せしむるには肺臓に入つた水を残らず吐き出させることが必要である。この目的のために患者を俯向きにし、頭を下にして口から水を出させ、尙よく水を出させる爲めに口を開けて舌を引き出すのである。患者が水を吐き出したならば患者の腹を下にし舌を出したまゝにして少しく吊り下げて置く。呼吸が絶えなかつたならば患者を休ませ、呼吸が絶えた場合には人工呼吸法を施して之を蘇生せしめなければならぬ。

二、溺水者蘇生法

溺水者を蘇生せしむる方法は種々あるけれども、最も簡易なのはシエーフエル式と云ふのである。これは患者を俯向きに臥せ、胸腔中の空氣を壓し出し、再び空氣を胸腔内に入らしむる方法であ

る。

- 一、患者を水より引上げた後直ちに、(衣服を緩むる等の處置を行ふ前に) 患者の兩腕を開き顔を横にして俯臥せしめ、その頭の方に面して之に跨る。
- 二、次に患者の腰部に兩手を當て、拇指は殆んど相接するが如くに平行に相對せしめ、他の指は之を伸して肋骨の邊に迄達せしめる。
- 三、腕を伸して前方に屈み全身の重量を手首に集める様にし力を籠めて徐々に腰を下方へ撫で下ろし、靜に一二三と數へて止める。かうして胃を地面に押しつけ胸腔から空氣を押し出すのである。

四、次に手は元の位置に置き、力を抜いて身を起し壓力を減する、此の間また一二と呼ぶ位の間隔をとる。

この運動を數回繰り返し、胃を壓しては胸腔内の空氣を吐出させ、力を抜いては空氣を吸入せしめ、自らこの運動をするまでこれを續ける。

この運動は一分間に就き十二回位の程度に於てする。

患者が呼吸をし始めれば直ちにこの運動を止める。併しその後まで看守つて居て呼吸を止めた時は再び人工呼吸法を施さなければならぬ。さうして愈々呼吸を恢復したならば、成るべく自然の

態度に臥せて置くが宜い。さうして温いフランネルか湯タンボを股、腋の下、足裏等に當て身體を温め、濡れた衣服を脱がせ、温かな毛布を以て體を包み、出来るだけ安靜にして睡眠を取らせる様に、さうして少くとも一時間位は枕頭に在つて之を看護して居なければならぬのは云ふ迄もない。

是が所謂シエーフェル式人工呼吸法であつて溺水者若しくは煙又は瓦斯の爲めに絶息した人を蘇生せしめるために行ふのである。

三、自殺救助

これはバーデン・パウエル中將の實際經驗した話である。中將が北アフリカを旅行中、列車中には只一人の相客があつた。それは佛蘭西人の農夫で中將は彼と話を始め様になつた。彼は非常に話好きで、遂に身の上話迄もして中將が乗り込んで來なかつたならば自分は今頃自殺をして居つたであらうと云うた。その譯を尋ねると斯々であると云ふので、中將は農夫にその苦しみから通れる方法を語り、今一度自分を死んだ者と思つて努力する様にと勧めた所が農夫もその氣になつた。さうしてまた色んな話を交換して笑ひ興じたが、何時しか農夫は機嫌を直し嬉し相に次の停車場で下車し、御忠告通り屹度やつて見ますと云うて去つた。

大概な人は何時か一度は自殺をしようと云ふ氣を起すことがある。併し大概は一二日経つとさう

云ふ氣が失せてそれが消化不良だとか肝臓病だとか、インフルエンザだとか、失望だとか、過度の心配だとかの結果に過ぎなかつたと云ふ事が分つて来る。

恙う云ふ際に同情ある人がゐて何か他の事を考へさせ或は行はせる事が何よりも肝要である。自殺の無益な事を説き、かゝる憂悶の起るのは概ね身體の虚弱な爲めに神經過敏になつて居る際であると云ふ事を教へてやれば自殺を思ひ止まらしむることが出来る。

又團兒は既に自殺の手を下した者に對する救助法も心得て置かなければならぬ。

咽喉を切つた者があつた場合には先づ出血を止めることが肝要である。動脈は頭骨と胸骨との會合點から出て下顎部の隅に達して居る。故にその出血を止むるには拇指を以て傷の下方の心臟に近き處を壓へて此上出血しない様にするのである。

毒藥を服して自殺を企てた者には牛乳を與へて吐出せしめるのであるが、それは咽喉に指又は鳥の羽を入れ、又はビールコップ一杯位の水に大匙一杯位の辛子又は鹽を入れたものを飲ませるがよい。

首を括つた者のあつた場合には片腕でよく之を支へながら直ぐその紐を切り放さなければならぬ。次に頸や胸の邊の衣類を緩め出来る丈新鮮な空氣に當て、顔面及び胸部に冷水を注ぐか、冷水と湯とを交互に注ぎかけるのである。さうして溺水者の場合の如く人工呼吸法を施すのである。

弱足團兒は得て死體或は死んだ様に見える人に觸れることを恐れ見れば、かゝる少年は何の役にも立たない。人事不省に陥つた人は決して彼に危害を加へるものではない。近づいて之を捉へて見れば恐怖は去るであらう。屠牛場に行つて血を見て恐れぬ様になる練習をするが宜い。

四、患者運搬法

人事不省に陥れる人を運ぶ法。——先づ患者を俯向にする。次に患者を跪坐の姿勢に起て、自らその前に廻り、跪いて患者の胃部が自分の右肩に當る様にして之を横に擔ぎ、右腕を股間より入れて其脚を捉へ左手で肩の上に来た右腕を捕へ徐ろに立上るのである。

二人にて患者を運ぶ法。——擔架を作るがよい。擔架の製法は、門扉、編垣の類を持つて來てその上に藁、枯草、衣服の類を敷き、毛氈、毛布類の兩端に棒を通して之を掛布とし、布を巻いて枕を作るのである。

患者を擔架に載せて運搬する前に充分患者を樂にしてやらねばならぬ。二人の擔架手は同時に立ち上り、小股に歩調をそ



第一編 英國の少年義勇團

ろへずに歩まなければならぬ。さうして後部の者は注意して患者を看守しなければならぬ。棒の短い場合には四人で四隅を持つて運ぶのである。

その練習

是等の應急手當の練習を行ふには模擬患者に羊の血又は泥を塗つて團兒に恐怖心を起さしめぬ様練習せしめることが大切である。

火災の演習には黒煙を多く發するものを成るべく階下に燃し、講義中教室に人を走らしめて突嗟に急を傳へしめるか、爆聲を發する火花を破裂せしめるがいい。此時小隊は小隊長の命令で直ちに活動を開始し、或者は火元を確め、或者は救助に赴き、四這になつて黒煙の下から病者を引き出し、或者は毛布を窓外に張つて人の飛び降りるのを待ち受け、或者は消火蛇管を處理し、バケツを手送りし、或者は應急手當、看護介抱をなし、群集防禦線を張ると云ふ風にして練習をする。少しく準備して行へば實際に近い目醒ましい演習が出来る。

五、窒息者回生法

鑛山、下水及び屋内等にて有毒瓦斯のために椿事を生ずる事はよくある。そのために窒息せるものを救ふには濡手拭を以て自分の鼻や口を蓋ひ、頭を成るべ地面に近付けて火事の時の様に匍匐して、之を引き出すのである。これは非常に機敏にやらぬと自らも窒息の危険に陥るから注意し

なければならぬ。さうして安全なる場所に引き出したならば直ちに着物を脱がせて冷水を顔面に注ぎ、羽毛を鼻口に當てて置く。若し息が絶えて居る時には人工呼吸を施して呼吸を恢復せしめるのである。

六、火傷

火傷を受けたる者の着物を脱がせるには之を剥ぎ取らずに鋭利なる小刀若しくは鋏を以て之を切断することが必要である。着物の一部が火傷のために皮膚に附着した所があればそこを残して切り取るのである。さうして火傷を受けたる部分が空気に觸れると非常な疼痛を感じるものであるから、成るべく之を被はなければならぬ。一番宜い方法は白墨粉又は麥粉を振りかけ、又は亞麻仁油を塗り又は亞麻仁油を浸した綿撒絲を以て之を被ふのである。さうして成るべく身體を温かにし温い茶、温い乳、火酒等の如き飲料を與へるのである。

七、挫骨

骨の折れた部分は殊更腫れあがつて見え、疼痛を感じるものである。さうしてその部分が曲つて使用に耐へない様に感ずる事がある。

この際には決して其の部分動かすことなく、眞直にし堅い添木の様な物に縛り、早速病院か家に運んで行かなければならぬ。

添木はこわり板だとか、團児用の杖だとか堅く新聞紙を巻いたものだとかを用ひて宜しい。成るべくは患部の兩側に之を當てがふと宜い。それから添木の兩端をハンカチ又は布を以て縛り余り堅く縛ると血液の運行を妨げるか腫れあがるから注意せねばならぬ。

八、出血

出血せる人があれば患部と心臓との間の部分を拇指を以て強く壓へ血液の動脈に流れて來るのを止めなければならぬ。さうして扁平な小石の如き物を枕にして、之でもつて患部を押しつけるのである。出血が猶烈しい時は手拭を上方の腕又は足の上に結び木片を以て之を扭つて堅くしめるのである。患部は力めて上方に置き、冷水濕布等を以て冷すのである。

墜落して耳から出血した場合には頭蓋骨の負傷であるから、此時には患者を決して動かしてはならぬ。現状に安臥せしめ、冷水を以て頭部を冷し醫師を招くがよい。

血を吐くのは内臓の障害か、身體内部の小血管の破裂した爲めである。此の場合には多量の血を吐くがために得て事態を重く見るものである。若しその血が薄くて多少の小さな泡を混じて居るならばそれは心臓に障害があるためであるから、患者を安臥せしめ氷又は水を取らせる。吐血の量の多いために狼狽することのない様にしなければならぬ。

九、凍傷

凍傷に罹つた者は何等の苦痛も感じないけれども、患部は痺れ、白色を呈し蠟様の變化を呈し、最後に紫色に變る。この際には直ちに雪又は手を以て強く患部を摩擦し血液の循環を促すのである。決して温い部屋又は火の側に連れて來てはならぬ。却つてその患部を落すことになるから。

一〇、ヒステリー

神經質の人殊に女子は興奮した際にヒステリーを起し、泣いたり、笑つたり、叫號したりする。この際には患者を室内に閉ぢ込め、精神の鎮まる迄一人で居させる。これを宥めたりなぞしては不可ぬ。却つて病勢を兀進させるのみである。

一一、感電

電氣に感じた者があれば、先づ之を電流の通じて居る物體から取り離さなければならぬ。併しこれはよく注意しないと自分も電氣に感ずる危険がある。先づ一枚のガラス板を持つて來てその上に立つのであるが、若しガラス板の無い時は乾いた木でも宜い、或はまたゴム靴を穿いても宜しい、また手にもゴムの手袋を嵌めるか、その代りに乾燥した布で以て厚く手を包み、木片を以て患者を取り離すのである。

一二、氣絶

氣絶は多く頭部の血液の不足に基づくものであるが、氣絶した者があれば之を坐らせて頭部を兩

膝の間に垂れさせるのである。若し反對に上せた様子があれば、之は血液が頭部に上り過ぎた兆であるから、枕を高くして臥せるのである。卒中、日射病等は皆この手當を施す。

一三、癲癇

聲を發して卒倒し口から泡を吹いて手足を振はし藻掻き苦しむのは癲癇である。癲癇を起した者があれば口に木片又はコルクを啣ませ、舌を噛み切らぬ様にしなければならぬ。さうして安眠せしめることが必要である。

一四、中毒

食中り、又は毒を服した爲めに苦しんで居る者があれば先づ牛乳又は生鶏卵を吞ませることが必要である。これらは毒を集め体内に擴がることを防ぐ效があるからである。若し口が毒のために焼けて居ない時は直ちに熱い鹽湯を與へ、鳥の羽で咽喉の内部を擦り、吐氣を催さしめるのである。さうしてまた生鶏卵と牛乳、及び薄い茶を吞ませる。若し酸性の毒であつたならば吐かせずに牛乳又はサラダ油を服ませるのである。さうして患者が眠氣を催したならば力めて眠らぬ様にさせなければならぬ。

一五、血毒

これは傷口から不潔物が入つたために起るものであつて、腫れ上り、疼痛を感じ、赤い血管が現

れて来る。温濕布を施すのが最良の手當である。

一六、氣息雍塞

先づ襟を緩め片手で患者の鼻を握り片手の食指、匙の柄を以て咽喉に塞つたものを取り去るのである。舌の根を強く壓せば、患者は吐氣を催し、障害物を吐き出させることが出来る。些細なものが咽喉を塞いだ際には頭を後方に反らせ、バンドで小さな團子を拵へて嚙下せしめ水を啜らせるのである。ボンと背中を打てばそれで直ることもある。

咽喉の内部が腫れ上つた爲に氣息雍塞を起すことがある。この場合にはフランネルでもつて頸の周圍に蒸氣濕布を施し、患者に氷又は水を吞ませるが宜い。

一七、扁桃腺炎

二人の英國人がアンデス山で扁桃腺炎に罹つて死んだと云ふことを聞いたが、これに對する手當を心得てゐる者がなかつた爲めであつたさうだ。何人も醫者の許を離れた處で施すべき手當を心得て居なければならぬ。軽い扁桃腺炎はよく人の罹る病氣であるが重いものになると腫れが甚しいために、呼吸が困難になつて来る。その手當は、温湯治療も效を奏しなくなつたならば、自轉車の空氣ポンプ又は豆鐵砲の筒の如き管を咽喉に入れ、之に依つて肺臓に空氣を入れるのである。匙の柄で舌を壓へて之を差し込むが宜い。若し腫が大きいために之を差し込むことが出来ない際

には扁桃腺を少し切つて悪血を出すのである。切るには鋭い刀を布で包み、その先きを少し露出して匙の柄で舌を抑え腫れた部分を一二箇所小さく切るのである。

一八、酸 毒

過般一婦人が或る男の顔に硫酸を注ぎかけた椿事がある。硫酸は恐るべき酸でこれに觸れると肉は立所に焼け爛れて了ふ。折よくも通りかけた巡査は手當を知つて居て、曹達を加へた微温湯を以て硫酸を洗ひ、後粉をつけて傷が空氣に觸れぬ様にし苦痛を除いてやつた。

一九、毒蛇に噛まれた時

毒蛇に噛まれた時、毒矢に中つた時、又は狂犬に噛まれた時の手當は皆同じである。毒は直ちに血液に混つて二三度脈搏の搏つ間に全身に廻るものであるから、最も機敏に手當を施さなければならぬ。噛まれた部分と心臟との間を縛つて血液が心臟に歸るのを防がねばならぬ。それから傷口から毒を吸ひとり、出来るならば更に傷口を切り出血せしめて毒を流し出すのである。毒は、口内に傷さへなければ、之を吸つても害にはならぬ。患者には珈琲だとか酒だとか興奮劑だとかを多量に與へ。歩行せしめ或はまた撲つたり突いたりして患者を眠らせぬ様にしてやらねばならぬ。

二〇、眼に塵の入りし時

患者に眼を擦らせては不可ぬ。益々塵を奥に入れて病勢を重くし眼を腫れ上らせるからである。

若し塵が下眼に入つた時は、下眼を摘んで出来る丈け之を下に引き伸し、濡手拭羽毛の様な物でその塵を取り去るが宜い。若し上眼に入つた時は、同様に、之を摘んで上方に引き伸し、下眼を押し上げその睫毛を以てその塵を取り出すのである。

他に團兒が是非練習して置かなければならぬ方法がある。それは患者を坐らせ自分はその後廻り患者を反らせてその頭を自分の胸に當てさせ、上眼の上部に拇搭を當て、眼の端を摘んで之を裏返しにし、濡手拭、羽毛の類を以て靜に塵を取り除けることである。

眼が充血した場合には淡く出した微温の茶で滌ふが宜い。

若し塵が深く入つて取れない時には、極く少量のオリーブ油を下眼に滴らして眼を閉がせて、軟い濕つた枕を當て、眼を繙帯し、醫師を呼ぶが宜い。

第九章 愛國心の教育

第一節 大英帝國

英國少年義勇團に於ては愛國心を訓練する爲に先づ大英帝國に関する知識を團兒に注入する。「英國旗の翻る所太陽の沒することなし」とは英國の少年が搖籃の中に居る時から聞かされる言葉で

あつて、之がまた團兒教育の中心思想となつて居る。英帝國の所領中、

オーストラリアは英本國の九倍、

加奈陀は英本國の十倍、

印度及び緬甸は英本國の六倍、

東部亞弗利加、ユーガンダ、及びスーダン、及びヌーバは英本國の五倍、

南亞弗利加は英本國の五倍、

新西蘭は英本國に等しく、

ニジェリアは英本國の一倍半、

であつて、これらの屬領の廣さは大不列顛、愛蘭を併せた英本國の四十倍になる。尚ギアナ、北ボルネオ、ニューギニア、ソマリランド、海峽殖民地、黄金海岸、西印度諸島、タスマニア、ジブラルター、モルタタがあり、其他世界各地に散在して居る小嶼の數が頗る多い。教師は地圖を擴げて英國の版圖の偉大なることを教へてその大きさの概念を分り易く教授して居る。

扱この偉大な版圖は一朝にして獲られたものではなく又如何なることがあつても失はるべきものではない。これは我等の祖先が心血を濺ぎ、多大の犠牲を拂つて獲得したものであることを記憶して居なければならぬと團兒は教へられて居る。又團兒の多くは後日英國民となつて各所の領土

に赴いてそれぞれ大英國の爲めに働くのであるから、身體及び精神を鍛練し英國人として、また人間としての使命を果す覺悟がなければならぬと教へられて居る。

第二節 英國發達史

英國の發達は實に祖先健闘の結果であつて、少年義勇團はかのジョン・ブル奮闘の歴史を團兒に教へて愛國心の教養に力めて居る。

先づ亞米利加殖民の歴史を説いて、かの一葉舟に身を委ねて烟波茫茫たる大西洋を横斷し、米大陸に上陸し、非常の困苦と闘つて殖民地を拓いたドレーク、ローレー、ホウキンス、フロビシャ、キャプテン・スミス等の事蹟を教へ、その模範的團兒たりし事を教へ、また南阿、濠洲、其他の領地を獲るに際して、祖先の嘗めた辛苦功蹟の著しい事を説き、斯くして獲られたる領土を繼承し保有すべき我等英國民の責任は重且大であると團兒に教へて居る。

第三節 國民の覺悟

例へば學校で意地悪るの生徒が自分に突つ掛つて來るのは自分が弱くて容易に打ち据ゑられると思ふからである。若し自分に腕力が有つて之を防ぎ且つ之を懲らすことが出来るならば彼は一指を觸るることも能くしないであらう。國民間の事も之と同じである。吾等は他國の輕蔑を受けな

いために常に他の攻撃に耐へ、之を禦ぎ之を懲らし得るの實を示さなければならぬ。

先帝エドワード七世陛下は『平和の維持者』と呼ばれ給うた。さうして他國民と親善なるは我英國國民の義務である。併し若しも茲に不心得な國民があつて猥りに我國を窺ひ、我國を侮ることがあるならば、我等は奮起して之に對抗しなければならぬ。我々は我國の軍隊に對し費用を支出するのみにて足れりとせず、自ら劍戟を採つて戰場に起つゝの覺悟がなければならぬ。

我々は羅馬帝國滅亡の跡を尋ねてその覆轍を踏まぬ様に心懸けねばならぬ。嘗ては全世界を征服した彼の大帝國は實に青年の元氣が銷沈し、自ら兵士たることを厭ひ金を以て兵を備ひ自ら競技を爲すことを避け競技者を備つてその演技を見て楽しむと云ふ迄に墮落した爲めである。我英國の少年はよくこの古羅馬の少年に鑑みる所がなければならぬ。

起て、遊べ、各自その所に就て全力を盡さなければならぬ。我等の祖先はよく働き、よく戦ひ、よく死してこの帝國を我等に傳へたのである。呆然袖手傍觀して徘徊して居る所を天上の祖先に見られてはならぬ。

言々皆愛國の赤誠の凝り成せるものなるを見よ。

第四節 國民の義務

英國國民の國家に對する義務が二つあるとして委曲に説いて居る。

第一は平時に於ける國民の義務である。團兒は先づ善良有爲の國民たることを期せねばならぬ。

さうして國民相親和協同し團結を鞏固にして敵國に窺はるる機會を無くしなければならぬ。

團兒は各自修養を積んで立派な國民とならなければならぬ。さうして學校の課業は我等の修養を進めるものであり國家に對する義務であるからして團兒は懸命に之を勵まなければならぬ。この精神を以て課業に對すれば必ずや進歩が著しいであらう。

また團兒は巡查を助けなければならぬ。之れ國家社會の安寧を助くる所以であつて、善良なる國民は義務として當然さうしなければならぬのである。

第二は戦時に於ける兵役の義務である。或人が英國を章魚に譬へて居る。それは本國が小さいけれども諸方に領土を有して居る有様恰も章魚の如きものがあるからである。

章魚を殺す人は章魚の足を措いて單刀直入その頭部を刺すのである。同様に若し敵國が我國を襲ふことがあれば、章魚を殺す如く必ずや我本國を襲撃するであらう。それで我々國民は常に周到なる注意を以て祖國を守らなければならぬ。それで我々は身體の健康を保持し射撃訓練の術を練習し不時の事變に備へなければならぬと教へて居る。

第五節 兵事知識

英國の今日あるは實に陸海軍の方であつて將來とも益々之を發達せしめなければならぬ。さうして團兒がその事情に通じて居れば陸海軍に對する同情を喚起することが多いからして、特に團兒

をして兵事知識を得しむる様にして居る。

第六節 海軍

團兒は英國の海軍をよく知つて居なければならぬ。燦然たる海軍の歴史と各々の軍艦の歴史、その實力及び砲數等は一々之を知つて居なければならぬ。英國軍艦の寫眞や繪葉書を集めることなどはこの目的を果すための趣味ある方法である。

團兒は陸海軍將校の階級を識別することが出来なければならぬ。團兒は之に對して敬禮をなすべき義務があるからである。又團兒は海軍兵の服裝其他海軍に關する事項を注意して研究しなければならぬ。

第七節 陸軍

陸軍に關する知識として英國少年義勇團に於て教ふる所は英國人及び殖民地の土人より成る歩騎砲工等の常備兵、戰時常備兵の補給をなす國民兵、防備軍としての殖民地國民兵、義勇兵より成り、戰時常備兵出征の際に本島を守備する國境兵等に關する知識である。

將校の服裝、肩章、帶劍等に關する研究をなさしめる事は海軍の場合と變りはない。

第八節 國旗

英國少年義勇團の團兒は聯隊旗に對して敬禮するやうに教へられて居る。さうして國旗や軍旗の

觀念は嚴肅に感銘させられて居る。

軍艦には帆柱に長旗を立て、あるが、これは昔和蘭の海軍が我が海軍を破つた時帆柱の先に箒を立て、英國の海軍を掃蕩したと云ふ意を表したが、其後我國の海軍が和蘭の海軍を破つた時、帆柱に箒を立てて敵の海軍を箒で打ち退けたと云ふ意を表したのに基く。即ち長旗はこの箒の變形したものである。

海軍旗は白色で上部に聖ジョージの赤十字と上部の片隅にユニオン・ジャック(英國旗)を配したものである。これは常に艦尾に樹て、艦首に更に英國旗を樹てるのである。

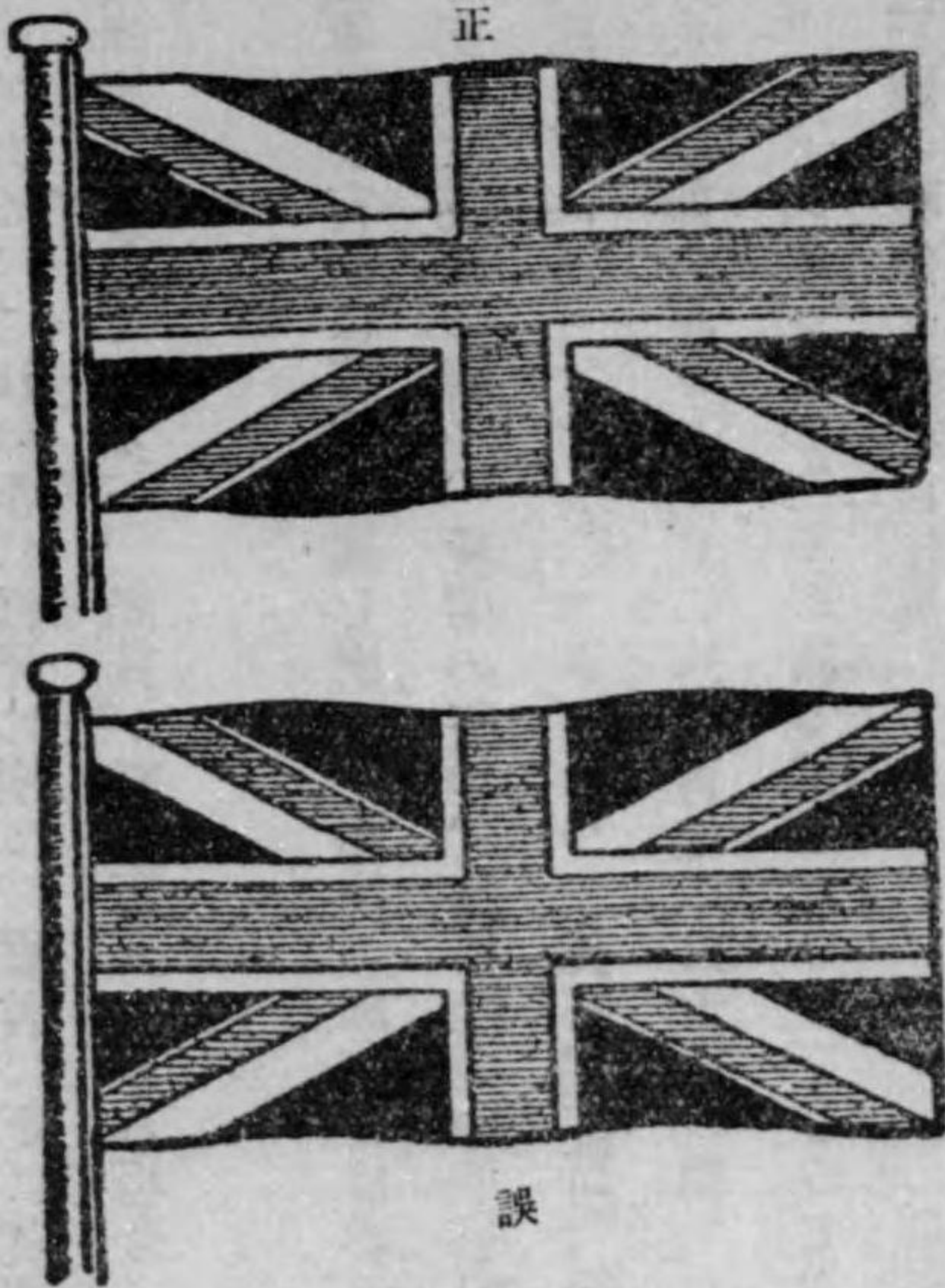
商船旗は赤色であるが、船長が豫備軍人である場合には特に青色の軍旗を樹てることになつて居る。

陸軍及び官衙は英國々旗を樹て、國民の私宅には赤色旗を樹てる。

皇室旗は英蘭の獅子、愛蘭の豎琴、蘇格蘭の獅子を配したものである。

英國々旗はユニオン・ジャックと云つて英蘭、蘇格蘭、愛蘭三國の聯合を表象したものである。白地に赤十字即ち聖ジョージの旗、青地に白十字の聖アンドルーの旗、及び白地に斜赤十字即ち聖パトリックの旗、この三つの旗を併せたものであつて、これ等の聖者達に代表せらるる英、蘇、愛の三國の聯合を表象したものである。

英國の旗の立て方



團兒は國旗を正しく揚ぐる事を知つて居なければならぬ。旗竿に著ける時に旗竿に近い方の赤色斜十字の兩側の白い縁の幅の廣い方が上になる様にしなければならぬ。國旗を逆に掲げるのは甚だ見苦しい計りではなく「我窮せり」との信號になるから注意しなければならぬ。また旗竿の中間に掲げたのは吊意を表する印である。

軍艦の後部甲板に行つたならば軍艦旗に對

して必ず敬禮を行はなければならぬ。國歌の奏せられた時も亦同様である。

英國旗は今や英蘭、蘇格蘭、愛蘭の聯合を示すのみではなく世界各地に散在せる英國領土全體の聯合を示し、我々は一致協力現今の優勢を保たなければならぬと教へて居る。

第九節 英國の政治

世界各國政府の中我國の政府は最も古く最も立派なものである。或國は國王が專制的に法律を定め或國は人民で法律を定めるけれども國民を統率する國王がない。英國は上に國王を戴き下に上

下二院の國會を有し、以て民意を通じ、國會の薦めた法案を國王の裁可を経て法律として居る。團兒が長じて社會に起ち選舉權を得るの曉には不偏不黨、常に國家の前途を思つて投票を忽にせぬ様に心懸けねばならぬ。政界を廓清し、英國の頹廢を防ぐのは實に團兒の責任であると教へられて居る。

第十節 英國々王

エムバイヤ(帝國)なる語は拉典語のイムペリウムより出て整然たる規則の意である。エムペラー(皇帝)なる語は同じく拉典語のイムペラートルから出た言葉である。英國王の署名に R. I. とあるはレックス(Rex)即ちブリタン王及びイムペラートル(Imperator)即ち印度及び全殖民地の皇帝の略字である。

イムペラートルは拉典語のイム及びペラーレより來り、ペラーレは用意すると云ふ意味である。さうしてこれは實に英國少年義勇團の標語と同一である。即ち皇帝とは國難に用意すべきものであり、團兒は心身を鍛鍊して國難に殉ずるの覺悟を平素から持つて居らなければならぬ譯である。

第十章 英國幼年義勇團(狼子團)

(本章は英國幼年義勇團の規則書を譯出せるものなり)

この幼年義勇團は少年義勇團隊長を扶け、少年義勇團兒の年齢に達せざる少年を教練し少年義勇團に入る前の特に善良なる影響を受け易き時期に彼等を正しき方向に指導せんとする者を扶けんが爲めに畫策せられたるものなり。

稱呼

幼年義勇團兒とは全力を竭して



- 一、神及び國王に對する義務を果し、
- 二、毎日本人の爲めに盡すことを名譽にかけて誓約し且幼年義勇團長が斥候の合圖及び狼子團の敬禮を修得せりと認めたる八歳より十二歳までの小兒を云ふ。

かゝる小兒は布又は金屬の幼年義勇團兒徽章をつくる資格を有する。

隊とは特に任命せられたる將校の統率する若干(六名以上)の幼年義勇團兒の一體を云ふ。隊長とは幼年義勇團隊を管理する將校を云ふ。



組織

團兒長とは幼年義勇團隊、若しくは幼年義勇團隊偵察隊を指揮する團兒を云ふ。團兒長は年長の幼年義勇團兒又は特に幼年義勇團附とせられたる少年義勇團兒にして、少年義勇團兒と同一の但し白色金屬製の特殊の徽章を佩ぶ。

幼年義勇團隊を組織せんとする時は先づ少年義勇團地方委員の同意を得るを要す。

幼年義勇團隊は全然少年義勇團より獨立し、或は又その教練が全然少年義勇團の教練と分離せる限り少年義勇團に附屬することを得。

孰れの場合に於ても、幼年義勇團隊は少年義勇團地方協會に依りて別々に之を登録するを要す。

地方協會より交附する登録用紙は少年義勇團隊の登録の場合と同じく缺字を填補すべし。

幼年義勇團隊の命名及び員數は地方協會の自由に任すれども、『幼年義勇團兒』てふ語は肩布の上に必ず之を附せざる可らず。

幼年義勇團隊長は少年義勇團隊長と同様の方法にて指名せられ、辭令を受くべし。幼年義勇團隊長に賦與する權限は大概、少年義勇團隊長に賦與する權限に同じ。少年義勇團隊長自己の少年義勇團隊に附屬する幼年義勇團を組織するに方り地方委員の同意を得れば、新に幼年義勇團隊長の辭令を受くるを要せず。

少年義勇團隊と同じく幼年義勇團隊にも牧師を任命するを得。
幼年義勇團副隊長は、必要あれば、之を任命すべし。

制服

黄色の絲の線と緑の附しある暗綠色の帽。



厚莫大小の襦袢(綠色又は青色)、襟卷、暗青色の洋袴、長靴下及び短靴。(長靴を欲する者は之を短靴に代用することを得。)

幼年義勇團兒は棒を所持せず、又胴締、肩章又は靴下留を佩びず。幼年義勇團兒の佩びる徽章は後に掲ぐるものに限る。

幼年義勇團兒の制服は少年義勇團兒の制服と同一なれども、肩章又は徽章なし。幼年義勇團兒は帽子の前面及び上衣の釦の穴に狼子の徽章を佩ぶ。

資格

二級幼年義勇團兒——帽の前面に黄色の星を佩ぶる二級幼年義勇團兒となるには

(イ) 少くも三箇月の服務をなし

(ロ) 英國々旗の意味及びその掲揚法を知り

(ハ) 詰め紐、帆足索等の結束法を知り、その特殊の用法を了得し、

(ニ) 五種の正容術、即ち容易に強健になる法中(二)(三)(四)(五)及び(六)(本書第一編第四章第三節の三)を

正しく實行するを要す。

一級幼年義勇團兒——二級幼年義勇團兒が二つの星を佩ぶる一級幼年義勇團兒となるには

(イ) 少くも六箇月間二級幼年義勇團兒の服務をなし、

(ロ) 初步の應急手當及び綱帶法を知り、

(ハ) 信號符及び電信字號を知悉し、

(ニ) 三十分間に半哩の距離を追跡し、又市中に於ては各一分間宛觀察したる四個の店舗に就きその一の在品を満足に答へ、又は整然と配列しある廿四個の物品を一分間見てその中十六個を暗誦する暗誦遊戯をなし。

(ホ) 少年義勇團兒の歩調にて十五分間に一哩を歩行し、

(ヘ) 二本以上のマッチを使用せずして戶外にて薪を燃し、

(ト) 所定の空鐘以外の料理道具を用ひずして戶外にて(可成營舎にて)四半磅の肉と二個の馬鈴薯を料理し、

(チ) 貯蓄銀行に少くも廿五錢の貯金を有し、

(リ)磁石の十六方位の名稱を知らざる可らず、

幼年義勇團兒の徽章及び星章は隊長の推舉によりて與へられ、地方協會書記より之を受領す。

幼年義勇團兒として得たる二つの星章は幼年義勇團兒となりし時徽章の上に之を附するものとす。

幼年義勇團兒としての服務は服務章と關係なし。

教 練

當分の内教練は地方委員の自由に任せ小隊にて行ふもまた分隊にて行ふも可なりとす。

幼年義勇團兒を幼年義勇團の分列式、檢閲等に參加せしむると否とは委員之を決し、委員缺くる時は整理の任に當れる將校之を決す。

時々その兄分たる幼年義勇團兒を見、殊に弘ゆる幼年義勇團兒の理想たる「銀狼團兒」を見れば幼年義勇團兒は確に發奮す所あるべし。

又一面に於て分列式の距離及び時間に就き、教練の分量及び嚴しさに就きよく幼年團兒の體格を考慮し、架橋、重荷の運搬等の如き過激の事業に加はることを斥けしめ、常に幼年義勇團兒の感情に留意すべし。

地方委員は營舎生活の開始を決し、之を短期間に限り家に近きところ若しくは可成乾燥せる建物に於て行ふ。營舎は幼年義勇團の營舎より遠く離れたる處たるべし。

幼年義勇團の規約は幼年義勇團の規則と直接關係なく、幼年義勇團兒の資格として之を知るを要せず。

これ幼年義勇團兒の規則は複雑にして充分之を理解し得ざる幼少の兒童に遵守せしむるは不可なりとの理由に因るものなり。

幼年義勇團兒を管理する幼年義勇團隊長は、隊附牧師に諮りて簡單且實際的に彼等の誓約したる「神に對する義務」並に名譽及び責任の何たるかを團兒に教へ、立派なる幼年義勇團兒となるに必要なる他の宗教的並に道德的教訓を與ふべきは勿論なり。

この教訓は勿論簡單なる幼年義勇團兒規則の大部分を含めども、幼年義勇團兒に教へて幼年義勇團規則は將來受くべき幼年義勇團の教練の一部なりと思惟せしむべし。

日々他人を扶くることは恐らく團兒の性格を鍛へて幼年義勇團兒たるに適せしむる最上の策なるべし。

今幼年義勇團長が團兒訓練の方法につき注意すべきことを示せば左の如し。

單位は隊にして、之に隊所屬の幼年義勇團小隊より少數の下級幼年義勇團兒來り屬す。

毎週一回幼年義勇團隊長は隊の集合に先立つ一時間の間是等の幼年義勇團兒を集め、彼等と共に遊戯をなし隊の行ふ日々の仕事を練習し以て隊の教練を扶助するを得しむ。

各少年義勇團兒及び各幼年義勇團兒は拔萃帳を作らざる可らず。拔萃帳の目的は多くの大人が旅行の際之を携帶すると同じく少年をして日記に挿畫を入るるの美にして有益なるを知らしむるにあり。隊の集合せる時團兒は盛に暗誦遊戯を行ふ。

團兒は博物館及び動物園を觀覽し、謎々、地理遊戯、印度舞蹈等を行ひ樂しめども常に適當に行はざる可らず。

少年の外貌、入室挨拶の態度、正しき停立、行進の法竝に肢體を敏捷に動かす法等に特に注意せざる可らず。分列式を行ふ毎に十分間各團兒にかゝる練習をなさしむ。

幼年義勇團兒は圖引用紙より廣告に至る迄總ゆるものを集む、されど勿論彼等は彼等の集め得るスタンプ、郵便葉書、花等のものに限りて之を集む。郵便切手に依りて彼等は地理及び印刷製造者の技術を知り、郵便葉書は彼等の日記に挿畫を供給し、花は彼等を自然と接觸せしむ。

簡單なる料理も有益なり、團兒は諸種の簡單なる食品の調理法及び卵の料理法を學ぶ。

指導の責任ある老練なる少年義勇團隊長はこの幼年義勇團にては隊は避くべきものなりとの意見を有し分隊の制を定めず。『團兒は極めて幼少なれば出來る丈細密なる訓練をなさしめざるを可とす。故に隊制は緩にし、幸福なる大家族の如く常に笑ひ、清潔を旨として服裝を整へ、話を上手にし、舉止を完美ならしむるに努むべし。』と。

然れども他の幼年義勇團隊長は異なる意見を懷く者あるべし、この點に就きて確定せる規則なし。

第二編 米國の少年義勇團

第一章 規約及び組織

第一節 緒言

少年義勇團の主張は直ちに亞米利加の全土に歓迎せられ、合衆國及び加奈陀の大小の都市には盛に少年義勇團隊が組織せられつゝある。トロントは義勇團の都市となり、その郊外には二十乃至三十の義勇團の宿營を見ること珍らしくない。ニュー・ジャージーのバタールン、マサチユウセツのスプリングフィールド、ニューヨークのユータイカ、シカゴ、サンフランシスコ、及び其他各地に自然的に少年義勇團が発生した。クリーヴランド、デトロイト、ニューヨークの如き都市及び其他の都市は目下全市より委員を選んでこの新運動を指導せしめつゝあるのである。亞米利加少年義勇團本部はニューヨーク市第五アヴェニュー・ビルドゥングにあつて、常務書記及び野外書記を雇用し其他諸種の委員團體があつて事務を執つてゐる。米國の少年義勇團は遅いけれども堅實な生長を遂げつゝあるのである。而して指導者等は決して英國人の覆轍を踏むまいと云ふ覺悟である。亞米利加の少年義勇團には有力なる實業家及び教育家が援助者となつてゐる。

第二節 誓約

少年義勇團に入らんとする少年は次の如き誓約をしなければならぬ——
私は私の名譽にかけて

- 一、神及び我國に對する義務を果し、團兒規則に従ひ、
- 二、常に他人を扶け、
- 三、自己の身體及び精神を健全にし、徳性を涵養することに全力を盡します。



この誓約を爲す時團兒は起立し右手を舉げ、掌を前面にむけ、小指を
拇指の上に載せ、他の三本の指は固めて直立せしめて少年義勇團の擧
手の禮をするのである(上圖)。

第三節 團兒規則

團兒規則は英吉利のそれと殆ど變りはないが、國情を異にするために多少相違せる點が無いでもない。

- 一、團兒は名譽を重んずべし。
團兒が虚言を吐き又は命ぜられたことを遂行せずして自己の名譽を毀損する様のこと
あれば、團兒は徽章を沒收せられ、再び之を著用することが出來ず、又義勇團より除名
せられる。

二、團兒は國に對し、將校に對し、兩親に對し、又傭主に對して忠實なるべし。

團兒は如何なる困難に遭ふとも彼等に結着し、彼等の敵及び彼等を誘る者を斥けなければならぬ。

三、團兒は他人を助けべし。

團兒は常に人命を救助し傷ける者を助くる覺悟が無ければならぬ。團兒は毎日他人のため
に盡すことを心懸けねばならぬ。

四、團兒は他人に對して親切なるべし。

團兒は如何なる階級に屬するものにも同様に親切で無ければならぬ。そして他の團兒に
對し兄弟の信が無ければならぬ。

五、團兒は禮義を重んずべし。

團兒は萬人に對し、殊に婦人、小兒、老人、癡兵、不具者等に對し禮義を厚うせねばならぬ。そして團兒は人を助け人に禮義を盡したのに對し報酬を受けてはならぬ。

六、團兒は動物に對して親切なるべし。

團兒はなるべく動物を苦しめぬ様にせねばならぬ、そして無用の殺生をしてはならぬ。
尤も食物となる動物を殺すのは此限でない。

七、團兒は從順なるべし。

團兒は兩親、分隊長、隊長の命令に從はなければならぬ。假令自分の嫌な命令であつても、命令には絶対に從はなければならぬ。若し不服の處があれば命令を成した後に之を申出でなければならぬ。規律が必要だからである。

八、團兒は快活なるべし。

命令を受けた時は喜んで之に從はなければならぬ。團兒は困難に遭つて愚痴を云つたり、泣言を云つたり、腹立ちまぎれに悪口を云つたりしてはならぬ。悪口を云つたり悪い言語を用ひたりした者は罰として其都度他の團兒に冷水を一杯袖にかけられることになつてゐる。

九、團兒は儉約なるべし。

團兒は一錢なりとも餘分の金は銀行に預け置き、自分が仕事を喪つた時自身を支へ、他人に迷惑をかけぬ様、又他人が金の要る時に與へられる様にして置かなければならぬ。

十、團兒は勇氣あるべし。

團兒は恐ろしくとも危険に面し、友人の甘言や敵の嘲弄や脅迫に屈せず、又失敗に遭つて屈してはならぬ。

十一、團兒は清潔を重んずべし。

團兒は肉體及び思想を清潔にしなくてはならぬ。清潔なる言語を用ひ、清潔なる遊戯をなし、清潔の習慣を養ひ、清潔なる人々と旅行しなくてはならぬ。

十二、團兒は敬虔なるべし。

團兒は神に對して敬虔であらねばならぬ。團兒は忠實に宗教上の務を行ひ、習慣及び宗教に關して他人の信念を尊重しなくてはならぬ。

第四節 團兒の階級

亞米利加の少年義勇團に於ても團兒は三階級に別たれて居る。最下級の團兒を「弱足」、その上を第二級團兒、最上級の團兒を第一級團兒と云ふ。

「弱足」となるには入團の宣誓をなす前に次の試験に合格しなければならぬ――



弱足

- 一、團兒規則及び合圖及び敬禮法を知ること。
- 二、國旗の意味及びその正しき掲揚法を知ること。
- 三、四種の結束法を知ること。

以上の諸點に關する審査に合格したものは團兒の宣誓をして「弱足」となり「弱足」の徽章を佩びるこの弱足が次の如き試験に合格すれば第二級團兒に進むのである――

一、少くとも弱足として三ヶ月の服務をなし、

第二、初歩の應急手當及び繙帶法、

第三、信號法及び初歩の信號符、又は電信符號を知ること、

第四、半哩の途程を廿五分にて進跡し、又都市に於ては四個の店頭を一分間宛

見たる後その中一個の店頭の在品を満足に云ふこと。

五、團兒の歩調にて一哩を十二分にて行くこと。

六、二本以上のマッチを用ひずして火を燃し又點すること。

七、四分の一磅の肉と二個の馬鈴薯とを所定の空鐘以外料理道具を用ひずして調理すること。

八、少くとも二十五仙の貯金を有すること。

九、羅針盤上の十六方位を知ること。



第二級團兒

第二級團兒が次の諸點に關する審査に合格すれば第一級團兒と

なり第一級團兒の徽章を授けられる——

第一級團兒



一、五十碼を泳ぐこと。(醫師が少年に對して水泳の危険なことを確言した地方に於てはこの點の審査を省略する。この場合に

は一哩を八分間に走るか、大隊長の選擇せるこれに相當する試験を受けねばならぬ。)

二、信號符若しくは電信符號にて一分間十六字の通信を送り且受くること。

三、單獨にて七哩の距離を徒歩又はポートにて往復すること。若しくは車又は動物に乗る時は十五哩の距離を往復し、簡短に途中の報告をかくこと、但しこれは二日間に完成しなければならぬ。

四、次の出來事の中の二つに對する適當なる救助法を云ひ又は示すこと——火災、水に溺れたる場合、車にひかれたる場合、下水瓦斯、壞水、負傷せる患者に繙帶し、又は水に溺れたる者を蘇生せしむる場合。

五、次の料理の中二種を命令通りに調理すること——粥、燻肉、シチュウ料理。或は兎の皮を剥ぎて調理し、又は鳥の毛を抜き調理すること。又半磅の麥粉のダムバーを作り、又は柴を焚きて卷麵麩を焼くこと。

六、地圖を正確に讀み、分明なる粗い見取圖を描くこと。羅針盤を用ひずして方位を指點すること。

七、斧を用ひて輕微の木材を切り仆すこと、或はその代りに一の木工品、若しくは指物、若しくは金細工を自身にて完全に作ること。

八、距離、物の大きさ、數、及び高さを二割五分以上の過誤なく目測すること。

九、部下の「弱足」團兒に所定の事項を修得せしむること。

第五節 入隊の手續

十二歳又は十二歳以上の男児は皆既成の少年義勇団隊に加りて團児となることが出来る。若し附近に義勇団隊無きため又他の理由によりて新に少年義勇団隊を組織するの必要ある場合には八名若しくは八名以上の男児一隊となり之を組織することが出来る。入隊に際しては常に両親又は後見人の同意を得なければならぬ。

殆ど總ゆる町又は市には少年義勇団隊が既に組織せられて居り力能ある隊長之を指揮し、大都市には本部があつて團児事務官を有する地方評議員會が之を指導して居る。

少年義勇團に入らんと欲する男児は自己の町の隊長に世話して貰ふか自身地方團児本部に申込むことになつてゐる。

一群の男児日曜學校長、若しくは土地の男児の事業に關係してゐる人に申出で、少年義勇團隊の組織を乞うて直ちに新設の義勇團隊の團児となることもある。地方少年義勇團隊長又は地方少年義勇團司令部の助力を受けられぬ場合には紐育市の亞米利加少年義勇團本部は喜んで之を援助することになつてゐる。

第六節 分隊及び小隊

少年義勇團は分隊及び小隊より成つてゐる。

分隊は八人の男児より成り、その一人は分隊長となり他の一人は副分隊長となる。

隊は四つ以上の分隊より成る。大きな隊は隊長の指揮が困難になるから可成三分隊を以て一隊とする。

第七節 組織の場所

少年義勇團隊は普通日曜學校、少年俱樂部、運動場、公立學校、其他少年の事業に關係ある機關に關聯して組織せられるのである。特別の事情ある時又現存の機關を利用することの出来ない場合には近隣の少年が獨立して隊を組織することもある。

第八節 隊長

少年義勇團隊には皆隊長と稱する指揮者がある。隊長は少年義勇團隊委員の推舉により亞米利加少年義勇團中央參事會より年々辭令を受ける。この辭令は彼が便覽の規定に據り隊長として少年義勇團の課程を遂行する能力あることを證明し、その權限を賦與するものである。

隊長は少くとも年齢廿一歳に達し徳性が優良であつて少年と共に働くことに興味を有するものを選ばなければならぬ。隊長は少年義勇團隊の總ゆる集會及び遠足に列し隊の仕事の課程及び監督に對して責任を帯びる。

隊長の任命を申込む人々のために地方若しくは中央參事會より用紙を下附する。

隊長は皆團児用便覽及隊長便覽を所持して居なければならぬ。

第九節 副隊長

少年義勇團隊には皆少年義勇團隊委員の推舉により亞米利加少年義勇團中央參事會より年々任命せられる一名又は一名以上の副隊長がある。

副隊長には少くとも年齢十八歳以上の者でなければならぬ。而して隊員としての經驗を有し、少年義勇團の仕事に熟達せる者を選抜する。副隊長を助けその指示に依りて職務を行ふものである。

第十節 分隊長

分隊長は分隊の一員にして隊長の指定によりて之を選抜し或は又分隊員の選舉に依りて定めるのである、分隊長は隊長及び副隊長に對し所屬の分隊の風規振作の責任を負つてゐる。分隊長は團兒に所定の課程を教育し團兒に種々の試験を授ける準備をさせる。さうして分隊長は他の一人の分隊員を助手とすることが出来る。

第十一節 書記

少年義勇團隊は時々團兒の一員を少年義勇團書記又は隊書記に選舉し又は任命する。この名譽は少年義勇團の事務に通曉し隊長又はその助手の監督の下に隊の記録を爲し得るものに與へられるのである。少年義勇團書記は地方少年義勇團本部又は少年義勇團新聞及び中央參事會の官報に時々少年義勇團の活動に関する興味ある記事を供給する。書記は毎年地方及び中央參事會に送る報告を作り又隊長の指令に依つて其他の職務をも行ふのである。

第十二節 委員

各隊には必ず隊の附屬せる團體を代表せる三人若しくは五人の委員が無ければならぬ。委員は地方參事會に諮り、地方參事會の無き場合には全國參事會に諮つて隊長を選定する。委員は隊長と協同して其筋の發行に係る便覽及び時々發布せらるゝ規則に従つて少年義勇團の課程を遂行することを諾しなければならぬ。

若し何等かの理由によつて隊長退職を要する場合には中央參事會より適當の後任者を任命する迄隊委員は隊長及び隊の財産全部を管理することになつてゐる。

第十三節 隊の代表者

各隊は地方委員會又は地方參事會に一名の隊委員を選出する資格を持つてゐる。大なる社會に於ては地方委員會の有益なることが認められ、かう云ふ地方では是等の地方委員會は地方參事會に隊の代表者を選出する。

第十四節 登簿及び團兒資格

千九百十三年十月以來米國少年義勇團の運動をして一部經濟上の獨立を得しめようと云ふことになり、各團兒から年々廿五仙の登簿料と團兒料とを徴集してゐる。これはなるべく團兒の得た金

から支出する方が可いとしてある。この料金は少年が入隊する時隊長が之を徴集し、隊が總本部に登簿されて居る間繼續するものである。隊登簿料の最低額は三弗である。この料金は即ち團兒十二名並に小隊長一名の登簿料なのである。若しも料金を支拂ふ時に所定の人員に満たなかつた場合は何時でも殘餘の人員を附加することが出来る。一小隊の人員十二名を越ゆる時は増加の各員に對し相當の登簿料を支拂はなければならぬ。小隊の團兒數は特別の事情ある時の外は少くとも三十二名無ければならぬ。

地方評議員會のある場合には隊長は料金を評議員會會計係を経て納附する。然らざる場合には隊長が直接之を總本部に送附することになつてゐる。小隊は毎年總本部の提供せる形式に則り二十五仙の團兒料及登簿料を拂つて改めて登簿されるのである。

登簿料及び團兒料の中一弗二十五仙は總本部に於て隊長の登簿料及び少年義勇團の機關雜誌「團兒の生活」及び毎月二回發行の公報「スカウティング」の購讀料に充てるのである。

年内に新に入隊せる少年に對する賦課金の免除に關しては隊の登簿せられ居る期間の残りの部分に相當する料金は次の如く之を支拂はなければならぬ。九個月若しくは九個月以上に對しては廿五仙、六個月以上九個月迄は廿仙、三個月以上六個月迄は十五仙、三個月又は三個月以下は十仙である。例へば隊の登簿料が十二月三十一日を以て切れる場合にはその年の一月、二月、又は三月

に入隊した少年は廿五仙を納め、七月、八月、又は九月に入隊した者は十五仙を納め、十月、十一月、又は十二月に入隊したものは十仙を支拂ふと云つた風である。所要以上の金額を送つても各團兒の登簿料は隊と同時に切る、様になることは無論であつて、又その過剰の料金は返送しないことになつてゐる。

少年は各自の名及び其他の事項を記し、品性優良なることを示せる團兒證明書を下附せられる。

第十五節 地方評議員會

三個若しくは三個以上の隊のある所には十名若しくは十名以上より成る地方評議員會があつて少年義勇團の事業を指導し管理して居る。評議員は宗教、教育、實業、及び諸種の市民の利益の代表者として選舉されるのである。多くの都市に於て各少年義勇團隊は少くとも隊委員の一人を地方評議員會に選出する。中央評議員會はその申込を受理し、其筋の發行に係る便覽の規定に従ひ、委任狀を地方評議員會に下附するのである。この委任狀は中央評議員會に於て所定の用紙に適當の記入をなして作成するのであるが、各評議員は一弗の登簿料を支拂ひ、毎年前年度の報告を提出しなければならぬ定めである。この登簿料は各評議員の委任狀發送費、毎月二回發行の雜誌「スカウティング」及び官報「團兒生活」一個年間の購讀料に充つるのである。

各評議員會には會長一名、副會長一名、若しくは一名以上、書記一名、會計官一名、實務委員一

名、三名或は三名以上より成り名譽裁判所、團兒委員一名があり、又場合に依つては團兒實務員及び野外士官と云ふものがある。

地方評議員會は中央評議員會を代表して自己の委任を受けた地方の事務を管理し、その名譽裁判所を通じて第一級團兒の總ゆる試験を行ひ、試験を行つて團兒に有能徽章を賦與する。地方評議員會は又總ゆる人命救助の場合を究査し、名譽徽章の下附に對して中央名譽裁判所に必要の證據を提出する。地方評議員會は少隊長及び副隊長の意見を決する最後の裁判所である。

五個若しくはそれ以上の登簿せられた隊を有する地方評議員會は中央參事會に一名の代表者を選出する資格がある。而して團兒千人毎に一名宛の追加代表者を選出する資格がある。

第十六節 中央評議員會

中央評議員會は地方評議員會より選出せられた代表者及び規則書の條文に従つて選出せられた人々より成り、少年の事業に直接關係ある諸種の團體の代表者、大統領及び副大統領、各州知事、其他少年に關する事業及び公共的事业に功勞ある人士を網羅してゐる。

中央評議員の各員は少くとも年五弗の評議員會員料を支拂はなければならぬ。

實務委員會の推薦により中央評議員會は團兒長一名と全國團兒委員一名とを選定する。

第十七節 團兒委員及び團兒實務員

地方參事會は一人の團兒委員を選出し、又總ゆる大都會に於ては又團兒實務員を選出する。團兒實務員の無き小地方では團兒委員が地方參事會を代表し地方及中央參事會の連絡を司つてゐる。團兒實務員のある大なる地方に於ては團兒委員は地方參事會の承認する方法によつて任意的に少年義勇團の事務の發展を助けることにしてゐる。

團兒實務員は地方參事會の指揮に従ひ責任を以て少年義勇團の事務を所理する様になければならぬ。

第十八節 實務委員會

全國評議員會は毎年の集會に於て實務委員會を選任する。この實務委員會はその實務官と共に事務、經營及び經理に關する總ゆる問題に對して責任を負ふものである。

その責務職掌の一切は次の如くである。

- 一、實務委員會は地方評議員會に委任狀を下附し、總ゆる少年義勇團の職員に推薦狀を下附し、
- 一、總ゆる徽章其他の圖案の版權を保有し、
- 一、この徽章及び圖案の製造及び配布を司り、制服及び團兒の装具の意匠を選定し、
- 一、野外士官をして地方評議員及び少隊長と協力してその仕事を組織し諸問題を解決せしめ、
- 一、團兒及び役員の使用に供する適當の教科書及び其他の書物を整へ之を出版し、

- 一、全國名譽裁判所を組織して有能徽章及び名譽章に關する總ゆる申込を審理せしめ、
 - 一、國家の當局者と協同して少年義勇團の社會的事業の課程を遂行する様準備し實際的效果を擧ぐる様になし、
 - 一、少年義勇團の盛大に赴くに乗じて利己的事業に之を利用せんとするものを斥け責任を以て少年義勇團運動を保護する責任を有す。
- 如上の職務の他實務委員會は次の四個の機關によつて少年義勇團及びその役員のために働くことに努めてゐる。

支給部

老練家より成る委員會の管理の下に實務委員會は支給部を設けてある。登簿濟の團兒はこの支給部より最低價格にて品質優良の物品、總ゆる團兒用品、義勇團徽章、其他少年義勇團の課程を見て彼等の必要とするものを購入することが出来る。支給部の利得は皆少年義勇團運動を助長する目的のために使用せられる。それで總ゆる團兒及び役員に勸めてこの部を利用せしむる様にしてゐる。支給品の目録は六個月毎に發行せられ、申込者には無料にて之を送付して居る。隊長承認の文書が無ければ團兒は義勇團徽章、制服、又は他の團兒専用の裝具を買ひ受けることが出来ぬ。中央評議員會より委任せられたる地方評議員會のある所では團兒委員又は團兒實務員の承認を得

なければならぬ定めである。

全然團兒の使用に限られたる徽章及び團兒裝具は總本部の規定により徳性優良ならざる少年には之を支給せざることになつて居る。地方の團兒裝具商人は團兒證明書を檢して團兒に制服を賣るのである。

書籍部

書籍部は書籍に通曉せる専門家の一團の管理の下に組織せられて居る。是等の専門家は少年に對して價值ある書籍に就きて有益にして依頼するに足る助言をなしつゝあるのであるが、又更に進んで、この部の指揮を受けて少年のための高級の書籍をも準備しつゝあるのである。丹念に分類せられた目録はこの部の事業の結果であつて無料で全國の圖書館、地方評議員會各隊及び團兒の両親に之を配與するのである。

この委員會は全三十冊の兒童文庫を出版し、その各冊五十仙にて販賣して居る。

毎月二回發行の公報「スカウティング」

報導及び少年義勇團役員及び其他少年の仕事に關係ある者の便宜のため、毎月二回公報を發行する。この公報には各地少年義勇團の報告及び有益な注意及び助言を登載するのである。登簿せられたる團兒役員は無料にてその配布を受け、團兒役員以外の者は年五十仙を拂込みてその配付を

受けることが出来る。

機關雜誌「少年の生活」

機關雜誌を欲する團兒の希望を諒とし、且その團兒に對して有益なることを認め、實務委員會は月刊雜誌「少年の生活」を發行して居る。

ダニエル・カーター・ベアード氏とアーネスト・トムソン・シートン氏は協同して編輯の任に當り、團兒に直接關係ある事項のみならず、興味ある冒險譚及び小説を登載して居る。登簿濟の隊長には皆一部宛之を配附し、總ゆる團兒にすゝめて能ふかぎり之を購讀せしめて居る。購讀料は一個年一弗である。特に新入の團兒に對しては登簿の際「少年の生活」一個年分及び「團兒便覽」を七十五仙にて提供する。

第十九節 團兒の標語

「準備濟み」はまた米國少年義勇團兒の標語である。米國の少年義勇團兒の徽章は下部にこの標語を刻しある複製を許さざる意匠である。標語の「準備濟み」とは團兒が常にその本務を竭すべく心身を用意し居るの義である。從順の氣象を訓練し又豫め不慮の出來事あるべきを想うて適當の時機に適當の措置を採り、而も之を快くなし得る様豫め身體を強壯活潑ならしめ置くの義である。

第二十節 團兒徽章

團兒徽章は百合の花又は矢尻の形をして居るけれども、特に是等のものを表示しやうと云ふのではない。これは海員の羅針盤の針の形を變更したものである。羅針盤は航海術の開けし以來あるものであつて、支那人は夙に紀元前二千六百三十四年に之を用ひたと云ふことであり、又實際支那人が之を航海に用ひたと云ふ確かな記録がある。マルコ・ポロは歐洲に羅針盤を携へ歸つた。羅針盤の北方を示す針は、漸次方角の北方を表す様になり又水先案内者、捕獸業者、樵夫、及び斥候の標徴となる様になつた。數百年間にその使用法は種々變化し、今吾々は之を少年義勇團の徽章とする様になつたが、楯と亞米利加の鷲とを上部に配して形狀が非常に變化して來た。

この三葉列形トリガタの徽章は地方によつて多少の相違があるけれども、團結、善良なる市民、及び友情の印として今や殆んど總ての文明國民に用ひられて居るのである。

三葉列形は團兒の誓約の三個條に該當するものである。下部の卷形は莞爾として快くその本務を果す團兒の口を象つて尖端が上方に卷上つてゐる。

結び目は團兒をして日々他人のために竭すべきことを忘れざらしむる意味である。

矢尻の部は下級團兒の徽章とし、卷形の部は第二級團兒の徽章であり、第一級團兒になつて始めて二つを合せた完全な徽章を佩びるのである。

亞米利加少年義勇團の徽章は中央評議員會より發行し、總本部に於てのみ之を交附することになつて居る。是等の徽章は合衆國特許法に依つて保護せられて居り、その特許權を侵害する者は法に依つて處罰せらるゝことになつて居る。

第二十一節 有能徽章

少年義勇團の教育的價値は有能徽章の目的を考ふれば容易に之を了解することが出來よう。この有能徽章は諸種の問題に關する一定の試験を通過した者に與へられる。例へば衛生徽章を得るには人事不省に陥りたる者を綱にて引寄する法、擔架の急造法、救助索を投ぐる法、主要動脈の所在、内部及び外部の出血を止むる法、副木を急造し折れたる骨を結着せしむる方法、最新の人工呼吸法、窒息、火傷、中毒、眼に沙石の入りし時、腿轉、骨折及び打撲傷の手當、喫煙、不節制、換氣法缺乏の危險、其他一般の健康法を知らなければならぬ。

有能徽章の目的は團兒の實生活に對する興味を刺戟し、一般的知識を團兒に授くるにあるが、この徽章を佩びたる團兒は是等の知識に依つて生活の資を得て居る譯では無い。又この有能徽章には特に地方在住の少年、在京兒童、及び仕事に従事せる少年に限つて與へらるゝものもある。亞米利加合衆國少年義勇團の有能徽章の種類は左の通りである――

農業徽章、釣魚徽章、弓術徽章、建築徽章、美術徽章、天文徽章、力技徽章、自動車徽章、飛

行徽章、養蜂徽章、鳥類學徽章、鍛冶徽章、喇叭徽章、事務徽章、野營徽章、木工徽章、化學徽章、公民徽章、保林徽章、料理徽章、手藝徽章、(金工術、革工術、籃工術、陶工術、セメント術、製本術、木彫術、指物術) 自轉車徽章、牛乳徽章、電氣徽章、消防徽章、看護徽章、動物看護徽章、養林徽章、園藝徽章、手工徽章、馬術徽章、通譯徽章、皮工徽章、救命徽章、器械徽章、射擊徽章、石工徽章、鑛山徽章、音樂徽章、塗工徽章、道路徽章、個人衛生徽章、寫真徽章、體力徽章、開拓徽章、鉛管細工徽章、養鷄徽章、印刷徽章、公共衛生徽章、學術徽章、彫刻徽章、海員徽章、信號徽章、狩獵徽章、觀測徽章、游泳徽章、剝製徽章、生命團兒徽章、星團兒徽章、鷺團兒徽章、名譽メダル、

第二十二節 表號、敬禮及び握手

表號

これ(本書三三四頁の挿畫參照)團兒の表號にして、立てたる三本の指は團兒をして三個條の誓約を想起せしむるものである。

敬禮

指をかゝる貌にして之を前額に舉げて敬禮をする。

握手

少年義勇團の握手は指を表號の場合と同一の形にして右手を以て行ふのである。伸べたる三本の指は三個條の誓約を表し拇指及び小指を屈したるはそれ等の誓約を堅く聯結せしむる絆を表すのである。團兒握手せんとする時は伸べたる三本の中指を對手の手首の關節の處までのばし、拇指と小指とにて對手の三本の中指をしかと握り締めるのである。

第二章 訓練事項

第一節 實際的知識の教授

常識の訓練

亞米利加合衆國に於ける少年義勇團が常識訓練の目的のために採用せる訓練の方法は、風土國情を異にするがために依り勿論多少の相違あるを免れないけれども、大體に於て英國のそれと同一である。即ち一般森林に關する知識、鳥類に關する知識、貝類、爬蟲類、昆蟲、魚類に關する知識、岩石、花卉、草木、亞米利加固有の獸類等に關する實際的知識、日常生活に必要な知識を授けて至れり盡せりである。

野外生活

亞米利加少年義勇團に於て行ふ野外生活の内容も殆ど英國と違ひが無い。即ち天幕を張つて露營し、キャヌー、小舟、帆船等にて河川を航行したりなどして心身の鍊磨に資してゐる。

追跡及び信號法

米國少年義勇團に於て追跡及び信號の方法を教ふること亦英國と變りは無い。森林、山地等に於て動物の足跡を見てその如何なる動物の足跡なるかを判別し且追跡して必要な發見をなすべき知識を授け、手、旗、火、杖、口笛、電信等に依つて行ふ信號法の知識を與へてゐる。

第二節 應急手當及び人命救助法の教授

亞米利加合衆國にて出す死傷者の數は毎年百萬人を降らぬと云ふことである。かゝる死傷者を出す事變の中には到底之を避くべからざるものもあるが、一般人の注意に依つて過半は之を防止することが出来るのである。それで亞米利加少年義勇團はかゝる事變を防止するに必要な知識を團兒に授けて居る。即ち恐慌を鎮止する法、火災の際に處する法、衣類に火の移れるを消す法、水に溺れたもの、壞水の危難に遭へるものを救ふ法、絶息者に人工呼吸法を施して回生せしむる法、電氣に感じたる者に施すべき術、瓦斯に中毒せる者を處理する法、暴れ馬を止むる法、狂犬に咬まれた際に施すべき方法を教へて居る。

怪我に對する應急手當としては衝突、折骨、打撲傷、挫傷、脱臼、皮膚の破れたる負傷、蛇に咬まれた

る時、出血の甚しからざる負傷、出血の甚しき負傷、人事不省及び中毒、息切れ、卒中及び腦の負傷、日射病、凍傷、霜燒、痙攣、眼に物の入りし時、鼻出血、耳痛、齒痛、眼の炎症、胃痙攣或は胃痛に對して取るべき處置及び傷者の運搬法を教へ、又諸種游泳術及び潜水術、溺水者救助法、人工呼吸法、人工呼吸を施したる後の手當、救命浮標の用法、繃帶の製法、三角繃帶の用意、眼、頤、頰、頸、頸、掌等に繃帶を施す法、手首、又は手、腕、に吊繃帶を施す法、其他諸種の繃帶法を教へて居る。

第三節 身體及び耐力の鍛鍊

米國少年義勇團が團兒の身體及び耐力鍛鍊のために採用せる方法も亦英國と大差が無い。即身體鍛鍊の方法として徒手體操、戸外の運動、入浴を奨励し、飲食物に關する注意及び知識を與へ、齒、眼、耳、鼻、咽喉、脚、指等身體の各部及び睡眠、便秘等に對する衛生上の知識を授けて身體を健全ならしめ以て團兒の耐力を強靱ならしむることに努めて居る。

第四節 騎士的精神の訓練

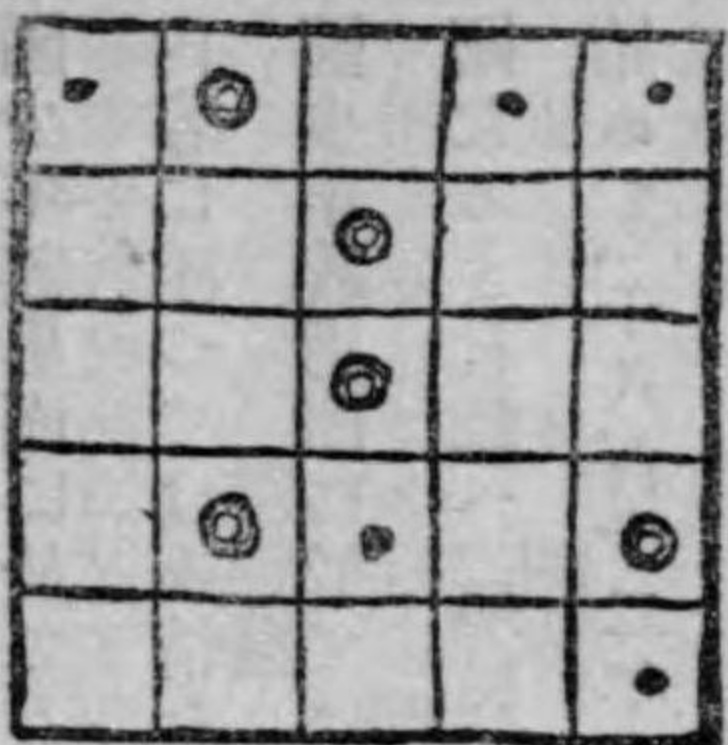
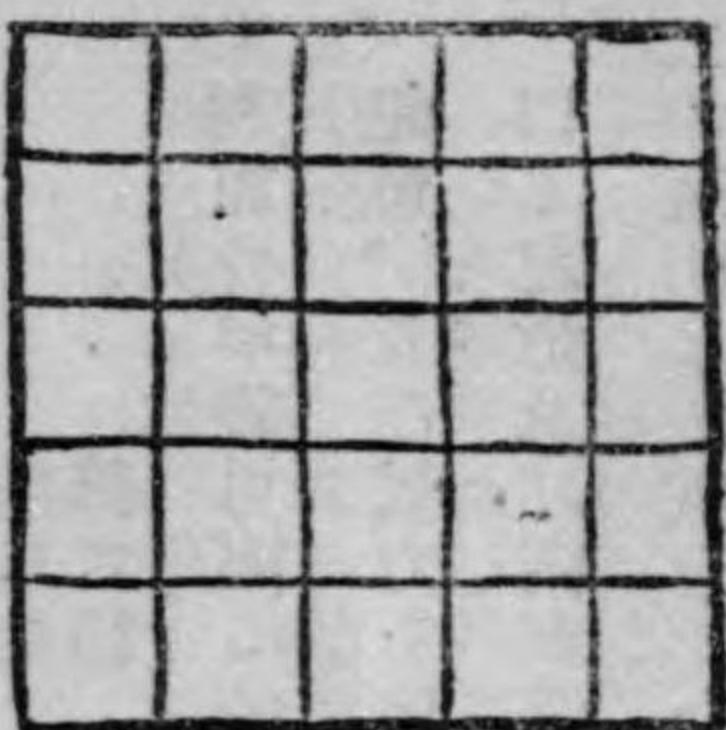
米國少年義勇團に於ては古代騎士道の精神を團兒に注入するを以て精神的訓練の要旨として居る。即ち團兒は始めて亞米利加大陸に植民せるビルグナム・ファーザー(紀元一六二〇年和蘭デルフス、ハーヴァス植民地を創立せし百二)及び米國開發に盡力せる祖先、師表的人物として萬人に尊崇せらるるリンカーン等の事業、生涯等の實例等に據つて騎士的精神を團兒に注入し、團兒は常に快活に、品性を高尚ならしめ、婦女子及び弱者に鄭重に、意志を鞏固にし、勤儉貯蓄の習慣を養ひ以て不慮の事變に具へ、勇氣に富み、國家及び両親に忠實に、神に對して敬虔で無てはならぬと教へられて居る。

第五節 愛國心及び國民の義務の教育

米國少年義勇團に於ても愛國心及び公民の權利及び義務を教ふること英國と變りはないが、教授の内容に至つては國情を異にするが爲めに多少の相違のあることは云ふ迄もない。米國少年義勇團に於ては先づ團兒に米國の國體、米國が社會上、宗教上、並に政治上に於て自由の國たることを教へ、殖民地及び領土に關する知識を授け、千七百七十五年—八十三年の獨立戦争より始めて、千八百十二年—十五年の海戰、墨西哥戰爭、南北戦争、西米戦争等歴史上の事件を數へ、國旗の意味、米國の政治的組織、陸海軍に關する知識、既に師表的人物として米國民の讃仰措かざるリンカーン、ワシントン等の傳記を説き、公民としての權利並に義務を團兒に教へて居る。

第六節 遊戯

亞米利加少年義勇團に於ても英國と同じく訓練の目的を遂行せんが爲めに、團兒の注意力、觀察力、記憶、及び體力を増進する諸種の遊戯を行はしめて居る。曰く鹿狩、曰く熊狩、曰く斥候遊戯、曰く記憶及び觀察遊戯、曰く蜘蛛と蠅、曰く腕押し、曰く揉み合ひ等其種類頗る多い。左に一二の著明な遊戯を紹介しよう。



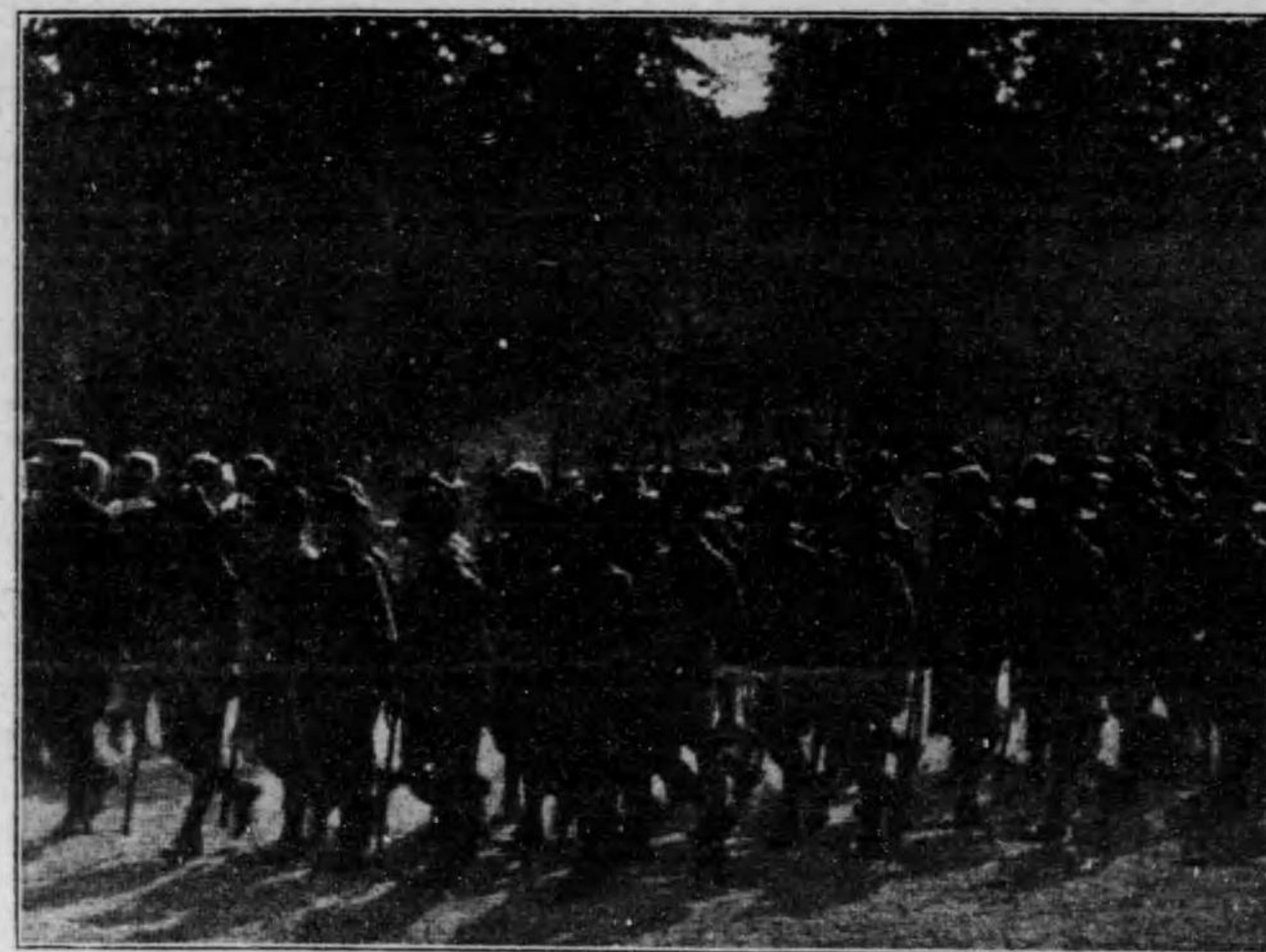
記憶及び観察遊戯。約一尺四方の二板の板を作り、これを二十五の方形に分つ線を引き、胡桃と小石とを十個宛備へて置く。扱遊戯を始める時一人の遊戯者に一つの板と五つの胡桃と、五つの小石とを與へる。彼は之を板上の四角の中の随意の個所に置く。そこで今一人の遊戯者に之を五秒間丈見せて直ぐに之を覆ひ隠して了ふ。さうしてから彼をして記憶を辿つて元と同じ位置に外の板上に胡桃と小石とを配置させるのである。全部正しく置いた時には十點を得、一つ間違ふ毎に一點宛差しひかれる。これを交る交る二人の遊戯者の間に行はしめるのである。この遊戯は少年の観察力及び記憶力の増進に驚くべき効果がある。蜘蛛と蠅。田舎及び市外の一哩平方の土地を定めて蜘蛛の巢とする。一分隊(若しくは半分隊)が蜘蛛となり或個所に隠れる。

他の分隊が蠅で十五分後れて『蜘蛛』を探しに行く。彼等はばらばらに

散つても可いが自己の發見したことを隊長に告げなくてはならぬ。審判官は各分隊について行く。

若し規定の時間(例へば二時間)以内に蠅が蜘蛛を發見しなかつたら蜘蛛の勝となるのである。

第三編 佛國の少年義勇團



練操の團勇義女少及年少國佛るけ於に園公ーリリュチ



團勇義年少國佛るけ於に舍幕のルーシンサ
(圖るべ運を業)

第一章 起 源

佛蘭西國民に少年義勇團なるものを紹介し、之れが創設に盡力したのは實にアンドレ・シエラダム氏である。之れより先き、バーデン・パウエル中將に依つて創設された英國少年義勇團を見た佛蘭西國民は、之れに對して種々な批判と解釋とを下した。即ち先づ第一に一部の人士は英國の少年義勇團は英國少年に對して軍隊の豫備訓練を爲す爲めに始めた試みであると考へ、又或る者は、救世軍に類した新しい宗派を作り出したのであるとも考へ、甚だしきに至つては單に好奇に少年軍を組織したのである、物見高い好奇連の娛樂の爲めに戦争遊戯をやる少年軍であるとさへ考へたのであつた。

此の時に當つて「ジュールナル・デ・ヴァアイヤージュ」と同時にアンドレ・シエラダム氏が千九百〇九年七月二十八日の「ブッチ・ジュールナル」紙上に始めて少年義勇團が教育上非常に價值のある事を論じた。

其の翌年千九百十年の暑中休暇を利用してノルマンデーで舉行した英國少年義勇團の演習が再び佛國人士の注意を喚び醒して、遂に其の十月に至つてガリエンヌ牧師が佛國に於ける最初の少年

義勇團の發會式を巴里で舉げた。

第一節 最初の少年義勇團

牧師ガリエンヌ氏の作つた少年義勇團と云ふのは二部に分たれて居つた。第一部に屬する者は未だに學中の十歳から十三歳までの少年で、第二部に屬するのは十三歳から十八歳に至る徒弟、職工、商店員等である。

此の最初の少年義勇團兒は制服と云ふものが無く、只だ赤い紐飾の付いた青色の帽子を冠つて居るのみであつて、團兒に宗教の區別だとか乃至は職業別などを付けなかつた。此の狩り集めの子供達に試みたボーイスカウトの經驗は非常に良好な結果を持ち來した。之れが一般の有識者の注意を喚起して、千九百十一年の始め頃からもつと廣い組織のものを作る研究が盛にせられて來る様になつた。當時佛國に來て居たバーデン・パウエル中將も此の事業に對して充分適切な指導を與へる事に盡力したが、兎に角、佛蘭西には佛蘭西の傳習と云ふものがあるからして、英國風其の儘を適用する譯には行かないので、英國の少年義勇團に佛蘭西特有の性質だとか傳習などを加へる必要が起つて來たからして、先づ第一に「ボーイスカウト」と云ふ名稱を改めて「エクレイリユール」とする事にした。

斯くて其の年の三月に至つて、ジョルジュ・ベルチエ氏がエコール・デ・ロッシュに於て少年義勇團の

一團を組織したが、之れを土地の狀況に適應する様にしたので其の地方に於てガリエンヌ牧師と派の異なるカトリック教系の富豪の非常な歓迎を受くるに成功した。

併し斯うした地方的のものや一部のものを打つて一丸として其の第一の實際的效果を收めなければならぬ。それには最も熱心に、最も的確に此の趣旨目的を全國に宣傳すべき人を必要とする。海軍中尉ブノワ氏が其の人であつた。中尉は英國に在つて其の少年義勇團に就て巨細に研究して居たが、海軍省の命に依つて歸國し、是れに關する最も有益な研究を發表し、如上の重任を負うて、佛國の輿論を喚起し、遂に佛蘭西少年義勇團の組織を完うするに至つたのである。

第二節 佛蘭西少年義勇團の創設

ブノワ中尉の盡力の結果、千九百十一年四月、通俗競技協會と力を合はせる事に話しが進んだ。此の協會は嘗て國民教育會の組織せられた基礎であるからして、佛國に於て少年義勇團の組織を宣傳するには最も適當した協會であつたのであるが、不幸にして、此の協會と將來に於ける組織上の主義に就て議が合はなくなつて仕舞つた。即ち或る一部の人々が英國に於ける少年義勇團創設の根本義を了解しなかつた故でもあらうが、宣誓は不用のものである、制服などは無用であると云ふ議論を爲した爲めに、此の佛國少年義勇團の發起者達は、又舊の通り自由運動を爲さなくてはならなくなつて、茲で又しても以前の目的計畫の實現に努力し、漸くにして之れで「佛蘭西少年

義勇團」が始めて創設せらるゝ事となつたのである。

千九百十一年四月、海軍中尉ブノワ氏は Les Eclaireurs de France (boy scouts français) 佛蘭西少年義勇團」と題する一篇をジュールナル・デ・ヴォアイヤージュ誌上に発表した。此の記事が原動力となつて、その後ブッチ・ジュールナル誌上に現れたブソン提督の論文や其他ジュールナル・デ・ヴォアイヤージュ誌上の記事と相俟つて世人を動かし、遂に該團を組織し始める氣運を作つた。

此の時代に前述のガリエンヌ氏やベルチエ氏の義勇團が共に相加はる事になり、其の年の九月に至つて現行の規則、徽章、命名の下に活動を起し、少年義勇團を法律上認許せられたとも見るべき「佛蘭西少年義勇團協會」規則なるものが發布せられた。之れが千九百十一年の十二月二日である。

この佛蘭西少年義勇團に刺激せられて國民教育會も之れと同様の團體を組織し、清教徒協會でも英國風の少年義勇團を起し、近代教育會でも軍隊豫備教育的の義勇團を組織した。

第三節 佛蘭西少年義勇團の發展

佛蘭西に於ける少年義勇團の根本とも見るべき「佛蘭西少年義勇團」の趣旨は漸く各地に宣傳せられて、支部の設立は日を逐うて盛になり、ランス、リヨン、アーヴェル、グルノーブル等に支部を設置せらるゝ事となり、ランスの如きは忽ちにして三百餘名の賛成者を得、エベルネエ、エイ、シャール

トーチエリー、サンドイヂエ等に部會を設け得る様になつた。

斯くして佛國各地に傳播した少年義勇團は千九百十三年九月の統計に依れば團員五千八十六名、百三部隊になつて居る。是れが雷に佛國內地のみならずアルジェリー及び各殖民地まで波及するに至つた。

越えて千九百十二年十二月一日佛國少年義勇團の存在の旗幟を天下に鮮明するに至つた。即ち巴里癩兵院々長ニオックス將軍は少年義勇團を招待して其の軍事博物館を觀覽せしめた。此の時に集つた團員は七百人あつた。該博物館觀覽後、團員は其の院前の廣場に整列してド・ラクローア將軍によつて閱兵式を擧げ、それより隊伍を整へて巴里市中を行軍し、プラス、ド、コンコルドに到つてストラスブール市の像に敬意を表した。(ストラスブール市は舊佛國領にして普佛戰爭の結果獨逸に割讓せられしアルサスローレンの首都なり佛國人は爾來此國辱を憤慨し弔意を表するためストラスブール市を表せる像に香花を献じた。)

此の日こそ、我が佛蘭西少年義勇團が其の雄々しい姿を、巴里市民に示した最初の日である。そして此の日からして各大新聞などが少年義勇團の運動に非常な同情と注意とを持つ様になつた。千九百十三年三月二日巴里附近の義勇團はブソン提督を指揮官としてクラマル森林に於て示威的演習をして、陸軍大臣始め來會者を感動せしめた。續いて五月十一、十二の兩日には陸軍大臣の

許可を得て陸軍士官學校で教育演習を舉行し、約一千二百人の團兒が天幕生活をしつゝ、各種の實習や演習をした。同月十八日には巴里府會議長アンリ・ガリ氏に招待せられ、巴里陸軍司令官、警視總監、セイヌ州會議長、初等教育局長等列席の上で、府廳に於て盛大な式を舉げた。

七月末に至つてグルノーブル少年義勇團はブランド・シャルトリューズ山中で山地演習と露營とを行つた。此の時には瑞西及び伊太利の少年義勇團も加はつて共同で演習をしたのであるが、之れが佛蘭西で組織せられた少年義勇團の國際的集合の嚆矢である。

斯くの如くにして、制服制帽を身に着けた少年義勇團兒は佛蘭西各地到る處で見らるゝ様になつた。成立當時は人目を引いて色々の非難のあつた團兒の服裝も、今は國民全體の眼に慣れ、却て「可愛らしい」と云ふ印象を國民全般に與へた。従つて社會では佛國少年義勇團の發達を喜ぶ様になつた。

各種教育關係の當局に於ても互に協力して其の發展に努力し、陸軍當局に於ても此の運動に對して非常の注意を拂つた。そして千九百十三年六月二十三日附陸軍大臣からして團兒の遊戲、體育、軍隊的豫備訓練等に關して訓令を受けた。佛國少年義勇團に對して陸軍現役將校が關係、盡力する事も許可せられた。

以上の歴史と發達とに依つて佛蘭西少年義勇團の基礎は全く確立せられたのである。

第二章 佛蘭西少年義勇團諸規則

佛蘭西少年義勇團發達の歴史は上述の如くであるが、然らば其の組織、性質は如何なるものであるかと云ふ問題に就ては、先づ第一に千九百十一年十二月二日警視廳令第一五四九九〇號を以て發布せられた佛蘭西少年義勇團に關する規定から知らなければならぬ。之れは千九百〇一年七月一日付の法令と同様のものであつて少年義勇團の總則とも云ふべきものである。此の規定に次いで少年義勇團内規が設けられた、團兒の種別、服務規定、徽章、宣誓等に關しては項を逐うて説明する事とする。

第一節 佛國少年義勇團規程

千九百十一年十二月二日、警視廳令第一五四九九〇號。

第一章 第一項

名稱、目的、事務所

第一條、千九百十一年七月一日法令の規程に依りて設置したる本團は佛蘭西少年義勇團 (Les Eclaireurs de France; Boy-scouts français) と稱す。

第二條、本團は少年をして剛健ならしめ、其の體力を旺盛ならしめ、精神を修養し、勇武を涵養し、愛國心を作興し、協同一致、精神的責任及び名譽の感情を養成せしめんが爲めに、佛蘭西少年義勇團の設置を指導、獎勵せん事を目的とす。

第三條、本團の目的を貫徹せんが爲めに左の事業を爲す。

- 一、各地に少年義勇團設置を獎勵する事。
 - 二、少年義勇團の設置に際し其の基本と爲すべき綱領を知らしめんが爲めに著作、其他各種の印刷物及び團兒の服膺せざるべからざる事項の参考書等を公刊する事。
 - 三、巴里並に各地に講演會を開催する事。
- 其他本團の必要と認むる場合には本團の事業報告書及び各地團體に於ける現在會員名簿等を公刊する事あるべし。

第四條、本團の事務所は巴里市モンマルトル街百四十六番地に置く。

理事會の決議によりて本事務所を移轉する事を得、但し右は必ず巴里市内に置くものとす。

第二項 入團許可及團兒の除名

第五條、本團員を左の如く分つ。

一、普通團員

二、贊助員

本規則及本團内規に賛成し之れを遵守するものに對して本團員たる事を許可す。

第六條、普通團員を分つて教官及義勇團兒とす。

普通團員は團費として年額一法を納むるものとす。

本團の趣旨を翼賛し、其の發展に資せんが爲め所定の團費を納むるものを贊助員とす。

贊助員を左の如く分つ。

- 普通贊助員、年額五法を納むるもの、
 - 特別贊助員、年額二十法を納むるもの、
 - 終身贊助員、五百法以上の寄附を爲すもの。
- 尙一時に百法を納むるものは普通贊助員とし、三百法を納むるものを特別贊助員とし、年額所定の團費の納入を免除す。

第七條、本團設立の年内即ち本日より千九百二十二年末迄に本團に入團するものは特に設立員と稱す。

理事會は本團に特別の功勞あるものに對して名譽團員の稱號を贈ることを得。

第八條、理事會は本團員に對して一年間有效の各箇團員章を授與す。

第九條、義勇團兒は年齢十一歳以上なるを要す、而して其の入團に際しては、本團に入團し、其の訓練を受くる事を承認する旨の記載しある父兄乃至保護者の證明書を提出すべし。

第十條、義勇團兒は本團内規の定むる所に従ひ地方支部を設立す。

第十一條、地方支部は自治とす、而して本團及理事會より直接指示したる事項に關せざる限り地方支部の行動に關して本團及理事會は責任を負ふ事なし。

第十二條、本團へ入團期日の如何に拘らず、團費は其の年の一月一日より納入すべし、但し十一月以後に入團したる場合は此の限りに非ず。

團費は一月中に納入すべし、新入團者は入團より一ヶ月以内に納入するを要す。

前項規定の時日内に團費を納入せざるもの及内規に於て規定せる手續を爲すも納入せざるものは理事會に於て除名す。

第十三條、本團存續期日は之れを定めず。退團せんと欲するものは規定の團費を納入したる後其の旨届出づべし。

第十四條、本團員にして本團規約に違背し本團の名譽を毀損し或は本團に累を及ぼす如き言行を爲したるものは其の所屬支部に於て該團員に其の辯明を求めたる後懲戒乃至退團の處分に附す。團員にして以上の處分に不服なる時は之れを理事會に上告する事を得。理事會に於て

審査の上其の處分を決定す。

第十五條、本團集會の場合に於ては政治的乃至宗教的言論を禁ず。

(第二章及第三章即ち第十六條より第二十八條にわたりて理事會及收入資金、支拂費、積立金に關する諸規程あり、之を略す)

第四章、規程の改正、解散

第二十九條、理事會、乃至賛助員全數の十分の一以上は、本規程の改正を申請する事を得。

本團解散申請も同前とす。

本問題に關しては、其の爲めに特に召集せられたる總會乃至は特殊なる名目の下に召集せられたる總會の決議を経べし。

右決議の内容によりて第二十四條を適用す。

第三十條、本團解散の場合には、總會に於て清算人を任命し、本團の動産、不動産の處分、其他現在貸方の處分を爲さしむ。

總會は清算後尙ほ處分し得べき資産ある場合に於ては、之れを一乃至數營造物、或は同性質の團體に分配贈與すべし。但し、右資産は商事會社或は團員によりて組織せらるゝ如何なる團體へも配分する事を得ず。

第三十一條、總會にして前條に規定せる事項を履行せざる場合に於ては、裁判所は財産管理人^{キユラトウリ}を任命し、少年義勇團所管の資金、財産等の占有者を各々處分せしむ。

第三十二條、法令によりて定められたる寄託、及公表の各形式を完成する爲め、本規程の冊子を所持する者に總ての權力を與ふ。

以上の法令に基いて、佛蘭西少年義勇團では、『佛蘭西少年義勇團内規』を規定し、義勇團兒の『入團宣誓』を定め、『義勇團兒綱領』十二ヶ條を定めた。佛蘭西少年團の組織的方面は前掲の法令によつて知る事が出来るし、其の内容の具體的方面を知らんと欲するならば『内規』を見れば十分である。が併し其の『規程』及『内規』の總ての事項を通じ、之れを精練して、少年義勇團の精神を最もよく知り得るものは其の『宣誓』と『規約十二ヶ條』である。

第二節 佛蘭西少年義勇團兒宣誓

我が名譽に懸けて左の事項を宣誓す。

- 一、如何なる場合に處するも良心ある男子として其の義務に對し忠實勇敢に行動する事。
- 一、祖國を愛し、其の戰時と平時とを問はず常に祖國の爲めに忠誠を盡す事。
- 一、義勇團兒綱領を遵守する事。

第三節 佛蘭西少年義勇團兒綱領

- 一、團兒の言語は神聖なり。假令其の生命を賭するも、何事よりも先づ其の名譽を重んずべし。
- 二、團兒は服従を知るべし。軍紀は一般の利益の爲めに必要なことを了知すべし。
- 三、團兒は進取的男子たるべし。
- 四、團兒は萬事に處し其の行動に責任を負ふべし。
- 五、團兒は萬人に對して懇切忠實なるべし。
- 六、團兒は他の義勇少年團兒を皆己れの兄弟と見做し、貴賤貧富の區別を爲すべからず。
- 七、團兒は義俠勇敢にして常に弱者の救助に努め、自己の生命を顧慮すべからず。
- 八、團兒は如何に些細なりとも一日必ず一善を爲すべし。
- 九、團兒は動物を愛し、又他人をして動物を虐待せしめざらん事を期すべし。
- 十、團兒は常に快活、熱心にして事物の善事のみを求むべし。
- 十一、團兒は勤儉にして且つ他人の財産を尊重すべし。
- 十二、團兒は常に自己の品位と自尊とを反省すべし。

第四節 佛蘭西少年義勇團内規

佛蘭西少年義勇團内規と稱するものは即ち其の實際的組織及義勇團兒の資格、種類等を詳細に規定したものである。今其の大體を左に述べる。

組織基本

一、組織的基本。組織的基本を左の二種に別つ。

一、理事會

二、地方支部會

二、實際的基本、實際的基本を左の四種に別つ。

一、義勇團兒

二、小隊(原義は「斥候隊」なるも便宜上上記の譯を用ふ)

三、中隊(原義は「別働隊、搜索兵」なるも上記の譯を用ふ)

四、大隊(原義は單に「軍隊」なるも上記の譯を用ふ)

組成及任命

三、團の少年を「義勇團兒」と稱す。

軍隊内に在りて「Eclairer」と云ふは特に勇敢にして且つ、相當の知識才能あり、軍の先頭たり得べき兵に付する名稱なり。

併し本國に於ては右の意味を一層抽象的に、一層廣義に解釋す。即ち其の力、其の品性の高尚なる事、並に其の判斷、決行、其の才能等により、我が佛蘭西の指導者となり木鐸となり、

其の文明、及び農業、工業、海陸、殖民等の活動の開拓者たるものにして、社會百般の階級よりの選良を包括して稱す。

義勇團兒を左の如く別つ。

1、見習團兒

2、第二級義勇團兒

3、第一級義勇團兒

4、卒業義勇團兒

5、適任義勇團兒

新たに入團したるものは其の義勇團兒綱領を十分體得したりや否やを取調べ、尚上記の宣誓を爲さしめたる上、見習團兒たる事を許可す。一ヶ月間の見習を爲したる後、規定の試験を受け合格したるものは第二級義勇團兒とし、其後又更に試験の上第一級に進級せしむ。

尚、適任證、卒業證、特殊徽章等は、特殊なる才能ある義勇團兒に與へ、他の義勇團兒と區別す。

小隊。四人以上八人の義勇團兒を一團とし之れを小隊とす。進軍、野營、演習、遊戯等に際して、小隊は其の義勇團兒中最も優等なるもの、直接指揮命令の下に行動す。小隊の長を小

隊長 (Moniteur は警戒者の義) と稱す。

小隊長はよく其の小隊をして命令を遵奉せしめ、他の模範たるべし。

五、中隊。中隊は小隊を以て組織す。一小隊以上四小隊を以て一中隊とす (四人以上三十二人迄)

各中隊の總ての指揮監督は志願教官によりて行はる。右教官を指導者と稱す。指導者は品性高潔にして、少年を愛し、年齢は二十一歳以上なるを要す。

指導者は品性高尚にして學術優等なる少年を選び、之れを小隊長に任ず。而して部下小隊を監督すると同時に、又一面に於ては小隊長に尙該小隊の監督指揮を可成一任すべし。

通常指導者の次席を小隊長とするも、中隊にして二箇小隊以上より組織せらるゝ場合には、指導者の不在乃至は教導を中絶する場合ある時に備ふる爲め、十八歳以上の少年中より其の助手を選びて任命する事を得、是れを第二指導者又は單に別隊長と稱す。

嚴格に云へば右第二指導者は小隊長中の最年長者か乃至は最優等者ならざるべからず。

六、大隊。三箇中隊以上六箇中隊を合して大隊とす。故に其の人員は十二名以上百九十二名とす。大隊は大隊長之れが指揮監督に任ず。大隊長を大尉と稱す。三名以上六名の指導者は大尉の直接命令下に屬す。

大尉は指導者の職を盡したるものたるを要す。

但し開設當初に於ては指導者たりし事無きものを直ちに登用する事を得。

地方團體に於て中隊數が大隊を組織するに十分なる時は其の指導者中の一人を大尉とし、指導者の缺員は他より選任補充す。

七、八、略す。

地方支部會の組織及職務

九、一、二十二、地方支部會は少年義勇團を組織し、之れをして活動せしむるを以て目的として居る。從て支部會設立等の規定は主として、少年團規程に據るのであるは勿論であるが、右規程中にも定めてある通り、中央本部即ち理事會に從屬して活動するのではなくして、自治體として各支部各々其の自ら定めたる方針によつて活動するのである。

教官の任命。支部會に於て教官 (大尉、及指導者) に適當であると認められたものをば、理事會に上申し、理事に於て審査の上、理事長乃至副理事長の署名のある、證書を授與する。此の證書を受取つたものは教官として、義勇團兒を指導教養するのである。

理事會から右證書を授與すると同時に、支部會では、之れに各教官の心得べき又指導すべき條項を指示する。若し教官にして其の名を辱しむる様な行爲をするものがある時は、理事會

は直ちに其の證書を取り上げる事が出来るのである。

地方支部會の組織。義勇團兒一小隊を組織し得る數に達した時には、一方少年の數を増加するに努力すると同時に、又一方に於ては、賛成者乃至義勇團兒中からして士官と爲り得べきもの、或は地方支部會の設立に盡力し得る人々を集むるに盡力する。斯うして其の地方に未だ支部會の設置がない時には、此處で地方支部會なるものを組織するのであつて、之れが第一歩としては一小隊と一教官とを先づ以て設立しなければならぬ。即ち地方支部會は

一、義勇團兒一小隊を設置するに十分なる現在會員を有する事。

二、内規に定めたる事項を履行し、理事會の同意を得る事。

の二項を完成した時始めて「佛蘭西少年團支部」と云ふ名稱を稱する事が出来るのである。

右支部會は、佛蘭西少年團として名實相適合する活動を爲し、又少年團規程を遵奉するは勿論の事である。

地方支部會の幹部としては、支部會長、副會長、書記一名、會計掛一名及教官（大尉、指導者、及次席）數名であるが、現在會員及賛助員もあるべきである。右支部會は理事會の指揮監督を受ける。そして又支部會に對し、金錢上、精神上等に於て特に功勞ありたる者を支部會の名譽會員に推薦する事が出来る。斯くして支部會が完全に設立せられたる場合に於ては

理事會から、後段に規定してある義勇少年團徽章を下附せらるゝのである。

會費即ち團費及寄附等は、夫々規定の中に定められてあるが、支部會では便宜上之れを取り纏めて理事會に送り、理事會から受領證と共に團員章を送つて來る様になつて居る。或は又團員が直接理事會の方へ送つても差支ないのである。

然らば地方支部會の費用は如何にして支出せらるゝかと云ふに、

一、各地方支部會で定めて、其の會員から別に特別な會費を徴收する。

二、各種の寄附金等。

三、本部からの補助等。

で維持して行くのである。

基本金は規程中に定めたる事項によるもの以外の、各種の雜收入、其の他の寄附によつて作られ、本團の精神を貫徹し其の發展を計るに用ひられる。

義勇團兒等に「少年團綱領」を教へ、訓練等を爲す爲めに一週間一二回宛團兒等を集合させる事になつて居る。集合所は大隊の本部とか乃至は俱樂部にしたり、又は支部會の設置してある所と定めてある。此の義勇團兒の集合所は當局の好意で學校の一室を借りたり、又は本團に同情ある人の好意から其他の場所を貸與せられたりするが、設備其他の點から如何しても

一定の場所を必要とする。で大抵は團兒の家族や、名譽會員の盡力で、一定の室を貸與せらるゝ事になつて居るが、さもない時には支部會から特別な經費を出して一定の場所を使用する事にして居る。此處で、各種の講話があつたり、訓練をしたり、練習をしたり、又は野外運動などをする事になつて居るが、支部會設立に當つては先づ第一に此の集会所を定めておかねばならぬ。

勿論規程第五條に定めてある通り、此の集会所に於て、政治宗教に関する論議をする事は禁止せられてあるのである。

支部會の事業、施設、少年團の活動等は毎月八日以内に、理事會宛に委細の報告をしなければならぬ。そして、理事會と地方支部會とは常に相提携して其の發達に力を致さなくてはならないのである。支部會と本團との間の往復文書は皆理事會で定めた一定の書式の紙を使用する事になつて居る。

服装及徽章

二十三、制服、義勇團兒の制服を定むる事左の如し。

帽子。氈帽、カーウ・ボーイ型。カーキー色。平縁。緒付、リボン代りに革紐を着くべし。

シャツはフランネル製にして兩脇にポケットを着く。ズボンは直短にしてクルルスと稱す

る膝迄のものとし、セル地、カーキー色とす。

(其他服装に關する事項は英國ボーイスカウトと大略同様なるを以て省略す。教官の服装に關しても義勇團兒と同様である)

新入の義勇團兒にして、經費の都合上、全部の服装を整ふる事能はざるものは、帽子、襟卷、及棒を先づ以て購入し、其他は漸次買整ふべし。

二十四、徽章。各義勇團兒並隊長、副隊長は少年團徽章を着くべし。その徽章は左圖に示す如く、引き絞つたる弓の矢を正に天に向つて放たんとする状を描けるものなり。之れ力と、勇氣とが理想に向つて、飽く迄突進せん事を示せるものにして、又圖中の弓は、佛蘭西を亡國の危きより救ひたるジャンヌ、ダルクの名に形取り、以て其の精神を表現せるもの也。

徽章には「眞直」の格言を刻す、蓋し、其の意たるや、常に、意志の確乎不拔なると、志操の剛健なると、動作の質實なるとを表示せるのみならず、人格の正直と忠誠とを表示せるもの也。

右徽章は帽子の正面に着くべし。

二十五、徽章は理事會に於て製作せられ、理事會は之れを地方支部會に交付し、地方支部に於ては規程の定むる所に従つて會員となりたる團兒に授與す。

二十六、宣誓式。少年團に入團し、見習團兒として、其の少年團徽章を附與せられんが爲めには規定の宣誓を爲さん事を要す。地方支部會に於ては、右宣誓に際しては、少年をして自己の責任と名譽とを自覺せしむる様質實莊嚴に其の宣誓式を舉行する事を要す。

試験及證書授與

二十七、見習團兒。將來義勇團兒とならんが爲めに見習團兒たらしむるものは左の二項を必要とす。

- 一、少年義勇團綱領を暗記する事。
- 二、義務團兒たる宣誓を爲す事。

見習團兒は只徒に其の綱領の字句を誦するのみならず、よく、各條項の意義並、價值を知悉せん事を要す。而して其の宣誓を爲すに際しては、よく其の宣誓の精神を體し、之れが實行に努力せん覺悟を要す。右二項を完成したるものは、直ちに少年團徽章を下附せられ、佛蘭西少年團兒たる事を許可せらる。

二十八、第二級義勇團兒。見習團兒にして左の試験科目に及第したるものは第二級義勇團兒に任す。

- 一、二キロメートルの距離を十五分間以内に駛走する事。
 - 二、風ある場合に、速に消火、點火する事。
 - 三、羅針盤の使用を知る事。
 - 四、太陽及星辰によりて方位(北)を發見する方法を知る事。
 - 五、試験者の指示に隨ひ、一分間の觀察によりて、家屋の正面乃至農家の中庭中にある事物を、十分に記述し得る事。
 - 六、日常主要なる結繩を爲すを知る事。
- 二十九、第一級義勇團兒。第二級義勇團兒にして、左の試験科目に及第したる者は、第一級義勇團兒に任す。
- 一、二キロメートルを十分間に駛走し、及び五十メートルを游泳する事。
 - 二、モールスABC信號乃至手信號を知る事。
 - 三、參謀本部陸軍地圖を讀み、而して野外に於て右地圖により、自己現在の位置を知る事。
 - 四、主なる星座の識別を知る事。
 - 五、三時間以内に、徒歩にて十五キロメートルを駛走し、或は四時間以内に、自轉車を以て四十キロメートルを馳驅する事。

- 六、足跡を識別し、之れを追跡するを知る事。
- 七、第五項の距離を馳驅するに際し、其の道程を的確に記述し得る事。
- 八、一町村の位置、方位、状況を的確に且つ巨細に記述し得る事。
- 九、野外に於て、遠距離の數種の事物の距離を觀測する事を知る事。
- 十、十種の草木を知る事。
- 十一、手工を提出する事。
- 十二、左の場合に於ける避難方法を記述する事。
火事、溺水、奔馬。
- 負傷者の應急手當方法、溺死者の手當方法を記述する事。
- 十三、新入者を指導し、見習團兒を教導する事。
- 三十、卒業、並適任、義勇團兒。
義勇團兒にして、別項記載の學科目の一乃至數科目を終了したるものを卒業義勇團兒とし、是等學科目中六科目を終了したるものを適任義勇團兒とす。但し右六科目中には看護科及び船舟科を必ず終了する事を要す。
- 三十一、試験官。右各種の資格並卒業、適任證等に関する試験に際しては、地方支部會より任

命囑託せられたる試験委員立會の上、教官の指導の下にて施行せらるゝものとす。試験委員は試験に關して、各適當なる指導、及び協議に參與するものとす。

進級及び徽章

- 三十二、第一級義勇團兒。第一級義勇團兒は其左肩に赤色の薄き肩章を着く。
- 三十三、卒業義勇團兒。卒業義勇團兒は左腕に、其卒業せる學科目に定められたる徽章を着く。
- 三十四、適任義勇團兒。適任義勇團兒は左腕上膊、肩に近き所に第一級義勇團兒の赤色肩章に同色の星章を附せる三角形の徽章を着く。
- 三十五、小隊長。小隊長は其職務を示し、其進級及び徽章の外、赤色の布片を頸部に卷く。
- 三十六、小隊。小隊は小隊旗として三色旗を有す。
- 三十七、中隊。中隊は各小隊間の彼等の小旗に依つて區別し、其色は頸卷と同色を用ふ。
- 三十八、大隊。大隊は中隊と同様なるも、特別なる徽章(動物、樹木、植物、花)を以て區別し其徽章を彼等の小旗に着く。
- 此小旗は其所屬中隊の色と同様にして、特別なる徽章は白地を以て染抜くものとす。
- 三十九、義勇團兒。各大隊の義勇團兒は、各次其順序番號を有す、但し第一番は大隊長の番號とす。

此他義勇團兒は入團番號を有す。

帽子の前面に着けたる徽章の外、義勇團兒は凡て帽子の左側面リボンの高さに直径二十五ミリメートルの三色帽章を着くべし。

第三章 義勇團兒の訓練

一 技術訓練の學科目

前述の如く第一級義勇團兒となるべき試験以外に、第二、第一各級の義勇團兒に對して技術的の試験がある即ち卒業義勇團兒となり、乃至は適任義勇團兒となるには是等の試験を通過しなければならぬ。

次に掲ぐる學科目中の數科目を卒業したものは卒業義勇團兒と稱し、六科目を卒業したものは適任義勇團兒と稱する。是れは前日も述べて置いた事である。

是等の學科目の各内容は英國のそれと大略同様であるから、茲では只其の名稱を掲ぐる事とする。但し一言斷つて置かなければならない事は、此の科目を卒業したものは「飛行家助手」とか「看護手」とか「博物家」とか「音楽者」「電信電話手」等稱せられるのであつて、各其の左腕上膊に圖に示

すが如き徽章を附して居る。而して茲では一々助手とか看護手とか云はずして、飛行助手科、看護科として説明する事とした。



航空家助手科。修業すべき學科課程は飛行船並に飛行機に關する理論、航空機の各機關に關する使用法、操縦法其他一般の事項。航空機の出發、着陸其他飛行上に關する事項。



看護科。軍隊衛生に關する事項、應急手當、一般外科、内外の大要、看護に關する必要なる事項。



氣象科。星座、氣象に關する器械等の使用法。



船舟科。船舟に關する一般的知識、渡河方法。實習。脱衣百米突の游泳、及着衣五十米突の游泳。



博物科。地方植物十種を知る事、果實によりて五種の植物の名を知る事、葉によりて五種の植物を知る事、地方の昆蟲十種を知る事。



騎兵科。馬の取扱、馬車、車輛の取扱に関する一般的知識。



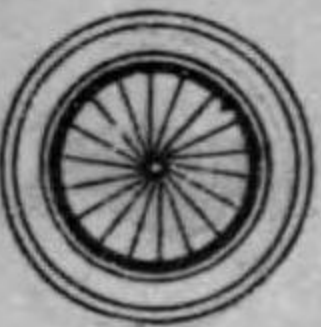
音楽科。音楽の一般知識、音譜。唱歌。軍歌。



木工科。建築用材に関する事項。各種器具の使用方。



炮厨科。軍隊炊事に關する事項一般。



自轉車科。自轉車に関する一般事項、並其の運用、十キロ乃至十五キロの荷物自轉車運般。



電氣科。電氣に関する一般、電信並電話取扱、設置に関する事項。



擊劍科。擊劍。



蹄鐵科。蹄鐵に関する事項。



土鑛科。土鑛に関する事項。



案内科。地方の道路地勢を知る事。



通譯科。外國語及エスペラント語。



機械科。各種機械の一般的知識。



寫真科。寫真術。



消防科。消防に関する事項。



被服科。被服に関する技術。



信號電信科。信號電信等通信に関する事項。



射撃科。射撃實習。

二 訓練の課程の大要

佛國少年團の訓練は大體に於て英國のそれと大差がないからして一々詳細にそれを説述べるのは省略して、大要の課目だけ掲げる事とする。

佛蘭少年義勇團でも英國少年義勇團の様に其の讀本と云つた様なものが出來て居る。大要を説示するには其の讀本によるのが最も便宜であると考えからして茲ではロアイエ大尉の著した「佛蘭西少年義勇團讀本」に依つて説明する事とする。

此の讀本は全編を七章に分つて居る。而して各章を細別して講義體に義勇團兒として必須の事項を詳細に説明して居る。以下各章に就いて其の内容を紹介する。

第一章。義勇團兒の使命。義勇團兒の使命は宣誓及び綱領に盡きて居る。是れを概言すれば、宣誓。

良心(宣誓、第二條)

責任(第二條、第三條)

服従(第二條)

忠誠(宣誓、第一條、第五條)

仁慈(宣誓、第七條、第八條、第九條)

齊身(第十二條)

溫顔(第十條)

友誼(第六條)

名譽(第一條)

祖國(宣誓)。

以上十一目となるのである。従つて本書では各目に類別して其の精神を詳説して居る。

第二章。身體の鍛練。身體の鍛練は即ち少年義勇團の主要なる目的の一である。第一項に於て「強健法」に關し、「衛生上の健康」「深呼吸法」「身體の注意」「衣服」「食物」「飲料」「アルコールは毒茶也」「煙草」「疲勞者に必要なる食物」「安逸者の罹るべき病氣」「輕症と其の療法」等を説明し、第二項に於ては「體力の鍛練」に關し、下記各目に就て述べてある。「根本的方法」「練習的體操」「室内體操」「毎日の十四分間體操」。一朝七分間の體操及晩七分間の體操「運動的體操」「實用的體操」體操の用意「用意に就て」。第三項にありては其の鍛練したる體力の維持、利用、増進を教へ、第四項に於ては歩行に關する一切の事項を擧げ、第五項にては馬及馬車にして巨細に説明する所あり。次に第六項に至つて自働車、自轉車。第七項、水上に關する事項、(舟航、水泳等)。第八項航空機。第九項鐵道。第十項航海に關する事項の概要を述べて居る。此の如く各項に亘つて一々説明するのは甚だしく冗漫の嫌ひあるを以て、第三章以下其の目次のみを擧げておく事とする。

第三章。精神の本源及手工。

一、繩綴作業。二、方向を知る事。三、地物の利用。四、足跡、追蹤等。五、距離の測定。六、電報及信號。七、土木事業。八、野外作業。九、野外炊事。

第四章。仁慈心。

一、救助は未發に於てせよ。二、防禦の技。三、救恤義勇團兒。四、救助義勇團兒。五、動物に深切なれ。

第五章。自然に對して。

一、動物。二、植物。三、土地。四、天體。

第六章。義勇團兒の課業と遊戯。

一、授業課目。二、遊戯。

第七章。一週。

一、美しき佛蘭西國。二、海に。三、山に。四、狩獵及漁獵。五、旅行。六、旅行の追憶。七、如何にして殖民地に行くか。

結論。

以上が「少年團讀本」の内容の概要である。而して右各項目の終りには教官が教授に際して爲すべ

き注意事項が巨細に記されてある。要するに前述の如く佛蘭西少年團の教育は大體に於て英國のそれと同様である。

第四章 結論

以上各章に於て述べ來つた處に依つて佛蘭西少年團なるものが大體如何なるものであるかと云ふ事は了解せられた事と考へる。佛蘭西少年團なるものは元來英國の少年義勇團を模して作つたものであるからして殆ど形式に於ても内容に於ても大差がないのであるけれども、然し、自然佛蘭西には佛蘭西の國風があり精神があるからして二三の點に就て異なる所のあるは當然である。

以下二三其の差異の點を指摘して置かうと思ふ。然し今是れが是非に就ては別に他日の機會に於て述べる事とし、只茲では斯々の點が異つて居ると云ふに止めて置く。

第一に英國の青年團に無いものは「舞踏」である。是れは進退の動作をして優美ならしむる目的の爲めに佛蘭西の識者が幾多のダンス中から特に選定して課するのである。

次に英國では敬禮の方法が特別に定めてあるが佛國に於てはかく迄形式的にする必要がない、我等の精神は即ち片時たりとも忘るべからざるもので心肝に銘じて居なければならぬものであるからして、別に之れを象徴する様な敬禮法をとらずとも一般の軍隊敬禮法即ち擧手注目禮を以て

する事と定めてある。

英國特有の遊戯等は全然佛國では取り入れぬ事としてあくまで國粹を發揮するに勗めて居る。そして又屠牛等の事も少年の精神上に及ぼす影響を慮つて斯うした類のものは全部除去する事に定めた。尙又、「金錢を得る方法」として英國少年團で教へる事項は少年の品性をきづける憂があり、徒に所謂商人根性を養ふ様になると云ふ様な理由で教へぬ事となつて居る。

其の他探偵的な搜索や偵察法などは佛蘭西少年團のとらぬ所である。是等の差異の點も此の他に幾多あり、尙それに關する理由も夫々ある事であるが、それも餘り煩はしいから省略するが、要するに佛蘭西少年團の精神とする所を概言すれば宣誓の三ヶ條であり、綱領十二ヶ目の内にあるのである。之れを言葉を以て端的に云へば、良心、責任、服従、忠誠、仁慈、齊身、溫顔、友誼、名譽、祖國の十目となるのである。

第四編 獨逸の少年義勇團



帥元ツルゴ・ルデ・ンホフ故



團勇義女少のグルブンハ



兒國防國年青逸獨

從軍團 義勇隊の少年隊の團

第一章 獨逸に於ける少年訓練の由來

獨逸に於ける少年義勇團の運動は近年のことであつて所謂フアドフィンデルの創立は英國のボーイ・スカウトを移したものである。然るに少年義勇團の創めらるゝ前に少青年の身心を開發訓練して國家有事の際に對する備へやうとする運動は普佛戰爭の後に至り盛となつた。

獨逸國民の一般の武藝としては劍術が主なるものであつて、殊に決闘の稽古は學生の必須の科目の様に思はれて居た。然し野球、蹴球の如き體育遊戯をやる様になつたのは極めて近來のことである。獨逸人は決闘劍術を以て體育として蹴球、野球など以上に効果ある計りでなく精神の鍛錬に最も有效なるものと信じて居た。英米國人が決闘を以て笑ふ可き陋習の如く見て居るに對して獨逸人は決闘を以て國民の元氣を維持する最良の方法と信じて居る。近年に於て決闘に對する非難の聲が高くなつて來て法律上は禁止して居るが實は默認を與へて居る状態であつて、獨逸皇帝は軍人間に於ては決闘を以て必要のごとく推奨して居るのである。血を流し身體を傷くるのを以て遊戯の如く名譽の如く考ふるのは甚だ野蠻的ではあるが、血を見て驚かぬ習慣は必要なる訓練の如く思はれて居る。

體操會

體操が獨逸の國民的體育となるに至つたのはヤーンの力と云はねばならぬ。ヤーンは獨逸がナポレオン軍の馬蹄に蹂躪せらるゝを見て慷慨悲憤大に愛國の精神を鼓吹すると共に身體の強健を計らんがために茲に國民的教育として體操運動を發起し、千八百十年(三十三歳の時)學校教師となりて兒童をして戶外に於て身體運動を練習せしめ翌年に至りハーゼンハイダーに體操場を設くるに至つたこれ實に體操練習場の嚆矢である。此事業漸く有識者に認識せらるゝに至り體操場の設置漸く増加し茲に愛國的精神と強健なる身體の訓練場として最も重要なものとなる様になつた。現今は獨逸全國に及んで多數の地方體操會があつてそれ〴〵體操場を有し、會員は老幼ともに便宜の時間を以て練習をなして居る。その記號は四つのFを組合せたものでその意味は新鮮(Frisch)快活(Froh)自由(Frei)敬虔(Fromm)の四徳である。四五年目に聯合操練會があつて數萬の會員が一時に體操を行ふことがある。

この體操會は固より直接には少年義勇團に關係なきも、其の目的は少年の心身を訓練するにあるのであつて、従つて此の運動が獨逸の國民教育を助けて、國家に對し多大の貢獻のあつたことは疑をいれないことである。

涉島旅行團

今少年義勇團の前驅者ともいふべきは、涉島旅行團(Wandervogel)である。此の團體は今より約二十年前柏林市外ステグリッツ地方の學校生徒の始めたものである。其の目的は、旅行によつて出來得るだけ少青年の身體及精神の開發鍛鍊を爲すにあるのである。ところで旅行によつて獨り心身の健康を増進するのみならず、諸地方を旅行するときは、地理風俗歴史人情等を觀察して、知見を廣むることを得る。此の旅行團の旅行にはなるだけ邊僻の地を選んで、汽車の四等に乗り、旅館等に宿ることを避け、農家の枯草、藁等の間に宿ることが多いといふことである。その旅行の一團は八人乃至十人位であつて、獨り自己の心身を鍛鍊して困難缺乏に堪ふるの習慣を得るばかりでなく、同行者は互に相助けて共同的事業の興味をも感ぜしむることが出来る。今までの經驗によると、市内に居住するものに比して、この旅行團員が旅行によつて體格を優良にすることは最も著しきことである。

この旅行團は各地方に於て經營せられ、また互に連絡をとつて相互の便を計つて居る。南獨バイエルンに於ては、これ等の旅行團員に對しては、殊に兵營のうちに宿らしむる等の便を計つて居るといふことである。

青年獨逸團 Jungdeutschland

ユングドイツユランドは千九百十一年陸軍元帥男爵フォン・デル・ゴルトツ將軍が少年教化の目的

を以て設立したる團體である。フォン・デル・ゴルツ將軍は既に千八百七十七年『レオンガベッタ及其の軍隊』といふ著書中に於て徵兵前の男子を軍隊的に教練することは徵兵に對して大なる準備となることを論じたことがある。然るにフォン・デル・ゴルツ將軍は、義務教育終了後、徵兵適齡に至るまでの間の青年の状態を見て、國家將來の爲めに甚だ憂ふべき現象なることを感じて居つた所に、獨逸及他の諸外國に於て此の時代の少年の教化に就て、運動が漸く盛となり其効果も自ら現はれるのを見て、千九百十一年の秋「Deutsche Rundschau」ドイツチエ、ルンドシヤウ紙上に於てユングドイツユランドといふ論文を發表し、に一大運動を開始するの決心を示した。ことに佛國に於て少年の軍隊的教育が多大の効果を現して居るのは最もゴルツ將軍を刺戟した様である。また英國の少年義勇團の運動がゴルツ將軍に對して多大の興味を起さしたことも固より其の原因である。それで假令兵式教練射擊練習等はせずとも五官ことに視覺、距離測定、位置發見等の練習より更に進んで行軍夜營を爲し、これ等の練習によつて、愛國の情、自尊心を養成し得ることを信じたのである。この事業の指導者補助者としては現役並に休職の將校を以て最も適したものとしてこれに當てたのは英國の義勇團等と異つて居る點である。ゴルツ將軍は同時に身體練磨及少年保護に關する諸事業の成績を見て一層其の必要を認め、更に千九百十一年一月十八日の文部省の少年保護に關する布告を以て最も當を得たるものとなし、少年教化に關する諸團體

を一箇のユングドイツユランドに結合して共同せんことを希望したのである。こゝに於て將軍は獨逸皇帝の勅許を得て千九百十一年十一月十三日少年保護及體育獎勵に關する諸團體の代表者をベルリンに集めて會議を開き始めてユングドイツユランドの團體を造つたのである。其の規則第一條に於て同團は系統ある身體の練磨により、獨逸少青年の肉體的精神的活力を、愛國精神を以て増進することを示した。この團體は既に有して居る團體と共同して祖國の爲めに努力することにとめて居る。獨逸國に於ける大部分の體育獎勵及少年保護の團體はこのユングドイツユランドに加入し、たゞ特殊宗派に屬するものと、他の二三の少年保護團體とは獨立して居る。特殊宗派に屬する團體の加入しないのは青年獨逸團が身體練磨をのみ目的として特殊宗派の重んずる特殊宗派的教練の如きは、これを顧みないからである。此の團體の特色は士官が主として其の指導に當ることであつて、かくの如き軍隊的教育が果して適當なるか否かは獨逸に於てもなほ問題とせられて居るのである。併しながら今次の戦争の状態よりいへば軍隊主義的教育が示した所の効果は實に大であつたであらう。此の團體は千九百十二年四月より機關雜誌を發行して、その業務執行機關は一切の事務を評議及處理する爲めに統率部といふものがあり、其のうちから幹部を互選して業務をまかせてある。幹部は團長會計書記の三者よりなりて、其團長がゴルツ元帥である。統率部の人員は右の幹部を合せて二十三人といふことである。なほ此の外權利の重要

事件を決定する爲めには、各地方團から選出した代議員と本部の委嘱した議員とより成立つ委員會があつて、統率部は或は其の委員會を召集し或は一部を召集して意見を聞くことになつて居る。別に團員總會なるものがあつて二個年に一回開かれて居る。ユングドイツチユランド團の宣言書は左の通りである。

「青年獨逸團」趣意書

我獨逸國の強固にして幸福なる將來は實に體力及精神の健全にして屈強に發達せる我青年の一身に係れり。然るに此青年には今や體育、風儀及愛國的關係に於て最大なる危險の脅かす者あり。是を以て我全獨逸の郡村に於て眞に愛國思想を有する紳士淑女及愛國團體に於て我小學卒業後の青年に體力及風儀上の善美なる發展を容易にせんが爲の事業は起れり。而して此有益なる事業は今や更に此種の參加團體をして各聯邦毎に特別なる編成に依て團結せしめ（例へば普魯西に於て千九百十一年一月十八日文部大臣發布の青年保護法の如し）以て一層深く且廣き影響を及ぼす必要を感ずるに至れり。然れども此事業をして眞に充分なる効果を收め且全獨逸の青年を包容せんとせば最も廣き範圍に於る我國民の協力を要し就中發育期にある我青年の父母たる者の戮力を待つや大なり。此の如き趣意に基き特に青年教育上の一要件たる家庭職業及公的生活に於ける青年の體力及風儀の健全を期すべき教育の目的を達せんが爲めに茲に「青年獨逸團」なる團體を建設せり。

實に百萬を以て數ふべき我小學卒業の青年中現今其四分の一弱の一部分のみ正規なる某種類の體育を受くるに過ぎざるなり。故に殆んど其四分の三は尙ほ之れを本團體に招致し教育するを要すべき狀況に在り。

我獨逸の嚴父慈母各位よ。

吾人は吾國民の將來の爲めに堅確なる人物を要す。唯屈強なる青年に依てのみ我國家と國民に幸福なる未來を保證し得べきは古今の歴史に徴して明かなり。故に各位は愛國的精神を基礎とし體力及風儀の教育を主要の目的とする團體に其兒子を託せられたし。若し此の如き團體の存在せざる地方には我「青年獨逸團」なる團結の支部として新に之れを設置し以て青年の心中に獨逸主義及祖國に對する愛情を銘刻せしめんとす。

我團體の本部は審議の結果先づ此團體的事業の第一主要方針として、祖國的趣旨に基き従事せる既成の編合團に新會員を増加するの行動に出でんとす。之れに關し詳細なる説明を獨逸帝國の各郡村に與へんが爲め本十二月十一、十二日を以て本團結の代表者を伯林に招致することとせり。我團體は以上の公告と説明とを廣く復刷して配布せられんことを望む。

青年獨逸團本部

千九百十一年

部長元帥子爵 フォン・デル・ゴルツ

少年義勇團

以上の諸計畫はもとより其の主意に於て、英國の少年義勇團と同一であるけれども、從來述べ來つた英國のボーイ・スカウトに相當するのは即ちファードフィンデル團である。この團體は英國のバーデン、パウエル卿の運動に刺戟せられて、これを模倣して起つたものといふべきである。この團體の目的は英國少年義勇團や涉鳥團と同様に旅行探險其の他少年の適する方法を以て心身の訓練を爲し且つ實際生活に於ける諸種の士氣を興ふるものである。獨逸の軍隊主義の立場にある人はこの少年義勇團の運動を以て單に遊戲の如く考へ、精神や身體を鐵の如く鍛練するには甚だ不十分と見て居る。其の訓練の方法は英國の義勇團と略類して居る。たゞ國民的性質の異なるだけに其の間に多少の相異なることはいふをまたぬ。英國の義勇團に於ては其の習得したる種類、程度に於て種々の徽章を興へこれが表彰を爲すことにつとめて居るのであるが、獨逸に於ては一般にかくの如き方法は少年の虛榮心を増すものであるとして非難して居る様である。

この少年團の運動は獨逸各地に及んで居るのであるが、現今材料の足らざる爲めに詳細に之れを述ぶることの出来ないのは遺憾である。たゞライブチヒの少年團規則があるから、大體之れによつて推測するの外はないのである。

ライブチヒの義勇團の規則を見るに大體の組織は英國等と略同一であるが、一つの注意すべきこ

とは團兒をして傷害保險を爲さしむることである。即ちその傷害保險は團兒たる一つの條件であつて、此の保險は一般の獨逸保險同盟と連關して團兒の身體の傷害に對する保險を爲すのである。獨逸の少年義勇團が社會事業として保險制度までも採用せるは最も注意すべき點である。

第二章 ライブチヒ少年團及び少年隊規則（一九二二年）

(A) 一般規則

ライブチヒ少年團及び少年隊には次の原則を適用す。

一、他の諸團體との關係

本少年團及び少年隊は總ての他の團體と最善の一致協力を爲さむことを期し、決して他を攻撃すること無く、或は他より攻撃の來ることあるも冷靜に實際的方法によりてこれを防止し、毫も敵對的態度に陥ること無きを期す。吾人は他の青年團體を援助し、特に吾人と同じく獨逸の青年の健康を以てその目的と爲せる體育、競技及び徒歩旅行團體を助力せむことを欲す。

他の諸團體は本團に入團すること無きも本團（ファードフィンデル）の方法によりて吾人と同様の教練を行ふことを得。但し其の際には其の養成せる青年を『ファードフィンデル』と稱するを得ず。

又、政治的の青年團體は如何なる種類のものたりとも本團と相争ふべきものにあらず。

二、政治

本團は政治に關係すること無し。祖國に對する愛は吾人が青年に覺醒せむと欲する所、されど何等政治的の種類の趣味を加味するものにあらず。

三、指揮

指揮者はあらゆる種類の職業に屬する人たるべし。指揮者が一種類の職業にのみ偏することは望まじからず。但し固より吾人は我が教師が青年教練の適任者にして特に經驗によりて青年の心理に最もよく通曉せるものなることはこれを知る。されど教師がその自己の學級の生徒を少年團の方法にて訓練すべきや否やは未定の事たるべし。そはその人の人格如何によるものなり。

四、軍隊的形式

我が少年團は軍隊的遊戲又は子供らしき軍隊の模倣となりたることあるべからず。少年團は練兵を行ふことなく又何等武器を持つことなし。唯絶對的に必要なことのみを密集形式にて練習す。即ち少年團の隊列につきて一所より他所へ移動し得る爲にこれを行ふ。これ以上には無し。練習日毎に五分乃至十分間づゝ此の最も簡單なる運動を練習せしむることは必要なりてふことは確かに經驗より知られたることなり。これによりて全體に或る程度の團結が行はるればなり。青年に

練兵を行はしめむとする風潮の起り來らむとするあれどこれに對しては烈しく反對すべし。軍隊的訓練は我が清新なる少年團と一致し難し。少年は將來人生に於いて自ら立ち自ら助くる獨立自活の人となるやうに教育せられざるべからず。第一に考ふべきは軍隊的形式にあらずして軍隊的精神にあり。吾人は少年の間に、軍隊に服務することを好み且つ愛する念及び全體に對する從順服従の感を覺醒せむと欲す。

五、服装

少年團員の服装は實際的、質素、廉價にして如何なる場合にも學校の制服として着用し得べきものたるべし。服装は強制的にあらず、これを整へ得ざる者は所持の服にて可なり。徽章は出來得る限り簡單にすべし。勳章、メダル、及び専門徽章を多く用ふることはこれを避くべし。こは不健全なる名譽心に導くものなればなり。

六、階級及び宗教

年少なる少年團員を採用しその指揮者を選択するに方りては階級及び宗教の區別は之を問はず。本團の監督部にありてはある特殊の職業に偏す可からず。

七、出版物

出版物に現るゝ意見に對しては争論を行ふべからず。如何なる場合にも誤解を匡すべき場合には

冷静に事實に訴ふべし。批評を行ふは出版物の特権なり。こは本團員及び少年隊が常に思はざるべからざる所にして、なほ又少年團運動が出版物の好意的態度に負ふ所あるを以て之に對し感謝する處ある可し。

八、學校

すべての少年は如何なる學校如何なる地位にあるを問はず、少年隊に屬することを得。特に吾人は生活状態の豊ならざる者を入れむことを欲す。又吾人は學校卒業者及び補習學校生徒に特別の注意を拂はむと欲す。何となれば彼等には往々にしてかの自由なる自然の中に於いて田野及び森林に於いてその健康を保持し感官を鋭敏にし將來の生活の爲に身心を強健にする機會の缺乏すること多ければなり。在學者は練習のために同一の自由時間を利用するために、學校によりて區分をたて既に學校を去れるもの、場合には市區に従つて區劃を立つるを宜しとす。服装或は親の貧富によつて區劃を立つることは貧しき者をして貶下せられたるの感を抱かしむるの結果に至るべし。未だ十三歳に達せざる少年は特別の區劃に入れらる。

(B) 獨逸少年義勇團、青年獨逸團及び「州會委員」に對する關係

ライプチヒ少年團及び少年隊は獨逸少年義勇團に連合し、これによりて又少年獨逸團に連合す。ザクゼン王國に於ける州會委員に屬するライプチヒ地方團が學校と兵役義務との間にある少年の

爲にせる決議によりて、千九百十二年六月二十日より少年隊は地方委員より徒步旅行團編成の許可を受け、又特別の規定に従つて州會委員の出費によりてその練習部隊と責任ある指揮者とを確實に責任あるものと爲すを得。

(C) 細則

目的

(一) 本團は少年隊によりて少年の教育を補ふに自由なる自然の中に於ける練習及び教訓を以てし、少年の身心を鍛鍊し、その感官を鋭敏にし、獨逸祖國の最善の道の爲に強健獨立にして道德上に秀絶せる種族を發達せしむることを以てその目的とす。

加入者

加入者は吾人の練習に凡て規則的に參加することを強制せらるゝことなし。されど努めて吾人の處に來りその自由の時間を利用する道を講ず可し、もし之をなさざる場合には届出づることを要す。尙無斷にて屢々缺席する者は除名せらるべし。

隊の助力

本團の財産の割合に従つて本團の監督部は前述の目的を達するに必要な助力を少年隊に與ふ。少年隊が本團より與へられたる金額以上に或は豫め監督部の認可なくして行へる出費に對しては

本團は何等保證の責を負はず。又本團は少年隊の失敗或は少年隊に對して爲さるゝ要求に就いて何等法律的義務を有せず。

(二)少年團と少年隊とは並存す。

賛助員

一、法律上罪に處せられたること無き成年は何人も本團の賛助員たることを得。賛助員は忠言と行爲とを以て吾人に助力すべきものとす。

會費の使用

本團の費用はまづ本團員の會費及び寄附金より支拂はれ、然る後現在貯蓄の割合に應じて少年隊に補助金を與ふ。

加入及び脱退

加入は何時にても之を爲すを得。脱退は各自隨意に之を爲す事を得。而して次年度に對しては遅くとも十月一日までに書面を以て會計に通知することを要す。又三度通知するも會費の支拂無き場合も脱退とす。

除名

特別の除外例として四分の三の多數決を以て本團は團員の除名を認むることを得。此の場合には

本團は既に支拂はれたる會費を返却する義務無し。除名の理由はこれを書付となすべきものとす。而してかくの如き除名を受く可き會員は少くとも監督部の團員二名の前に於て一應辯解の機會を與へらる可し。

總會

二、毎年一回最初の三ヶ月中に於いて——本團の年度は曆の年度と同時に始まる——通常總會行はる。總會に於いては監督部及び二人の會計検査員を選擧し、收支の計算の検査を行ひたる後前出納掛及び監督部を免す。

少くとも全團員の十分の一の署名ある書面を以てせる發議ある時は監督部は臨時總會を開かざるべからず。

各總會には議事日程表を作り全團員を召集せざるべからず。

總會の發議は少くとも十四日以前に議長に致すべきものとす。

議事決定

三、出席團員の數如何に關はらず總會に於いては凡て多數決によつて決定す。賛否同數の時はその動議は否決なりと見做す。

四、規則の變更の爲には出席團員の四分の三の多數決を必要とす。個々の點の修正に就いては一

般原則に衝突せざる限りは監督部がこれを決定することを得。但し次の總會の時にこれに就いて報告を爲す可し。

集會者の提議によつて、煩雜なる投票計算を避くる爲に發聲によりて決定を行ふことを得。

團の解散

五、本團の解散はその爲に召集せられたる集會に於て少くとも全團員の四分の三が出席して決定することを要す。解散會議は本團の財産に就いて決議を行ふ。

監督部

六、監督部は第一及び第二議長、第一及び第二書記官、第一及び第二會計官、州隊長、現在少年大隊の二箇大隊の頭たる二人の主隊長、並に數人の顧問官より成る。

監督部は顧問官を選任す。

議長、書記官、會計官の外に少くとも一人の隊長の代表者が出席せる時は監督部は議決權を有す。賛否同數なる時は議長が決議を行ふ。

七、諸隊長は隊長としての任命を受けたる後は監督部員にはあらざるも本團の投票權ある一會員となるものにして會費を出すを要せず。

隊長

八、本團は次の規定によりて隊の統率者の組織上に就いての權威を保持す。

隊長は少くとも十八歳にしてまづ隊長として採用を申請することを要す。

州隊長は本人に就いて先づ次の事項を確むることを要す。申請者の姓名、生年月日、宗教、職業、軍事關係、法律上罪科の有無、住所。

此際に申出本人に對しては餘事は措きてまづ隊長として採用せられ執務するに就ての諸條件を明瞭に知らしめおく事を要す。

州隊長によりて隊長としての承諾を受くる場合は次の如し。

(イ) 州隊長及び當該主隊長か申出本人がその將來委ねらるべき教練を指揮するを見て本人は少年團の方法により獨立して指揮を行ふことを得と認めたる場合。

(ロ) 當該主隊長と本團の議長とが一致したる場合。

主隊長或は本團の議長が一致せざる時は、隊長志願の申請は州隊長によりて拒絕せらるゝか或は本團監督部に其の申請に應ずべきや否やを上申すべし。

隊長としての義務

隊長として採用せられたる者は少年團の事業を促進し常に本團及び隊長團の命令に従ひ、退職の後には決して少年團の制服及び徽章をつけず隊長の本部より公然と言ひわたさるゝ場合の外は退職

の際に徽章を少年隊へ返却すべき旨を握手を以て州隊長に誓言せざるべからず。

意見の相違

九、本團の議長と隊長との間、又は此等の内部に於いて意見の相違が極めて甚しく、事態を良好ならしめざる爲にこれを調停することが差せまりて必要な時は議長より監督部の裁決を請求す。此の裁決には双方共に服従せざるべからず。

一〇、各隊長は州隊長をして彼を表より削除せしむる事を得。

一一、諸隊長は互に連絡を保ち、練習等の事は各自獨立して之を定む。而して隊列練習を以て基礎と爲す。

連合練習を爲すにはこれに與る諸隊長は豫めこれを宣言せざるべからず。

連合練習の期間に於いては階級上弱年なる隊長はその隊より一層上の隊を代表する隊長に服従する義務あり。

州隊長

ライプチヒに於ける最上階級の隊長は州隊長なり。彼は州連合司令部より任命せられ本團に對して司令部及少年隊の組織及び活動に關する責任を有す。

彼は司令部及び少年團の活動及び教練を檢閲監督する義務を有す。然れども下級部隊の指揮に對

しては責任を有せず。

主隊長及び上級隊長

主隊長は州隊長に對し、上級隊長は主隊長に對し、同様の責任と權利とを有して、下級部隊の練習に出席す。彼等は其際直接に干渉することを許されざれども其の觀察したる所を州隊長に報告する義務あり。

主隊長——一大隊につき一人——及び上級隊長——一中隊につき一人——は中隊又は大隊の内部に於ける隊長中より州隊長之を上申す。

行軍指揮者

主隊長及び上級隊長は特に隊長に代つて行軍を指揮することを許さる。

隊長は小隊の行軍指揮者なり。

地方隊長、聯合隊長及び帝國隊長

州隊長の上に地方隊長あり、此の上に聯合隊長——北獨逸南獨逸に一人づゝ——あり、而して全獨逸に帝國隊長あり。

すべて上級隊長は長期の間自己の部隊を練習することを得ざる時はその主隊長はこれを報告する義務あり。主隊長は補助隊長又は隊長をしてこれが代理を爲さしめ州隊長にこれを報告す。

隊長の助手

一二、各隊長は最も簡單なる表をつくり其の他簡單なる書記の仕事を爲さしめむが爲に一人又は數人の右參團兒を助手として選ぶことを得。練習其他に際して斯かる助手が代理を行ふことはたゞ主隊長の許可を受けてのみこれを爲すことを得。

隊長會議

一三、隊長團は協議の爲に定時の集會を行ふ。議長は出席者中の最高級隊長とす。協議の場所日附は相當に時日の餘裕を以て告知することを要す。

監督部員は何時にても、此の協定會に列することを得。但し發言權を有せず。隊長が發言權なくしてしかも尙何時にても監督部會議に列することを得ると同様なり。

此の協定會に際しては意見と經驗とを交換し諸般の處理事項を報告し其決議を行ふ。決議は印刷に付すべし。缺席者は後に報告す可し。

議長をつとむる隊長はその決議が此の規則の原則に違反せざるやうにする義務あり。

隊長本部の決議及び特殊の處理事項は適當の時に本團の議長に告知せざるべからず。

議長は時としてこれに對して抗議し必要な場合には聯合監督部或は本團の監督部に裁決を求むる義務あり。

隊長の希望及び經驗は常に本團監督部又は議長にこれを知らしむべし。

特に主隊長及び上級隊長と共にする集會並に各個の團體の隊長本部内に於ける集會に於いては隊の司令部に關する動議を以て商議するを可とす。

練習參與

一四、満十歳以上のすべての少年はその父親又はその代理者並にその學校教師が入團證書に署名することによりて參與を許可したる後には少年隊の練習及び組織に參與することを得。

入團證書

此の入團證書に於いて父親は毎年傷害保険寄附金を支拂ふこと、毎月數ペンニヒを共同金庫に入るゝこと、並びに彼の子弟が一時或は永久的に加入を拒絶せらるゝ場合又は自由意志を以て脱退する場合に於いても、その子供の爲に購求せる帽子をその帽子及び支拂ひたる寄附金の代償無しに本少年隊に渡すことを直に行ふべき旨を明言せざるべからず。

特殊の場合に於いては隊長本部の決議によつて帽子を返還せざることを得。

傷害保険寄附金に對する受領證として入團者はその隊長より札を受取るものとす。

入團許可の條件

加入申込者は直に入團條件書及び入團證書用紙を受取り指示せられたる隊長の許に出頭すること

を要す。

入團許可はその隊長入團證書を受取りて後に之を爲す。

隊長は此の證書を所屬隊の上級隊長を通じて州隊長に交付す。州隊長は證書を集めて脱退に至るまでこれを保管す。

(三) 會計事務は監督部或は本團の決定と一致して本團の會計長これを行ふ。

會費

本團の團員は毎年少くとも一マルクの會費を支拂ふ。

隊長は會費を拂はす。

團員は少年團本部に直屬するものにあらざる故に本部の金庫に會費を支拂ふことなし。

會計係は事務年度(曆年度)に於ける團員名簿表に受取會費の報告を添へてこれを送達して以て毎年の會費の受領證と爲す。

受領せる寄附金の受取證も同様の方法による。

團員名簿表

會計係は團員の名及び住所の一覽表を作る可し

本團の經濟上の要求に顧みて許さるゝ範圍に於て本團は少年隊に與ふる補助金の外に

州隊長より任命せられたる隊長に傷害保険料及び機關雜誌の會費を支給す。

少年團の徽章

其他本團は會計の事情の許す限りに於いては第一に隊長及び各少年等の少年團徽章を少年隊に與ふ。

紛失せる徽章の代りに本團は更に徽章を與ふることなし。損害負擔者はそれに就いては隊長本部によりて定められ隊長本部が命ずる所の辨償を爲すべし。但し新に作られたる徽章は本團の所有とす。

又返却せられたる徽章も本團の所有にして州隊長によりて保管せられ、州隊長はこれを新に作るべき徽章の代りに使用する。

徽章は本規定によりて州隊長これを與ふ。

傷害保険

(四) すべて隊長及び保險の目的の爲に拂はれたる會費に對し受取證を受領したる後吾人の練習其他に加入する權利を得たる少年は、一九一二年七月六日スワットガルトに於いて一般獨逸保險同盟と共に少年隊によりて議決せられたる協約によりて身體上の災禍に對して保險せらる。

其の通告

保険の目的を以て州隊長に交付せられ而して州隊長によりて保管せらるべき金額に就いての證明は受領證書を以て之に充つ。此の證書は直接證書の上部を切斷せるものなり。

此の證書の双方の切斷片に保険の年と證書の通計番號とを記す。例へば左の如し。

一九二二年七月一日——一九一三年六月三十日、

番號一——一〇、

接続せる兩紙片を分つ線の上には其の隊の印章を押捺す。

拂込金額を集むる隊長は接続せる兩紙片上に於いてその證書の受取人の名を認め而してその一片を金額受領の證として爾後保険せらるべき人に交付す。他の一片はその證據として保持し、その連接證書の上部を受領せる金と共に州隊長に交付す。

連接證書残片の數は切斷せる受取證の數と一致す。

上級隊長は監督部に對する義務としてすべての加入者が保険せられ居るや否やを注意するを要す。

保險會社との決算

州隊長はその保管する控の數に従つて彼に納付せられたる金額より保險證書に支拂を行ふ。

拂ひ込まれたる金額が保險會社に拂ひ込まるゝ迄確實に保證する責は本團これを負はず。

保險會社との決算を行ふは州隊長の務なりとす。

(五)責任保險(Haftpflichtversicherung)に就いてはドレスデンの公共保險組合の規定を適用す。

州隊長は責任保險に對し責任を有す可き指揮者及び練習隊の名の通知を學校と徴兵適齡との間にある少年の爲めライブチヒ地方委員會の監督部を介して學校と徴兵義務との間にある少年の爲めザクセン王國委員會の許に致すものとす。(現在、ロシギッツ、ギクトリア街、九)

被保險者は損害賠償の要求(田畑の損害を除く)を即時に、長くとも一週間以内に書面を以て國會委員に通告するの義務あり。

此の規定に就いての詳細は一九二二年四月十一日の國會委員の決議を基礎とせる規定を見よ。

(六)少年隊は次の如く組織せらる。



三―四組が一小隊を成し

三―四小隊が一中隊を成し

四中隊が一大隊を成す。

八―十二の少年が一組を作る。

旗手又は組長と呼ぶる、年長の團兒が組を指揮す。補助旗手は彼の代理を爲す。旗手及び補助旗手の任命は隊長の提議によりて主隊長これを行ふ。

入團權

入團者は入團證を提出し傷害保險金を支拂ひし隊長が受取證を出すことに至りて入團權を得たるものとす。

義勇團兒(フールドフィンテル)

義勇團兒の任命は州隊長より徽章を授與せらるゝことによりて行はる。此時義勇團兒となるべき少年はその舉動によりて義勇團兒たるに適當することを示し、徽章を授與せらるゝ時州隊長に握手して隊長に對して従順なるべきことゝ、退團に際てしは借用せる徽章帽子及び受取證書を隊長に返却すべきこととを誓ふ。

組を集むる時は各個人の希望をきき、交友關係、級の異同、年齢の異同等を注意すべし。分隊を

作るときは殊に級と年齢とを顧慮すべし。

特に組長は長く必要な權威を保たむが爲に他の少年よりも年長なるを要す。

一の組より他の組へ移すことは宜しからず。一の分隊より他の分隊へ移すことは關係隊長本部の同意を得てのみこれを行ふべし。但し斯かる事は例外のことなりとす。

少年にして何等の効果をあげず嫌惡するものあるときは直に一定の期間を限りて其の隊長これを除名することを得。學校より懈怠其の他の陳情ある時も同様とす。

隊より無期除名を行ふ時は州隊長これを宣告す。

無期除名せられたるものゝ再入隊はそが被除名者の爲に最も有利にして被除名者は再入隊の價値あることを證する時に於いて、隊長本部が當該隊長の同意を得てこれを決議す。

各隊長は次の罰を宣告する權利あり。

一定期間少年義勇團徽章を沒收し、練習に加入するを禁ずること。

歩哨に立つを禁ずること。

少年義勇團の仕事をして課すべからず。

(七)練習には土曜日及び日曜日をこれに充つ。小隊は毎月一日半だけの日曜は練習無きやうに注意するを要す。

少年の宗教的要求を顧慮して家庭及び學校に過度に團兒の徵發を行ふことは如何なる場合に於いてもこれを避けざるべからず。

練習は一方に偏すべからず。加入者の身體力に於いては適當の注意を爲し、健康に害あることはこれを避くべし。

練習は適宜の時間にこれを止め、加入者が夕方遅く家にかへるが如きこと無きやうにし翌日の仕事に必要な休息を得しむべし。

すべて加入者の閑暇時を本團の利益の爲に利用することは本團の目的にかなふと雖、多量の書記の仕事、煩雜なる書寫、一般の練習以外の會合等を多く行ふことは本團の目的にかなはず。

出來得る限り多く休暇に於いて練習を行ふ。休暇には數日間の徒歩旅行、野營徹夜練習行はる。學校の授業ある時にはこれらは行はれず。

隊列練習を基礎とし聯合隊練習を例外とす。

ドクトル、リオンの「少年獨逸團々兒帳」、獨逸少年義勇團聯合會出版の「義勇團兒の練習」及び獨逸少年義勇團の「指揮者法令」は基礎を成すものなり。

大演習は大なる費用を要する演習と同じく例外となさざるべからず。なほ又吾人の組織を以て娛樂の用に供す可からず。

(八)外部の形式に就いて注意すべきこと左の如し。

階級の徽章に就いては聯合指揮部の告示に準據すべし。

飾及びメダルはこれを禁止す。

善く教育せられたる信號手及び善行ありし者は州隊長より少年隊に於いて簡單なる記號によりて等しく顯彰せらる。其の費用は當該資格者の負擔とす。

各組は小なる旗を作り、此の旗には小隊の番號と組の番號とを附す。

義勇團少年本部、信號笛手、笛、繙帶袋、藥局、手斧、鋤、天幕は州隊長の同意を得て組の金庫よりこれをつくることを得。

練習以外の制服着用については隊長本部これを決定す。

制服を着けたる義勇團兒は右手を帽縁まであげて擧手の禮を行ふ。

報告の發送

(九)隊長はある短期間毎に少年隊の發達、其活動及び注意すべき經驗に就いて監督部に報告を行ふ。此の報告は州隊長の動議によりて聯合新誌上に公開することを得。此の爲に編輯管理者によりて爲されたる拂金あるときはその處理は少年隊がこれを爲すべきものとす。

聯合新誌は購讀し得る資力あるもの之を求む可し此の誌上に於ける記事は練習及び論議の爲に種

種の利益ある刺激を供すべし。

ライプチヒ、一九一二年十一月十三日

ライプチヒ少年義勇團入團條件

加入——満十歳の少年は何人も少年隊に加入することを得。義勇團兒と稱するは少年義勇團の徽章を授けられたるもののみなり。團兒たらむと欲する者は入團證書に必要な記入を爲してこれが交付を指名せられたる隊長に差出す可し。彼は書面を以て斷る時の外は練習に出席する義務あり。無斷にて屢、缺席し或は嫌惡し或は學校に於いて苦情を醸す等のことあるときは除名せらる。但し此の場合には既に支拂ひたる金額をとり返す權利なし。加入者は何人も練習中は喫煙せず飲酒せざるの義務あり。

組織——少年隊は州隊長の下にありて組、小隊、中隊、及び大隊に分る。各組に八乃至十二人の團兒ありてその上に組長ありてこれを率ゐ、多くの組が一小隊を成し、こは責任ある隊長によりて率ゐらる。

服装——少年義勇團の制服は證書を渡してのみライプチヒ、ブリュールのフィルム・ホルレンカンブ商會より購求することを得。此の證書は隊長これを渡す。準備すべきものは左の如し。

銃獵用短褐衣、ズボン、冬は編みたる下チョッキ、帽子、帯、袖無し外套、

天幕用革紐二つ、背囊、肉叉及び匙、杯、

雜誌——月刊雜誌「義勇團兒」を購讀するを宜しとす。一號につき代價十ペンニヒなり。

保険——すべて加入者には災禍保険の約束を結ばる。こは練習に際して加入者に起り來るあらゆる災禍を含むものなり。

帽子、帯及び徽章はたゞ練習の時及び隊長が明かに許可したる時のみこれを着用することを得。隊より脱退する際には帽子、徽章及び上述の證書を代償なしに少年隊に返還するを要す。徽章は本團の所有物なり。紛失せられたる徽章は賭金を以てこれを償ふことを得。事務所はトッペル街二番地少年ホームとす。

詳細は此處に於いて火曜日及び金曜日の午後六時半より八時半までの間に告知せらるべし。

州隊長

入團證書

姓名、

生年月日及び場所、

學校及び學年、

地位及び職業、

住所、

拙者儀本證書によりて右の者にライプチヒ少年隊の組織其他に加入することを許可致候。拙者は拙者の知れる條件の下に於いて年々……ペンニヒの保険金額及び毎月〇、一〇乃至〇、二〇マルクの寄附を組の金庫に致すことに同意仕候。入團の條件に就いては正に諒承仕候也。

月日、

父親又はその代理人の署名

學校長の證明

住所

注意——未だ十三歳に達せざる少年は特別の少年組に編入せらる。

第三章 獨逸少女義勇團

第一節 緒言

右の少年義勇團と同様の目的を以て獨逸少女義勇團なるものが組織せられて居る。其の目的は生長期の少女の心身を健全にし、現代の日常生活殊に大都市に於ける生活の危険より遠ざからしめ、

早く労働により過勞せる身體の強健を計り、精神的に開發訓練するを以て目的として居る。其の事業の狀況は別項に掲ぐる所の獨逸少年義勇團綱領に於て之れを見ることが出来る。この少女義勇團と同一目的を以て組織せられ居るは女子涉鳥團である。或は山野を跋涉し或は形勝の地を探り、廣く實際生活の狀況を知ると共に心身の健全を計つて居るのである。

第二節 獨逸少女義勇團綱領

組織

一、目的

生長期の少女の身心を健全にし、近代の日常生活殊に大都市に於ける生活の種々の危険より遠ざからしむる事。學校及び早年よりの報酬を得る労働生活によりて過勞せる少女の身體を強健にすること。健全なる人生の理想、勢力及び能力を進め且つ養護し身體的及び精神的労働に際して持久力あらしむること。

二、仕事の範圍

- 一、家事（「少女義勇團書」第二章を見よ）補習學校其他現在の制度に對する關係。
- 二、都市、田舎、道路の地圖及び鐵道時間表によりて標定法の練習（第三章の「眼を上」の節及び第五章を見よ）

- (イ) 旅行に於ける處置の指導。萬國聯合鐵道停車場案内人の意義。
 - (ロ) 沈着の教育。自己防衛の爲二三の必要なる把捉術の修習。
 - (ハ) 金錢經濟及び貯蓄銀行法。財産管理、病廢保險、養老保險及び私人保險概論の手引き。
- 三、園藝(第四章第一節を見よ)
- 一箇或は數箇の少女義勇團は若し出來得るならば其の都市、適當なる官廳、團體又は私人より一の庭園或是一片の土地を得て共同に耕作しその産物を賣ることを命ぜられ、而して指導婦人及び委員の下に一の少女組を形成す。その産物は或は兩親に或は女商人によりて市場に於いて賣却せらる。かくして得たる金にては次の年の爲の種子及び新しき樹木が調へらる。臨時の少額の餘分の金は義勇團少女がこれを得て貯蓄を爲し或は善良なる目的の爲に支拂を爲す。年長の職業に従事せざる少女團及び例へば地代が未だ高價ならざる都市に於いて廣大なる地面を處理する場合にはその産物の賣却を組織的に行ふ。商業的簿記は本團の少女交代にこれを行ふ。
- 四、戶外に於ける唱歌舞蹈會及び運動遊戲。庭園には雨を防ぐ爲に續きたる小屋あり、夏季義勇團少女宿舍これなり。(第四章第二節及び第三節を見よ)
- 五、體操及び競技(第四章第四節及び第五節を見よ)
- 六、一人の指導婦人の下に徒歩旅行。

同日の夜に歸宅、或は又少女義勇團書(第五章及び第十二章を見よ)及び國民及び少年遊戲中央委員會の根本規則によりて一層長き野外徒歩旅行を爲すこと。

七、衛生服務

- (イ) 危險に際しての處置指導。(恐慌)
- (ロ) 水災、火災及び瓦斯中毒に於ける救護服務。
- (ハ) あらゆる種類の災害の最初の手當。
- (ニ) 小兒養護法初歩の手引き。

幼稚園、少年宿舍等に於いて臨時の練習服務。最初の三つの事項に關することは醫師の指導の下に最後の事項に關することは經驗ある小兒養護者(婦人)の指導の下にこれを行ふ。(第六、七章を見よ)

義勇團少女の冬の仕事

- 八、適當なる専門家によりて國家公民學及び法制の初歩の手引。指導は全然具體的にこれを爲すべし。政治的色彩は如何なるものも嚴密に之を避くべし。(少年義勇團書第八章我等の祖國を見よ)
- 九、社會教育入門(少年義勇團書第十章を見よ)

(イ) 時には寫眞を用ひて午後の講義を行ひこれに附屬して唱歌舞蹈會の夜會を行ふを得。こは既

存の組織と關聯して行ふ。

(ロ) 慈善擁護法の初步の手引。基督降誕祭の贈物。陳列會、幼稚園、工場、仕事場等の訪問。本施設は經濟及び社會事業に經驗ある婦人によりて指導せられ而して年若き義勇團少女の理會力に相應せざるべからず。此のすべての仕事の範圍に就いての練習期間は地方の事情に従つて各地方團體之を規定す。その指揮は地方團體の監督部これを行ふ。「冬の仕事」として述べられたる仕事の範圍は他に適當の組織なき所に於いて時間が許す限りに於いてこれを行ふべきものとす。

三、組織案内

義勇團少女は十四歳より十八歳まで、少女團少女は十二歳より十四歳までとす。少女各八名を一組とし組長及びその助手の下に置く。(十八歳以上の少女はこれを賛助員として數ふ)

- 一、三組或は四組を一隊とし指導婦人の指揮の下に置く。此の婦人は二十一歳以上の若き婦人にして地方團體の賛助員中より指名せらる。賛助員は種々の州郡に於いて指揮を行ふものなり。
- 二、指導婦人を補助せむが爲に古參の義勇團少女中より組長を選任し、その組長の中最も有能なる者は同時に事故あるに際して指導婦人の代理を委任せらる。

是等の組長は又委任せられたる組の中より自ら助手の指揮者を選ぶ。こは助手たるのみに止らず事あるに際しては組長の代理を爲すものなり。

選擇の標準となるは第一にはその人の能力即ちその理解力及び信頼するに足る性なりとす。但し此の際に威嚴の點も考へてその年齢をも顧慮すべきものあり。

組をしてその組長を選択せしむべきや否やは常に熟慮すべきことなり。同年齡者又は同學年者は指導者として必要な權威を持続する者稀なり。屢々指導者の變ることは出來得る限りこれを避くべし。如何なる場合にも指導婦人は上述の組長及び助手の外には數名の豫備指揮者をつくり置き何時にても加入者の増加に就いて指揮者の缺員を満し得るやう注意するを要す。

如何なる組織に於いても然るが如く訓練は主要事たらざるべからず。何となればそは有益に且つ成功せる共同生活に於いては最も重要な要件なればなり。如何に忠告するもこれに従はざる少女は不適當の者として直に退團せしむべし。

少女義勇團に於いては謙讓にして愛嬌に満ちたる情調が主とならざるべからずといふことは自明の要件なり。

争が起る時には出來得る限りは組内の共同評議によりて事情によりては指導婦人を招致してこれを調停すべし。

少女義勇團組合の指導婦人の有效なる共同作業を爲さしめむが爲に一定の時期毎に指導婦人會議を開き其會にて經驗を交換し次期の練習案を確定し其他の問題を論議することは推奨すべきこと

となり。或る點に就いて投票を行ふ時には多數決による。其の際に最上級の指導婦人が二個の投票権を有す(指導婦人及び監督部員として)斯かる決議は全員之に遵はざる可からず。個々の監督部員は指導婦人の権根に干渉するを得ず。是がためには常に地方團體の議長の仲介を求む可し。

四、練習日記

組織的なる教育を行はむが爲に各組長はその組の練習日記をつくるを要す。日記には次の諸項を説明するを要す。

1. 練習の日附
2. 組長の名
3. 練習の場所
4. 天氣
5. 練習の種類
6. 練習の時の長さ
7. 加入者の數
8. 臨時の出費
9. 特別の經驗

五、加入者表

練習日に義勇團少女中の何人が練習を行ひ何人が行はざりしかを出席簿によつて示す可し。缺席者は届出を爲したりしや否や及び必要の場合には如何なる理由によつて缺席したりしかをも注意

すべし。義勇團少女が出席し得ざる時は前以て口頭又は書面を以て——出來得るならば兩親或は年長者の署名を以て——届出を爲し、組長が空しく待つが如きこと無きやうにすべし。學校の仕事、職業、輕微なる病氣、家庭の事故等は直にその理由たることを得。

六、入團の條件

入團の條件は少女、その兩親或はその職業上の長上者の願によりて手書又は印刷物を以て示す可くその條件左の如し。

加入者表への願出は書面を以て指導婦人の許に差出さざるべからず。口頭の願出は原則として承認せられず。指導婦人が受諾の決定を行ふ。入團に際しては少女は(種々の義勇團少女隊に於いては握手を以て)左の義務を負ふ。

1. 指揮者に無條件にて服従すること。
2. すべての練習及び遊戯に加入すること。
3. 事故の爲に缺席したる時又は缺席する時は書面を以て届出を爲すこと。無届にて四週間練習に加らざる時は指導婦人はこれを表より除名することを得。
4. 少女義勇團金庫への拂込金(一週につき凡そ五乃至十ブェンニヒ)を正確に納附すること。
5. 練習中は何時も飲酒を爲さざること。

書面の届書の書式は左の如し。

義勇團少女隊の加入者表への

通告願書

姓名

生年月日及び場所

學校及び學級、又は地位及び職業 本人の

住所

信條

住所

地位

父親の

拙者儀〇〇少女義勇團の入團の條件を承知仕り、本願書によりて拙者の娘(或は奉公女)を入團致させ度、なほ月々の納附金 : プェニヒ正に承諾仕候間此段奉願候也。

年月日

父親或はその代理人の署名

七、義勇團少女宿舍

義勇團少女宿舍の建設は出來得る限りあらゆる方法をつくして、既存の施設物(俱樂部、補習學

校、學校の教室)と共同してなりともこれに努力すべし。

各地方團體は時と共にその少女義勇團の爲に義勇團少女宿舍を建設しその設備及び裝飾には地方團體自ら心を用ふべし。此の宿舍に於いては手工教授によりて學びし能力が僅少の材料を以て有用にして趣味あるものを作る實際的應用を示す可し。義勇團少女の組々はその家庭に於いて善良なる文庫を設くるやうに努力すべし。

八、義勇團少女服裝(衣服及び用具)

一定の服裝を整ふべきや否やといふことは個々の義勇團少女隊の任意とす。この服裝の整へられたる所にては一般に好結果を示せり。服裝は少女に共同と友誼との觀念を起さしめ少女を教育して確固たる正しき誇あらしめ、團結心を進め、而して練習に際して通常服を節用することゝなるなり。貧困なる少女は富裕者の義捐寄附金によりて服を給せらる。

極めて適當有用廉價なる義勇團少女服はベルリンW六六、ライプチゲル・シュトラッセ一三二二
——一三八のフィルマ・アー・ヴェルトハイムに於いて得らる。この商店は全獨逸に對して此の服の專賣權を取得せり。

義勇團少女服は本團の原則により婦人服改良に就いては健康上宜しきものにして徒歩旅行及び仕事を爲すに實用的にして出來得る限り似合はしくつくれるものなり。上衣、外衣及び雨外套は綠色

の粗毛布より成り、襯衣は浅色の洗濯し得べき材料より成れり。下着は衣服の色合上一種の改良ズボン我代表するものなり。そは柔かなる胸衣にボタンを以てとめられ衣囊を有す。衣囊は上衣にも之あり。此の他の下着としては股引或は肌衣及びボタンどめ股引にて事足るべし。こは出來得る限りは空氣の流通よき材料にてつくるを要す。(亞麻纖維織物など) 腰帶の靴下どめに結びつけられたる輕き羊毛製の左右の別ある靴下及び底ひろく踵低く強き革紐つきの靴にて服装完成す。義勇團少女がその外に種々の練習に用ふるものは個々の組にて自ら製するを最も便宜とす。此に述べ置くは鞘に入れられたる鋤及び輕きアメリカ手斧なり。こは種々の小なる土工、炊事場をつくり薪を割る等の事に用ひらる。鉢皿及び炊事用具は新式アルミニウム製の軍隊用のもの最も宜し。

コンパス、懐中時計、備忘録はすべて指揮者が用ふべきものなり。

以上の外は各組の記號として「小旗」を有す。以上は服装及び用具の最も主要なるものなり。

小旗の形及び色に就いては全く干渉せず當該組の趣味に一任す。

本節を終るに當つて特に一言すべきことあり。如何なるものも形式はこれを避くべし。軍隊的の同一形式に陥らざるやうに注意すべし。「同一形式化」といふことはこれより起り易きことなり。

故に個々の部隊が漂流民族の隊の如く國中を進み行くことあるなし。されど或る隊が森林或は原

野を通つて進軍する際に信號角笛小笛或は好まるゝも當然なるかのヴァイオリンを鳴らすべきや否やといふことはその隊に一任せざるべからず。

其の他各組は小なる繙帯袋と大なる繙帯袋とを有せざるべからず。ドクトル、マルクスの少女義勇團袋及び救急用箱は推奨に價す。

十萬分の一の地圖は地勢調査局より廉價に得らるべし。

九、本團の財産

地方に於ける本團の財産は十八歳以上の團員の出す會費及び其の他の寄附金によりて成る。義勇團少女自身は會費を支拂はずして單に二十乃至四十ペンニヒをその組の金庫に納め小なる經常費に充つ。特別の施設例へば大徒歩旅行、夜の談話會等の爲には勿論多少寄附をなすことを要す。但しそは最少限に止むべきは言ふまでもなし。組長はその豫算をつくらざるべからず。

本團の金庫は地方團體員中より一人の婦人會計長これを管理す。組の金庫は當該組より特にその爲に指定せられたる義勇團少女によつて監視せらる。

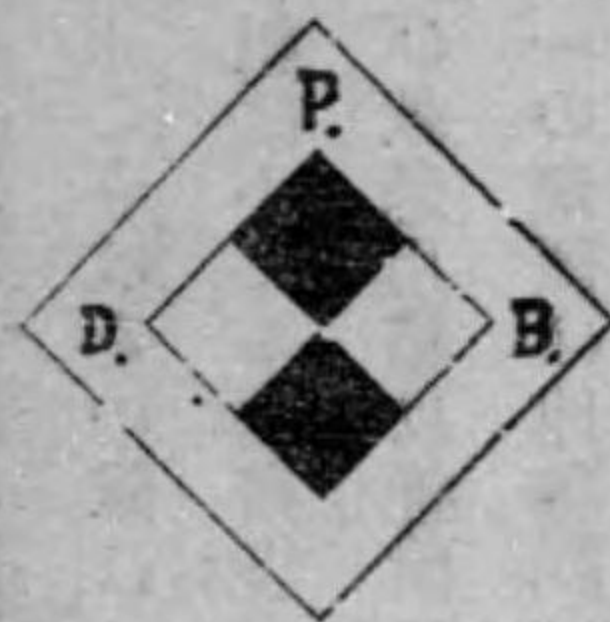
計算は本團全體の金庫に於いて、或は監督部に於いては各組の金庫に於いて組長又はその助手立會の上にて指導婦人の前にてこれを行ふ。

組員たること

組合員は各組合員札を有し義勇團少女は各證明札を有す。こは全體の組織に加入する權利を與ふるものにして要求せらるればこれを示すべきものとす。二十一歳以下の組合員は他に於いて組長或はその下の指揮者にあらざる限りは義勇團の練習に加入することを得。かくして殊に職業に働ける婦人の組合員に新鮮なる空氣中に於いて健全なる運動を行ひ本組織に加入する機會を與へざるべからず。

徽章

徽章としては獨逸少年義勇團體の聯合の襟留章を用ふ。こはシャーロットンブルグ二、ヨアヒムスタール・シュトラッセ三ノ五なる兒童組合團中央部に於いて三十五ブェンニヒにて得らる。組合員は組合員となるや否や何時にてもこれを佩用することを得。義勇團少女には一定時の所屬の後其の行狀に隨つて指導婦人よりその佩用權を許さる。



獨逸少年義勇團徽章

練習中の組長及び助手は目につき易からむが爲に臂帶を纏ふ。衛生隊は特別の徽章を有す。

此の以上に徽章を多くするは獨逸の少年義勇團の精神に適はず、單に不健全なる名譽の慾を惹起するのみなり。

寄贈

書籍、種子、金錢等の形式にて時々の使用の爲に組に贈らるゝ寄贈は地方團體の議長之を受領す。

一〇、結論

終りに臨んで特に注意することは中央指揮部はこれに屬する諸團體にその内部の組織及び改良に就いては完全なる獨立を許すといふことこれなり。

少女義勇團書に述べられたる仕事の範圍をすべて一時に實行せしむる事は能はざるべし。指揮者は常にその地方の現在の事情にて何が最も必要なることなるかを問はざるべからず。されば例へば補習學校、割烹學校、家事學校或は赤十字の地方團體が存在する時は是等の施設と練習とに加入することによりて多くの時間と金錢とを節するを得べし。

然れどもその教化は年の進むと共に發展して完全に向ふやうにしその個々の範圍を次々に相異れる學期に於いて顧慮するやうに爲さざるべからず。

此に注意すべきことは身心を強くする爲には第一に野外に於ける身體の練習に心を用ふべしとい

ふことなり。

他の少年團體と一致協同することはその目的が善良なる基礎の上に存する限りはこれを努むべく、而して和衷協同互に助力せむことを努むべし。

少女義勇團運動の創始者は一般に新しきことを齎せりと思惟するにあらざれども義勇團少女隊によりて此の善良なる刺戟が廣く一般公衆に持ち來されむことを希望するものなり。

特に生長期の少女を助けて自己及び他人の爲に最も簡單なる生活の愉樂の手段を備へしむることは少女隊の義務なり。若き義勇團少女は恐らくはこれによりて此の愉樂は人生問題の眞面目なる理解と極めてよく一致するものなることを始めて知るものなり。

「獨逸少女義勇團」の創立と共に此に再び特に注意すべきことは少女の教育に働ける同様の組織團を集めて一の大なる獨逸帝國同盟會と爲すことを目的とすてふ一事なり。此の同盟會は個々の團體を合併することによりて是等の爲に利益を獲得しその利益を本來の地方團體の利益と同様に力強く有効に代表する地位に置かれざるべからず。今日に於いても既に多くの地方團體が少女義勇團同盟に屬せり。吾人と同一の精神を以て共働せむと欲する人はすべて獨逸少女義勇團に同盟せむことを吾人は衷心より祈るものなり。

此事に關しての書信は伯林、ハイルブロンネル・シュトラッセの獨逸少女義勇團宛と爲すべし。執

務時間は午前九時半より午後一時迄とす。本團の規則書は此所に於いて得らるべし。

第三節 獨逸少女義勇團徒歩旅行注意

徒歩旅行は一年に數回、學校の課業無き午後或は又全日に之を行ひ又數日間の野外徒歩旅行もなす。

徒歩旅行の健康上の價值、その身心に及す好影響に就いては今更述ぶるの要なし。此にはたゞ實際家の豊富なる經驗を基礎として數項の主要點を述べし。

引率する婦人は如何

引率指揮する婦人の問題は最も重要なり。何となれば從來訓練に慣れざる多數の少女等と共に徒歩旅行及び汽車旅行を行ふは重大なる責任ある仕事なればなり。然れどもその必要を感ずる者にして責任を恐るゝ心より少女に極めて必要な務をつくすことを回避することあるべからず。

一組を徒歩旅行又は少女義勇團の練習に導き行く人は何よりも第一に自己が健康にして事を行ふ能力を有せざるべからず。指導婦人たる人は食を節し飲酒を禁じ適當に衣服を着ることに於いて最上の模範たらざるべからず。危険又は災禍に際しての應急手當に就いて相當に實際的知識を有することは極めて必要なり。指導婦人たる人は身體の養護並に飲食の定量に關して衛生上の忠告を與へ得ざるべからず、而して徒歩旅行に際して少女が過度に疲勞せざるやう注意することを知

るを要す。年齢に應じ天氣に應じて共に徒歩旅行する者の力を正しく見つめることは大切なる事なり。指導婦人たる人は沈着と權威とを有し愛情深く自己に託せられたる少女に對する暖かなる理解あるを要し、少女等を過度の叱責又は教訓を以て苦しむべからず、何となれば徒歩旅行は少女等にとりて人生の愉快たり慰安たらざるべからざるが故なり。されど指導者及びその代理者は若き義勇團少女に善良なる訓練とその指揮に對する従順とを要求す可し。何となれば秩序ある組織なくして有益なる徒歩旅行は不可能なればなり。指導婦人はその組長等を次第に少女義勇團編製の細目に従つて育成す。徒歩旅行の周密なる準備を爲すことは極めて必要なり。徒歩行進の際及び合營に於ける唱歌は特に奨励すべきものなり。

傷害保險

指揮者又は義勇團少女に起り來る不時の傷害に對しては責任保險の場合の組織に於けると同じきものを百プロセントの割合にて保險せらる。

病氣

徒歩旅行に際しての病氣はあまり多く室内にあることによりて虚弱となれる少女に特に起るものなり。こは多くは輕き病氣にして規則的の徒歩旅行によりて鍛鍊を行ふことは最もよき療法なるべし。重くして徒歩旅行を害する原因例へば重き變色病心痛等ありと指揮者が認むる時は醫師を

して當該少女に就いて徒歩旅行がその健康状態に適ふや否やを確めしむるやうに注意すべし。醫師が徒歩旅行を禁ずるも其の少女にはなほ新鮮なる空氣中にありて健全なる運動を爲すことを得しむる餘地十分にあり。即ち此がために大旅行にたへざる友人とともに新鮮なる空氣の中に運動を樂むことも出來ればなり。されば決して家に止り暖爐の後に蹲踞することあるべからず。只家に止り暖爐を友とするのみにては心身の健康は確かに得らるゝことあるべからざる可し。統計は新鮮なる空氣中に於いて愉快なる徒歩旅行と運動とを爲したる後には心身の活動能力が著しき割合にて増進せることを證せり。

給養

身體の仕事と相調和せる營養に就いては注意を要す。そは多量の肉食より成ることを要せず。何となれば今日の食物科學の見地によれば普通には十分に混和せられたる食物の場合には澱粉及び糖素即ち所謂含水炭素の食物にて事足るが故なり。野外に於ける炊事は奨励すべきことにしてそは多くの場合には徒歩旅行慾を大に強むるものなり。此の爲に特に適するは少時間にて用意し得るもの例へば立方固形スープ、立方固形ブイヨン(澄し汁)等なり。地方團體は徒歩旅行少女團の食事準備に如何なる程度まで世話を爲すべきかは今こゝに定むるを得ず、そはその地方の事情如何によればなり。多くの場合には義勇團少女は自らその食料を携帯すべし。又地方團體が給養の